# そでがうら・ふれあいプラン

袖ケ浦市障がい者福祉基本計画(第3期)

袖ケ浦市障がい福祉計画(第6期)

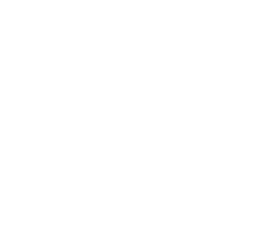
袖ケ浦市障がい児福祉計画(第2期)



袖ケ浦市 福祉部 障がい者支援課











# はじめに



本市では、国の障がい福祉に関する動向を踏まえ、平成29年度に「袖ケ浦市障がい者福祉基本計画(第3期)」「袖ケ浦市障がい福祉計画(第5期)」「袖ケ浦市障がい児福祉計画(第1期)」の3つの計画を「そでがうら・ふれあいプラン」として一体的に策定し、計画的な障がい福祉施策の推進に努めてきたところです。

このような中、障がい福祉に関し、障がいのある人の自 立支援や社会参加に向けて、国において、社会福祉法や障

害者総合支援法、障害者差別解消法などの関連法の改正等が行われ、様々な施策を総合的に進めているところであり、本市においてもこの動向に対応するとともに、障がい福祉の充実に向けた取組を進めることが求められております。

そのため、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とする「袖ケ浦市障がい福祉計画(第6期)」及び「袖ケ浦市障がい児福祉計画(第2期)」を策定するとともに、これまでの取組の成果と課題を踏まえ、「袖ケ浦市障がい者福祉基本計画(第3期)」の必要な見直しを行いました。

計画の策定にあたっては、本市における地域特性や課題等の整理として障がいを持つ人や市民の皆様へのアンケート、事業所等からの意見聴取を行うとともに、各施策における取組の進捗状況を確認し、外部等の有識者で構成される地域総合支援協議会からご意見をうかがってまいりました。

本計画では、これまで掲げてきた理念と進めてきた取組を踏まえ、引き続き「障がいのある人が、安心して、その人らしい生活をおくれるまちづくり」を基本理念とし、その実現に向けて、障がいのある人が身近な地域で安心して暮らすために必要な基盤整備等についての目標を設定するとともに、それらのサービス提供体制が計画的に確保されるよう取組を進めることとしています。これらの取組を進めるにあたっては、市民の皆様や関係団体等と連携を図っていくことが必要となりますので、皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、計画の策定にあたり、ご意見をいただきました地域総合支援協議会の皆様 をはじめ、市民の皆様、関係機関・団体等の皆様に心からお礼申し上げます。

令和3年3月

袖ケ浦市長 粕谷 智浩





# 目 次

第1章	計画の目的と性格	1
第1:	節 計画策定の背景と目的	. 1
1	計画策定の背景	. 1
2	計画の目的	. 3
第2	節 計画の位置づけ、期間等	. 4
1	法的な位置づけ	. 4
2	各種計画との関連	. 5
3	計画の対象	. 6
4	計画の期間	. 6
第2章	障がいのある人等の状況	7
第1:	節 人口の推移	. 7
1	年齢3区分別人口の推移	. 7
2	年齢別人口の推移	. 8
第2	節 障がいのある人の状況	. 9
1	障害者手帳所持者数(全体)の推移	. 9
2	身体障がいのある人の状況	10
3	知的障がいのある人の状況	12
4	精神障がいのある人の状況	13
5	難病等の特定疾患のある人の状況	14
6	サポートが必要な児童・生徒の状況	15
7	障害福祉サービス等の状況	17
8	障がいのある人等の推計	19
第3	節 アンケート調査結果の概要	21
1	アンケート調査の実施概要	21
2	主な集計結果	22
第3章	袖ケ浦市障がい者福祉基本計画(第3期)	34
第1:	節 基本理念及び基本的な考え方	34
1	基本理念	34
2	基本的な考え方	35
3	計画の体系	36
第21	節 障がい者福祉基本計画の取組状況・課題の整理	37
1	計画の取組状況	37
2	障がい者施策の推進に向けた課題の整理	43



# 3 節 施策の展開 47 1 自立生活の支援・意思決定支援の推進 47 2 保健・医療の推進 53 3 子育で・教育・生涯学習・スポーツ等の振興 57 4 雇用・就業・経済的自立の支援 61 5 安全・安心な生活環境の整備 64 6 防災・防犯等の推進 70 第 4 章 袖ケ浦市障がい福祉計画(第 6 期) ・袖ケ浦市障がい児福祉計画(第 2 期)  73 第 1 節 計画の趣旨 73 第 2 節 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の取組状況 74 1 成果目標の達成状況 74 2 障害福祉サービス等・障害児通所支援等の利用状況 79 第 3 節 国の基本指針に係る本市の目標と取組 83 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行 85 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 86 3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実 86 3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実 87 4 福祉施設から一般就労への移行等 88 5 障がい児支援の提供体制の整備等 90 7 障害福祉サービス・相談支援・自立支援・分の政組に係る体制の構築 91 第 4 節 障害福祉サービス・相談支援(自立支援給付) 92 2 地域生活支援事業 99 3 障害児通所支援等 104 第 5 章 計画の推進 107 第 1 節 袖ケ浦市地域総合支援協議会の運営 107 1 協議会の概要 107 第 1 節 薩がい福祉施策の総合的な推進 109 第 3 節 障がい福祉施策の総合的な推進 109 第 3 節 障がい福祉施策の総合的な推進 109 第 3 節 計画の評価と見直し 110		_		
2 保健・医療の推進       53         3 子育で・教育・生涯学習・スポーツ等の振興       57         4 雇用・就業・経済的自立の支援       61         5 安全・安心な生活環境の整備       64         6 防災・防犯等の推進       70         第4章 袖ケ浦市障がい福祉計画(第6期)       70         * 袖ケ浦市障がい福祉計画(第6期)       73         第1節 計画の趣旨       73         第2節 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の取組状況       74         1 成果目標の達成状況       74         2 障害福祉サービス等・障害児通所支援等の利用状況       79         第3節 国の基本指針に係る本市の目標と取組       83         1 福祉施設の入所者の地域生活への移行       85         2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築       86         3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実       87         4 福祉施設から一般就労への移行等       88         5 障がい児支援の提供体制の整備等       89         6 相談支援体制の充実・強化等       90         7 障害福祉サービス・相談支援(自立支援給付)       92         1 指定障害福祉サービス・相談支援(自立支援給付)       92         2 地域生活支援事業       99         3 障害児通所支援等       107         第 1 節 袖ケ浦市地域総合支援協議会の運営       107         1 協議会の概要       107         2 実務者会の設置       107         3 相談支援部会       107         3 相談支援部会       107         第 2 節 確然       107         第 3 配がい福祉施       107         第 3 相談支援部会	匀	自3質	5 施策の展開	47
3 子育で・教育・生涯学習・スポーツ等の振興 57 4 雇用・就業・経済的自立の支援 61 5 安全・安心な生活環境の整備 64 6 防災・防犯等の推進 70 第4章 袖ケ浦市障がい福祉計画(第6期) - 袖ケ浦市障がい福祉計画(第2期) 73 第1節 計画の趣旨 73 第2節 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の取組状況 74 1 成果目標の達成状況 74 2 障害福祉サービス等・障害児通所支援等の利用状況 79 第3節 国の基本指針に係る本市の目標と取組 83 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行 85 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 86 3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実 87 4 福祉施設から一般就労への移行等 88 5 障がい児支援の提供体制の整備等 89 6 相談支援体制の充実・強化等 90 7 障害福祉サービス・をの質を向上させるための取組に係る体制の構築 91 第4節 障害福祉サービス・を対しませるための取組に係る体制の構築 91 第4節 障害福祉サービス・相談支援(自立支援給付) 92 2 地域生活支援事業 99 3 障害児通所支援等 104 第5章 計画の推進 107 第1節 袖ケ浦市地域総合支援協議会の運営 107 第1節 神ケ浦市地域総合支援協議会の運営 107 第1節 神ケ浦市地域総合支援協議会の運営 107 第1節 神ケ浦市地域総合支援協議会の運営 107 第1節 神ケ浦市地域総合支援協議会の運営 107		1	自立生活の支援・意思決定支援の推進	47
4 雇用・就業・経済的自立の支援 61 5 安全・安心な生活環境の整備 64 6 防災・防犯等の推進 70 第4章 袖ケ浦市障がい福祉計画(第6期) · 袖ケ浦市障がい福祉計画(第2期) . 3 第1節 計画の趣旨 73 第2節 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の取組状況 74 1 成果目標の達成状況 74 2 障害福祉サービス等・障害児通所支援等の利用状況 79 第3節 国の基本指針に係る本市の目標と取組 83 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行 85 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 86 3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実 87 4 福祉施設から一般就労への移行等 88 5 障がい児支援の提供体制の整備等 89 6 相談支援体制の充実・強化等 90 7 障害福祉サービス・相談支援(自立支援給付) 92 1 指定障害福祉サービス・相談支援(自立支援給付) 92 2 地域生活支援事業 99 3 障害児通所支援等 104 第5章 計画の推進 107 第1節 袖ケ浦市地域総合支援協議会の運営 107 1 協議会の概要 107 第 1節 袖ケ浦市地域総合支援協議会の運営 107 第 1節 袖ケ浦市地域総合支援協議会の運営 107 3 相談支援部会 107 第 2節 障がい福祉施策の総合的な推進 109		2	保健・医療の推進	53
5 安全・安心な生活環境の整備 64 6 防災・防犯等の推進 70 障がい理解・差別の解消・権利擁護・虐待防止の推進 70 第4章 袖ケ浦市障がい福祉計画(第6期) · 袖ケ浦市障がい福祉計画(第2期) 73 第1節 計画の趣旨 73 第2節 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の取組状況 74 1 成果目標の達成状況 74 2 障害福祉サービス等・障害児通所支援等の利用状況 79 第3節 国の基本指針に係る本市の目標と取組 83 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行 85 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 86 3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実 87 4 福祉施設から一般就労への移行等 88 5 障がい児支援の提供体制の整備等 89 6 相談支援体制の充実・強化等 90 7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 91 第4節 障害福祉サービス・相談支援(自立支援給付) 92 地域生活支援事業 99 3 障害児通所支援等 104 第5章 計画の推進 107 第1節 袖ケ浦市地域総合支援協議会の運営 107 第1節 袖ケ浦市地域総合支援協議会の運営 107 第1節 袖ケ浦市地域総合支援協議会の運営 107 第1節 袖ケ浦市地域総合支援協議会の運営 107 第2節 障がい福祉施策の総合的な推進 109 第2節 障がい福祉施策の総合的な推進 100 第2節 障がい福祉施策の総合的な推進 100 第2節 障がい福祉施策の総合的な推進 100 第2節 障がい福祉施策の総合的な推進 100 第2 節 障がい福祉施策の総合的な推進 100 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10		3	子育て・教育・生涯学習・スポーツ等の振興	57
6 防災・防犯等の推進 70 障がい理解・差別の解消・権利擁護・虐待防止の推進 70 第4章 袖ケ浦市障がい福祉計画(第6期) - 袖ケ浦市障がい福祉計画(第6期) - 袖ケ浦市障がい児福祉計画(第2期) 73 第1節 計画の趣旨 73 第2節 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の取組状況 74 1 成果目標の達成状況 74 2 障害福祉サービス等・障害児通所支援等の利用状況 79 第3節 国の基本指針に係る本市の目標と取組 83 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行 85 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 86 3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実 87 4 福祉施設から一般就労への移行等 88 5 障がい児支援の提供体制の整備等 89 6 相談支援体制の充実・強化等 90 7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 91 第4節 障害福祉サービス・相談支援(自立支援給付) 92 1 指定障害福祉サービス・相談支援(自立支援給付) 92 2 地域生活支援事業 99 3 障害児通所支援等 104 第5章 計画の推進 107 第 1 節 袖ケ浦市地域総合支援協議会の運営 107 第 1 節 袖ケ浦市地域総合支援協議会の運営 107 3 相談支援部会 107 第 2 節 障がい福祉施策の総合的な推進 109 第 2 管がい福祉施策の総合的な推進 109 第 2 節 障がい福祉施策の総合的な推進 109		4	雇用・就業・経済的自立の支援	61
7 障がい理解・差別の解消・権利擁護・虐待防止の推進       70         第4章 袖ケ浦市障がい福祉計画(第6期)       ・袖ケ浦市障がい児福祉計画(第2期)       73         第1節 計画の趣旨       73         第2節 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の取組状況       74         1 成果目標の達成状況       74         2 障害福祉サービス等・障害児通所支援等の利用状況       79         第3節 国の基本指針に係る本市の目標と取組       83         1 福祉施設の入所者の地域生活への移行       85         2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築       86         3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実       87         4 福祉施設から一般就労への移行等       88         5 障がい見支援の提供体制の整備等       89         6 相談支援体制の充実・強化等       90         7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築       91         第4節 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築       91         第4節 障害福祉サービス・相談支援(自立支援給付)       92         1 指定障害福祉サービス・相談支援(自立支援給付)       92         1 指定障害福祉サービスを接続の運営       107         第 5章 計画の推進       107         1 協議会の概要       107         2 実務者会の設置       107         3 相談支援部会       107         3 相談支援部会       107         3 相談支援部会       10		5	安全・安心な生活環境の整備	64
第4章 袖ケ浦市障がい福祉計画(第6期)         ・袖ケ浦市障がい児福祉計画(第2期)       73         第1節 計画の趣旨       73         第2節 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の取組状況       74         1 成果目標の達成状況       74         2 障害福祉サービス等・障害児通所支援等の利用状況       79         第3節 国の基本指針に係る本市の目標と取組       83         1 福祉施設の入所者の地域生活への移行       85         2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築       86         3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実       87         4 福祉施設から一般就労への移行等       88         5 障がい見支援の提供体制の整備等       89         6 相談支援体制の充実・強化等       90         7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築       91         第4節 障害福祉サービス・相談支援(自立支援給付)       92         2 地域生活支援事業       99         3 障害児通所支援等       104         第5章 計画の推進       107         1 協議会の概要       107         2 実務者会の設置       107         3 相談支援部会       107         第2節 障がい福祉施策の総合的な推進       109		6	防災・防犯等の推進	68
・袖ケ浦市障がい児福祉計画(第2期)       73         第 1 節 計画の趣旨       73         第 2 節 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の取組状況       74         1 成果目標の達成状況       74         2 障害福祉サービス等・障害児通所支援等の利用状況       79         第 3 節 国の基本指針に係る本市の目標と取組       83         1 福祉施設の入所者の地域生活への移行       85         2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築       86         3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実       87         4 福祉施設から一般就労への移行等       88         5 障がい児支援の提供体制の整備等       89         6 相談支援体制の充実・強化等       90         7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築       91         第 4 節 障害福祉サービス・相談支援(自立支援給付)       92         2 地域生活支援事業       99         3 障害児通所支援等       104         第 5 章 計画の推進       107         1 協議会の概要       107         2 実務者会の設置       107         3 相談支援部会       107         第 2 節 障がい福祉施策の総合的な推進       109		7	障がい理解・差別の解消・権利擁護・虐待防止の推進	70
第 1 節 計画の趣旨 73 第 2 節 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の取組状況 74 1 成果目標の達成状況 74 2 障害福祉サービス等・障害児通所支援等の利用状況 79 第 3 節 国の基本指針に係る本市の目標と取組 83 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行 85 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 86 3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実 87 4 福祉施設から一般就労への移行等 88 5 障がい児支援の提供体制の整備等 89 6 相談支援体制の充実・強化等 90 7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 91 第 4 節 障害福祉サービス・相談支援(自立支援給付) 92 1 指定障害福祉サービス・相談支援(自立支援給付) 92 2 地域生活支援事業 99 3 障害児通所支援等 104 第 5 章 計画の推進 107 第 1 節 袖ケ浦市地域総合支援協議会の運営 107 1 協議会の概要 107 2 実務者会の設置 107 3 相談支援部会 107	第4	4章:	袖ケ浦市障がい福祉計画(第6期)	
第2節 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の取組状況 74 1 成果目標の達成状況 74 2 障害福祉サービス等・障害児通所支援等の利用状況 79 第3節 国の基本指針に係る本市の目標と取組 83 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行 85 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 86 3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実 87 4 福祉施設から一般就労への移行等 88 5 障がい児支援の提供体制の整備等 89 6 相談支援体制の充実・強化等 90 7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 91 第4節 障害福祉サービス・相談支援(自立支援給付) 92 1 指定障害福祉サービス・相談支援(自立支援給付) 92 2 地域生活支援事業 99 3 障害児通所支援等 104 第5章 計画の推進 107 第1節 袖ケ浦市地域総合支援協議会の運営 107 1 協議会の概要 107 2 実務者会の設置 107 3 相談支援部会 107 第2節 障がい福祉施策の総合的な推進 109			・袖ケ浦市障がい児福祉計画(第2期)	73
1 成果目標の達成状況       74         2 障害福祉サービス等・障害児通所支援等の利用状況       79         第3節 国の基本指針に係る本市の目標と取組       83         1 福祉施設の入所者の地域生活への移行       85         2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築       86         3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実       87         4 福祉施設から一般就労への移行等       88         5 障がい児支援の提供体制の整備等       89         6 相談支援体制の充実・強化等       90         7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築       91         第4節 障害福祉サービス・セラ援等の見込量と確保のための方策       92         1 指定障害福祉サービス・相談支援(自立支援給付)       92         2 地域生活支援事業       99         3 障害児通所支援等       104         第5章 計画の推進       107         1 協議会の概要       107         2 実務者会の設置       107         3 相談支援部会       107         第2節 障がい福祉施策の総合的な推進       109	匀	自1 餌	う 計画の趣旨	73
2 障害福祉サービス等・障害児通所支援等の利用状況 79 第3節 国の基本指針に係る本市の目標と取組 83 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行 85 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 86 3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実 87 4 福祉施設から一般就労への移行等 88 5 障がい児支援の提供体制の整備等 89 6 相談支援体制の充実・強化等 90 7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 91 第4節 障害福祉サービスや支援等の見込量と確保のための方策 92 1 指定障害福祉サービス・相談支援(自立支援給付) 92 2 地域生活支援事業 99 3 障害児通所支援等 104 第5章 計画の推進 107 第 1 節 袖ケ浦市地域総合支援協議会の運営 107 1 協議会の概要 107 2 実務者会の設置 107 3 相談支援部会 107 第 2 節 障がい福祉施策の総合的な推進 109	匀	自2貿	う 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の取組状況	74
第3節 国の基本指針に係る本市の目標と取組 83 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行 85 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 86 3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実 87 4 福祉施設から一般就労への移行等 88 5 障がい児支援の提供体制の整備等 89 6 相談支援体制の充実・強化等 90 7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 91 第4節 障害福祉サービス・支援等の見込量と確保のための方策 92 1 指定障害福祉サービス・相談支援(自立支援給付) 92 2 地域生活支援事業 99 3 障害児通所支援等 104 第5章 計画の推進 107 第 1 節 袖ケ浦市地域総合支援協議会の運営 107 1 協議会の概要 107 2 実務者会の設置 107 3 相談支援部会 107 第 2 節 障がい福祉施策の総合的な推進 109		1	成果目標の達成状況	74
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行       85         2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築       86         3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実       87         4 福祉施設から一般就労への移行等       88         5 障がい児支援の提供体制の整備等       89         6 相談支援体制の充実・強化等       90         7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築       91         第4節 障害福祉サービス・安援等の見込量と確保のための方策       92         1 指定障害福祉サービス・相談支援(自立支援給付)       92         2 地域生活支援事業       99         3 障害児通所支援等       104         第5章 計画の推進       107         1 協議会の概要       107         2 実務者会の設置       107         3 相談支援部会       107         第2節 障がい福祉施策の総合的な推進       109		2	障害福祉サービス等・障害児通所支援等の利用状況	79
2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築       86         3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実       87         4 福祉施設から一般就労への移行等       88         5 障がい児支援の提供体制の整備等       89         6 相談支援体制の充実・強化等       90         7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築       91         第4節 障害福祉サービスや支援等の見込量と確保のための方策       92         1 指定障害福祉サービス・相談支援(自立支援給付)       92         2 地域生活支援事業       99         3 障害児通所支援等       104         第5章 計画の推進       107         1 協議会の概要       107         2 実務者会の設置       107         3 相談支援部会       107         第2節 障がい福祉施策の総合的な推進       109	匀	自3貿	5 国の基本指針に係る本市の目標と取組	83
3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実       87         4 福祉施設から一般就労への移行等       88         5 障がい児支援の提供体制の整備等       89         6 相談支援体制の充実・強化等       90         7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築       91         第4節 障害福祉サービスや支援等の見込量と確保のための方策       92         1 指定障害福祉サービス・相談支援(自立支援給付)       92         2 地域生活支援事業       99         3 障害児通所支援等       104         第5章 計画の推進       107         1 協議会の概要       107         2 実務者会の設置       107         3 相談支援部会       107         第2節 障がい福祉施策の総合的な推進       109		1	福祉施設の入所者の地域生活への移行	85
4 福祉施設から一般就労への移行等885 障がい児支援の提供体制の整備等896 相談支援体制の充実・強化等907 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築91第4節 障害福祉サービスや支援等の見込量と確保のための方策921 指定障害福祉サービス・相談支援(自立支援給付)922 地域生活支援事業993 障害児通所支援等104第5章 計画の推進107第 1 節 袖ケ浦市地域総合支援協議会の運営1071 協議会の概要1072 実務者会の設置1073 相談支援部会107第 2 節 障がい福祉施策の総合的な推進109		2	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	86
5 障がい児支援の提供体制の整備等       89         6 相談支援体制の充実・強化等       90         7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築       91         第4節 障害福祉サービスや支援等の見込量と確保のための方策       92         1 指定障害福祉サービス・相談支援(自立支援給付)       92         2 地域生活支援事業       99         3 障害児通所支援等       104         第5章 計画の推進       107         1 協議会の概要       107         2 実務者会の設置       107         3 相談支援部会       107         第2節 障がい福祉施策の総合的な推進       109		3	地域生活支援拠点等が有する機能の充実	87
6 相談支援体制の充実・強化等       90         7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築       91         第4節 障害福祉サービスや支援等の見込量と確保のための方策       92         1 指定障害福祉サービス・相談支援(自立支援給付)       92         2 地域生活支援事業       99         3 障害児通所支援等       104         第5章 計画の推進       107         1 協議会の概要       107         2 実務者会の設置       107         3 相談支援部会       107         第2節 障がい福祉施策の総合的な推進       109		4	福祉施設から一般就労への移行等	88
7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 91 第4節 障害福祉サービスや支援等の見込量と確保のための方策 92 1 指定障害福祉サービス・相談支援(自立支援給付) 92 2 地域生活支援事業 99 3 障害児通所支援等 104 第5章 計画の推進 107 第1節 袖ケ浦市地域総合支援協議会の運営 107 1 協議会の概要 107 2 実務者会の設置 107 3 相談支援部会 107 第2節 障がい福祉施策の総合的な推進 109		5	障がい児支援の提供体制の整備等	89
第4節 障害福祉サービスや支援等の見込量と確保のための方策       92         1 指定障害福祉サービス・相談支援(自立支援給付)       92         2 地域生活支援事業       99         3 障害児通所支援等       104         第5章 計画の推進       107         第 1 節 袖ケ浦市地域総合支援協議会の運営       107         1 協議会の概要       107         2 実務者会の設置       107         3 相談支援部会       107         第 2 節 障がい福祉施策の総合的な推進       109		6	相談支援体制の充実・強化等	90
1 指定障害福祉サービス・相談支援(自立支援給付)       92         2 地域生活支援事業       99         3 障害児通所支援等       104         第5章 計画の推進       107         第 1 節 袖ケ浦市地域総合支援協議会の運営       107         1 協議会の概要       107         2 実務者会の設置       107         3 相談支援部会       107         第 2 節 障がい福祉施策の総合的な推進       109		7	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築.	91
2 地域生活支援事業993 障害児通所支援等104第5章 計画の推進107第1節 袖ケ浦市地域総合支援協議会の運営1071 協議会の概要1072 実務者会の設置1073 相談支援部会107第2節 障がい福祉施策の総合的な推進109	匀	64節	5 障害福祉サービスや支援等の見込量と確保のための方策	92
3 障害児通所支援等104第5章 計画の推進107第1節 袖ケ浦市地域総合支援協議会の運営1071 協議会の概要1072 実務者会の設置1073 相談支援部会107第2節 障がい福祉施策の総合的な推進109		1	指定障害福祉サービス・相談支援(自立支援給付)	92
第5章 計画の推進107第1節 袖ケ浦市地域総合支援協議会の運営1071 協議会の概要1072 実務者会の設置1073 相談支援部会107第2節 障がい福祉施策の総合的な推進109		2	地域生活支援事業	99
第1節 袖ケ浦市地域総合支援協議会の運営1071 協議会の概要1072 実務者会の設置1073 相談支援部会107第2節 障がい福祉施策の総合的な推進109		3	障害児通所支援等	104
第1節 袖ケ浦市地域総合支援協議会の運営1071 協議会の概要1072 実務者会の設置1073 相談支援部会107第2節 障がい福祉施策の総合的な推進109	第5	5章	計画の推進	107
1 協議会の概要1072 実務者会の設置1073 相談支援部会107第2節 障がい福祉施策の総合的な推進109				
2 実務者会の設置1073 相談支援部会107第2節 障がい福祉施策の総合的な推進109				
3 相談支援部会107 第2節 障がい福祉施策の総合的な推進109		2		
第2節 障がい福祉施策の総合的な推進109				
	訇	自2餌		



資	料	編111
	1	計画の策定体制111
	2	計画策定経過の概要 112
	3	袖ケ浦市地域総合支援協議会設置要綱113
	4	袖ケ浦市障がい者福祉計画等検討委員会設置要綱116
	5	袖ケ浦市内の障がい福祉サービス実施事業所一覧118
	6	袖ケ浦市内の障がい福祉サービスの提供状況の分布119
	7	用語集及び障がい者に関するマーク120

# ※「障害」と「障がい」の表記について

この計画書の中で、「障害」と「障がい」の2通りの表現を用いていますが、障がい者の「害」という漢字には、不快に感じる方もいるため、法的に定められているもの(法律名、固有名称など)以外は、「障がい」と表記しています。





# 第1章 計画の目的と性格

# 第1節 計画策定の背景と目的

# 1 計画策定の背景

障がい者施策をめぐっては、国において、平成18年に国連総会で採択された「障害者の権利に関する条約」(以下「条約」という。)の締結に先立ち、平成23年8月に障がい者の定義の見直しや障がいの有無にかかわらず人格と個性を尊重する共生社会の実現等を内容とした障害者基本法を改正し、平成24年10月には障がい者への虐待の禁止や予防を内容とした、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援に関する法律(以下「障害者虐待防止法」という。)を施行しました。

また、平成25年4月には、障害者基本法の趣旨を踏まえ、障害者自立支援法が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)として改正・施行され、これら一連の国内法の整備を経て、平成26年1月に条約が批准されて障がい者の権利の実現に向けた取組が一層強化されることになりました。

平成28年4月には障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とした、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(以下「障害者差別解消法」という。)が施行され、同時期に障害者の雇用の促進等に関する法律(以下「障害者雇用促進法」という。)も改正施行されています。さらに、同年6月には障害者総合支援法等の更なる改正が行われ、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう「生活」と「就労」に関する支援の一層の充実を図るとともに、児童福祉法の一部改正により、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実を図ることとしています。

加えて近年では、障がいのある人のほか、様々な生活ニーズのある人々等、すべての人が共に生きる地域社会の実現に向けた議論が進められています。国では、子ども・高齢者・障がいのある人等すべての人が地域、暮らし、生きがいを共につくり、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を目指し、地域における複雑な課題の解決にすべての住民が「我が事」として取り組む社会のあり方や、市町村における包括的な相談支援体制のあり方について検討を進め、平成30年4月には、地域共生社会の実現に向けて地域住民等や市町村が取り組むべき事項等を規定した、改正「社会福祉法」が施行されています。

本市においても、このような国の動向を十分に踏まえ、地域社会の理解と協力のもと、 障がいのある人を地域で包み込み、障がいのある人が地域で自立して生活できる社会の実 現に向けて取り組むことの重要性が増してきています。



# ■近年の障がい者制度に関わる法制度等の動き■

公布等年月	施行等年月	法制度等の動き	主な内容
	平成28年4月	障害を理由とする 差別の禁止に関す る法律の制定	・差別を解消するための措置(差別的取扱いの禁止、合理的配慮の不提供の禁止) ・差別を解消するための支援措置(相談・紛争解決の体制整備、普及・啓発活動の実施等)
平成25年6月	平成28年4月 (一部平成30年4月)	障害者雇用促進法 の改正	<ul><li>・雇用分野における障がいを理由とする 差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提 供義務</li><li>・法定雇用率の算定基礎に精神障がい者 を追加</li></ul>
	平成26年4月 (一部平成28年4月)	精神保健福祉法の 改正	・医療提供を確保するための指針の策定 ・保護者制度の廃止
		障害者総合支援法 の改正	・重度訪問介護の訪問先の拡大 ・就労定着支援・自立生活援助の創設 ・サービス提供者の情報公開制度の創設
平成28年6月	平成30年4月 (一部平成28年6月) 年6月 平成28年6月	児童福祉法の改正	<ul><li>・居宅訪問型児童発達支援の創設</li><li>・保育所等訪問支援の支援対象の拡大</li><li>・障がい児福祉計画に関する規定の創設</li><li>・医療的ケアを要する障がい児に対する</li><li>支援の明文化</li></ul>
		発達障害者支援法 の改正	・障害者基本法の基本的な理念に則ることを規定 ・相談体制の整備の規定を創設
平成29年6月	平成30年4月	社会福祉法の改正	・「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定・この理念を実現するため、市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨を規定・地域福祉計画の充実
平成30年3月	平成30年3月	障害者基本計画 (第4次)の策定	・計画期間:平成30年度から5年間 ・障がい者施策の最も基本的な計画 ・共生社会の実現に向けて障がい者の自 己実現を支援
平成30年6月	平成30年6月	障害者による文化 芸術活動の推進に 関する法律の制定	<ul><li>・障がい者による文化芸術活動の推進に 関する基本的な計画の策定を規定</li><li>・文化芸術鑑賞機会の拡大</li><li>・文化芸術創造機会の拡大</li></ul>



# 2 計画の目的

本市では、平成30年度から令和5年度までの6年間を計画期間とした「袖ケ浦市障がい者福祉基本計画(第3期)」並びに平成30年度から令和2年度までの3年間を計画期間とした「袖ケ浦市障がい福祉計画(第5期)」及び「袖ケ浦市障がい児福祉計画(第1期)」といった3つの性格を併せ持つ「そでがうら・ふれあいプラン」(以下「本計画」という。)を策定し、基本理念である「障がいのある人が、安心して、その人らしい生活をおくれるまちづくり」の実現に向け、障害福祉サービス等の確保を定めるとともに、障がい児通所支援や障がい児相談支援の提供体制の確保を定め、それぞれ障害福祉サービスを提供する事業所等と連携を図り様々な障がい施策を実施してきたところです。

このうち、「袖ケ浦市障がい福祉計画(第5期)」及び「袖ケ浦市障がい児福祉計画(第1期)」が令和2年度で終了することに伴い、障がい者施策をめぐる近年の動向や、本市の障がい者を取り巻く現状、これまでの取組の成果と課題を踏まえ、「袖ケ浦市障がい者福祉基本計画(第3期)」の必要な見直しを行うとともに、令和3年度から3か年の障害福祉サービスや障害児通所支援等を提供するための体制の確保を総合的かつ計画的に図るため、「袖ケ浦市障がい福祉計画(第6期)」及び「袖ケ浦市障がい児福祉計画(第2期)」を策定するものです。



# 第2節 計画の位置づけ、期間等

# 1 法的な位置づけ

本計画は、「袖ケ浦市障がい者福祉基本計画(第3期)」「袖ケ浦市障がい福祉計画(第6期)」及び「袖ケ浦市障がい児福祉計画(第2期)」の3つの計画により構成されます。

- 「袖ケ浦市障がい者福祉基本計画(第3期)」は、障害者基本法第11条第3項による 「市町村障害者計画」に位置づけられ、本市の障がい者施策を総合的に推進することを目 的とした計画です。
- 「袖ケ浦市障がい福祉計画(第6期)」は、障害者総合支援法第88条第1項による「市町村障害福祉計画」に位置づけられ、障がい者の日常生活や社会生活を総合的に支援するために、障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する数値目標や、サービスごとの必要な見込量などを定める計画です。
- 「袖ケ浦市障がい児福祉計画(第2期)」は、児童福祉法第33条の20第1項による 「市町村障害児福祉計画」に位置づけられ、障がい児支援の提供体制の確保と円滑な実施 を図るための計画です。
  - ※「市町村障害児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20第6項の規定により「市町村障害福祉計画」と一体のものとして作成することができるものとされていることから、「袖ケ浦市障がい福祉計画(第6期)」と「袖ケ浦市障がい児福祉計画(第2期)」を一体のものとして策定しています。

# ■計画の法的位置づけと役割■

	法的位置づけ	計画の役割
障がい者福祉基本計画 (第3期)	〇障害者基本法第11条第3項の 規定による「市町村障害者計 画」	○障がいのある人のための施策に 関する基本的な事項を定める基 本計画
障がい福祉計画 (第6期)	〇障害者総合支援法第88条第1 項の規定による「市町村障害福 祉計画」	〇障害福祉サービス等の提供体制 の確保に関する数値目標や、 サービスごとの必要な見込量な どを定める計画
障がい児福祉計画 (第2期)	〇児童福祉法第33条の20第1 項の規定による「市町村障害児 福祉計画」	〇障がい児支援の提供体制の確保 と円滑な実施を図るための計画

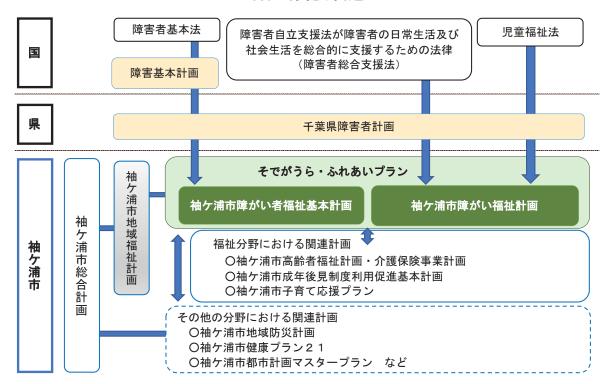


# 2 各種計画との関連

本計画は、障害者基本法等により定められた国や県等の計画を踏まえるとともに、市の 最上位計画となる「袖ケ浦市総合計画」をはじめ、福祉分野の上位計画となる「袖ケ浦市 地域福祉計画」における障がい者施策に関する部門計画として関連づけています。

また、その他の部門別の計画とも調和を保った計画として策定するものです。

# ■各種計画との関連■



さらに、近年、国連サミットで採択されたSDGs(持続可能な開発目標)に定められた目標を達成するため、各国でそれぞれ取組が進められています。国においてもSDGsの目標達成に向けた取組を進めており、地方自治体においても、各種計画の策定や方針の決定に当たり、SDGsの理念を最大限反映させることが重要となっています。

本市においては、令和2年度を初年度とする総合計画において、各施策とSDGsの各目標との関連性を明確化するとともに、各施策の推進を通じて、SDGsの達成に貢献するとしていることから、本計画においても各施策の推進を通じてSDGsの達成に貢献していくものとします。

### ※ SDGsとは

持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)として、平成27年(20 15年)9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、令和12年(2030年)を期限とする国際目標です。

SDGsは、地球上の「誰一人として取り残さない」ことを誓い、持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットから構成されています。



# 3 計画の対象

障害者基本法に規定する身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む。)その他の心身の機能の障がいがあり、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける 状態にある人を対象とします。

また、高次脳機能障がい、難病、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)、 高機能自閉症(HFA)などの人も含め、障害者手帳の有無にかかわらず「すべての障が いの状態にある人」を支援します。

なお、本文中に記載する「障がいのある人」とは、上記の状態にあるすべての人を対象 としています。

# 4 計画の期間

「障がい者福祉基本計画(第3期)」及び「障がい福祉計画(第6期)(障がい児福祉計画(第2期)を包含する。)」の計画期間は以下のとおりとします。

### ■計画の期間■

	~平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
障がい者福祉 基本計画	第2期 (平成20年度から10年間)	(平	成30年度	第3		きでの6年	:間)
障がい福祉計画	第1期~第4期		第5期			第6期	
(障がい児福祉計画)			第1期			第2期	



# 第2章 障がいのある人等の状況

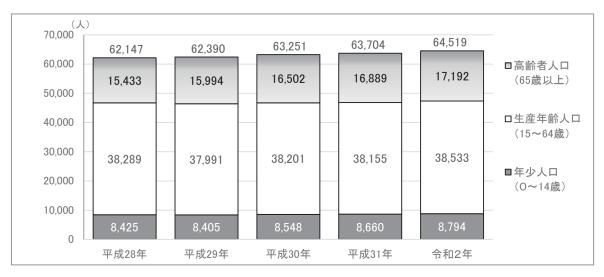
# 第1節 人口の推移

# 1 年齢3区分別人口の推移

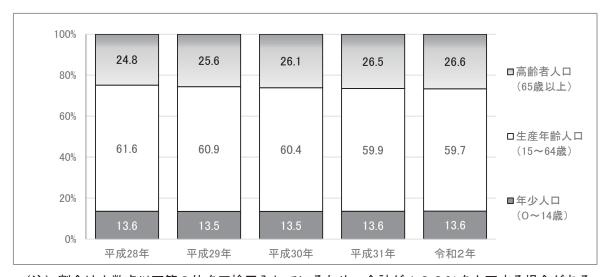
本市の令和2年4月1日現在の人口は64,519人で、年々微増しています。 年齢階級別にみると、年少人口(0~14歳)、生産年齢人口(15~64歳)は微増、 高齢者人口(65歳以上)が増加しています。

## ■年齢3区分別人口の推移■

# ■人数



# ■割合



(注) 割合は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%を上下する場合がある。 資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

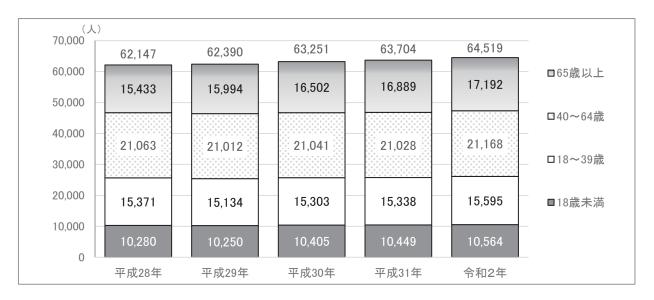


# 2 年齢別人口の推移

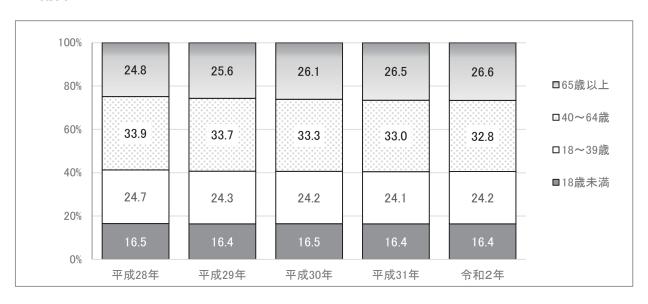
年齢3区分別人口を、18歳未満、18歳~39歳、40歳~64歳、65歳以上に分けてみると、令和2年の18歳未満の比率が16.4%、18歳~39歳が24.2%、40歳~64歳が32.8%、65歳以上が26.6%となっており、65歳以上の割合が増加しています。

# ■年齢別人口の推移■

# ■人数



### ■割合



(注)割合は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%を上下する場合がある。

資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)



# 第2節 障がいのある人の状況

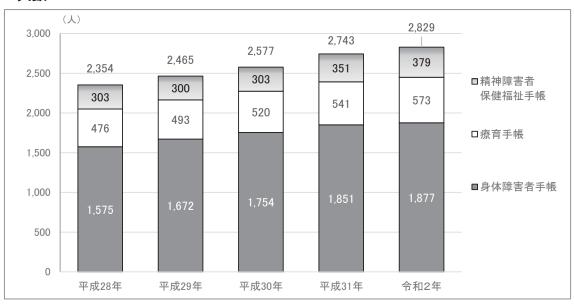
# 1 障害者手帳所持者数(全体)の推移

障害者手帳所持者数は増加しており、平成28年は3種合計で2,354人でしたが、平成30年に2,500人を超え、令和2年は2,829人となっています。

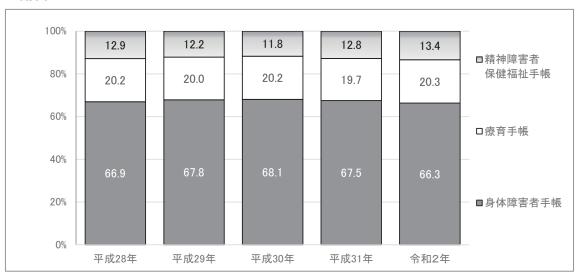
3種それぞれの障害者手帳所持者数も年々増加しており、令和2年における手帳所持者数の割合は、身体障害者手帳が66.3%と多くを占めています。

# ■障害者手帳所持者数(全体)の推移(人数)■

### ■人数



# ■割合



(注)割合は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%を上下する場合がある。

資料:障がい者支援課(各年3月31日現在)



# 2 身体障がいのある人の状況

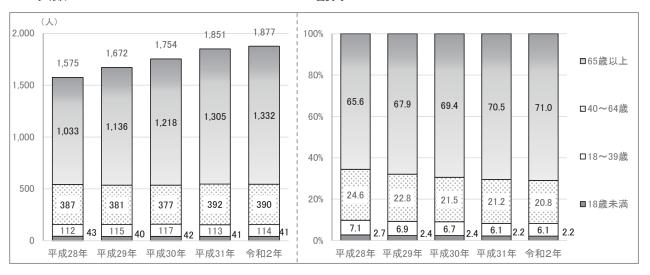
# (1) 身体障害者手帳所持者の年齢別、等級別の推移

身体障害者手帳所持者数は増加しており、令和2年3月31日現在で1,877人となっています。年齢別では、65歳以上の所持者数が増え、令和2年は1,332人で約7割を占めています。

# ■身体障害者手帳所持者の年齢別の推移■

## ■人数

# ■割合



(注)割合は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%を上下する場合がある。

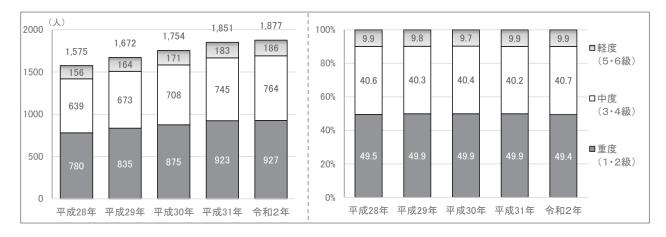
資料:障がい者支援課(各年3月31日現在)

等級別でみると、それぞれの等級の占める割合はほぼ一定で推移しており、重度(1・2級)の人が約半数を占めています。

## ■身体障害者手帳所持者の等級別の推移■

# ■人数

### ■割合



(注)割合は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%を上下する場合がある。



資料: 障がい者支援課(各年3月31日現在)

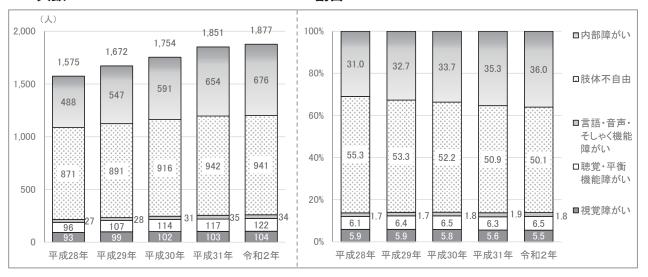
# (2) 身体障がいのある人の障がい区分別の推移

身体障害者手帳所持者の障がい区分別の推移をみると、「肢体不自由」が最も多く、約半数を占めています。次いで「内部障がい」が多く、年々増加しています。

# ■身体障害者手帳所持者の障がい区分別の推移■

### ■人数

### ■割合



(注)割合は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%を上下する場合がある。

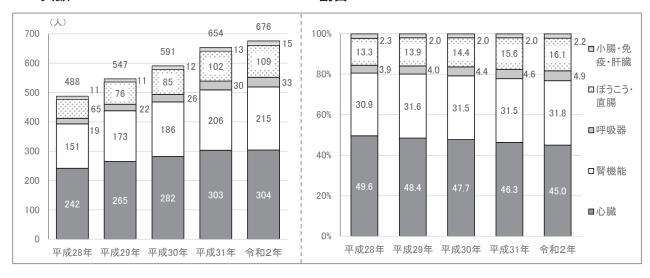
資料:障がい者支援課(各年3月31日現在)

「内部障がい」について内訳をみると、「心臓」「腎臓」が多く、合わせて8割近くを占めています。

# ■身体障害者手帳所持者のうち、内部障がいのある人の内訳の推移■

### ■人数

### ■割合



(注)割合は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%を上下する場合がある。

資料:障がい者支援課(各年3月31日現在)

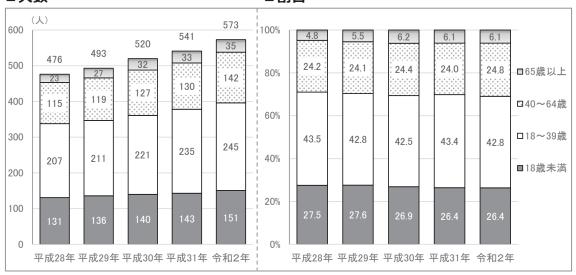


# 3 知的障がいのある人の状況

療育手帳所持者数は増加しており、平成28年は476人でしたが、平成30年に500人を超え、令和2年は573人となっています。年齢別では、各区分とも微増していますが、18~39歳が多く、次いで18歳未満が多くなっています。

### ■療育手帳所持者の年齢別の推移■





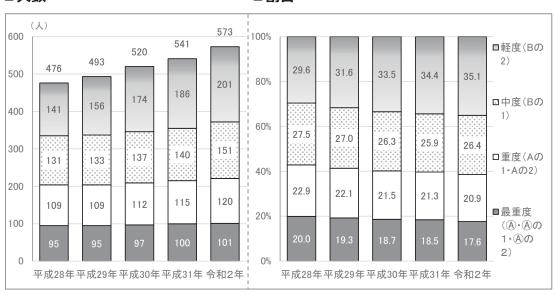
(注)割合は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%を上下する場合がある。 資料:障がい者支援課(各年3月31日現在)

障がい程度別では、各区分とも横ばいから微増しており、特にBの2判定が増加しています。

# ■療育手帳所持者の障がい程度別の推移■

### ■人数

### ■割合



(注)割合は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%を上下する場合がある。



資料: 障がい者支援課(各年3月31日現在)

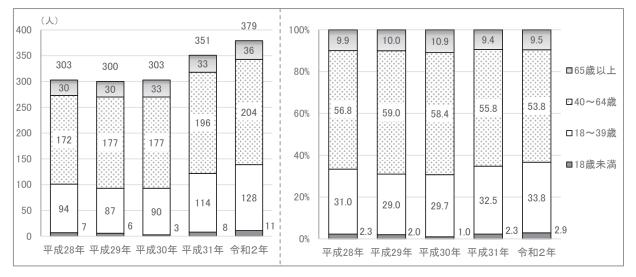
# 4 精神障がいのある人の状況

精神保健福祉手帳所持者数は増加しており、平成28年は303人でしたが、平成31年に350人を超え、令和2年は379人となっています。年齢別では、40~64歳が半数以上を占めているほか、18~39歳も増加しています。

### ■精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢別の推移■

# ■人数

# ■割合



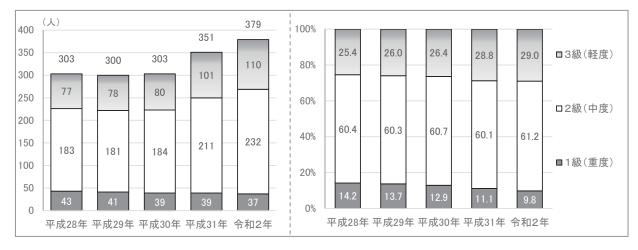
(注)割合は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%を上下する場合がある。 資料:千葉県精神保健福祉センター 精神保健福祉法第45条手帳所持者の状況(各年3月31日現在)

障がい等級別では、1級(重度)は減少しており、2級(中度)と3級(軽度)で増加しています。

# ■精神障害者保健福祉手帳所持者の障がい等級別の推移■

### ■人数

### ■割合



(注)割合は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%を上下する場合がある。

資料: 千葉県精神保健福祉センター 精神保健福祉法第45条手帳所持者の状況 (各年3月31日現在)



# 5 難病等の特定疾患のある人の状況

国の難病対策要綱によると、難病とは、①原因不明、治療方法未確立であり、かつ、後遺症を残すおそれが少なくない疾病、②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また、精神的にも負担の大きい疾病と定められています。

これまで、身体障害者手帳の取得が難しいケースが多く、必要な支援が受けられない "制度の谷間"にあった難病の方も、平成25年4月から障害者総合支援法により、障害 福祉サービス、相談支援等の対象となりました。

その後、平成26年5月に難病の患者に対する医療等に関する法律が成立し、平成27年1月1日から施行されました。これに伴い、国が定めた基準に該当する333疾患(令和元年7月1日現在)が指定難病とされ、難病に対する医療費助成の法定化や、サービスの充実も定められました。

平成30年度における指定難病医療費助成制度受給者数は369人となっています。

# (人) 450 400 350 300 250 200 150 100 50 0 平成28年度 平成29年度 平成30年度

# ■特定医療費(指定難病)受給者証所持者数の推移■

資料:君津健康福祉センター 事業年報

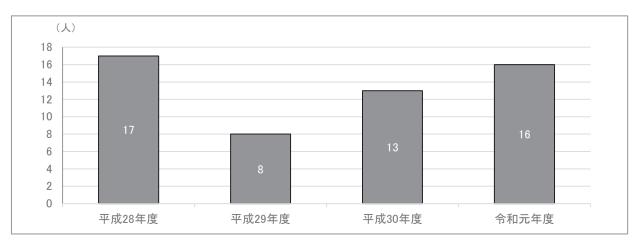


# 6 サポートが必要な児童・生徒の状況

# (1) 自立支援医療(育成医療)、小児慢性特定疾病医療費受給者の推移

自立支援医療(育成医療)の受給者数は、平成29年度に減少しましたが、令和元年度においては16人と、平成28年度の水準とほぼ同様となっています。

# ■自立支援医療(育成医療)受給者証所持者数の推移■

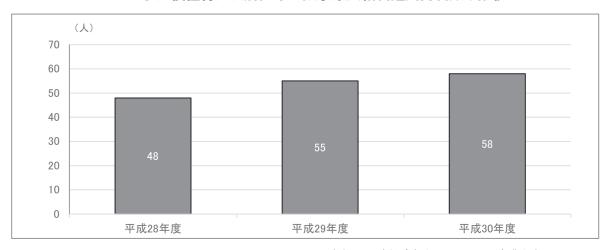


資料: 障がい者支援課

平成26年5月30日に児童福祉法の一部を改正する法律が公布され、平成27年1月1日より児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療支援制度が施行されました。この制度は、慢性疾患にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成を図るため、その治療方法の確立と普及を目的とした研究等に資する医療の給付等を行うものです。

対象となる疾病は国が指定した16疾患群762疾病(令和元年7月1日現在)となっており、小児慢性特定疾病医療支援事業受給者証所持者数は、平成30年度で58人となっています。

### ■小児慢性特定疾病医療支援事業受給者証所持者数の推移■



資料:君津健康福祉センター 事業年報

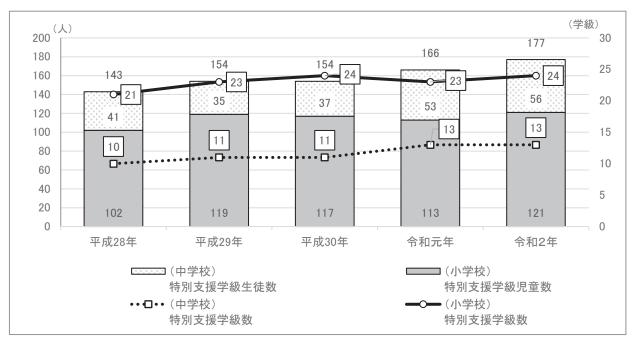


# (2) 就学の状況

令和2年5月1日現在、本市の小・中学校に設置されている特別支援学級は、37学級(小学校24、中学校13)で、在籍している児童・生徒数は、小学校121人、中学校56人となっており、ここ5年間、児童・生徒数は増加傾向で推移しています。

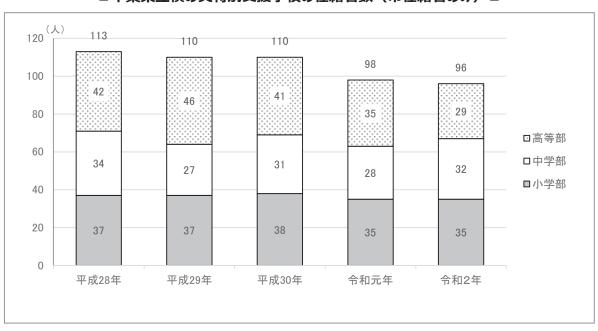
なお、市にある千葉県立槇の実特別支援学校の在籍者数は減少傾向で推移しています。

# ■特別支援学級の学級数と児童・生徒数の推移■



資料:袖ケ浦市教育委員会(各年5月1日)

### ■千葉県立槇の実特別支援学校の在籍者数(市在籍者のみ)■



資料:袖ケ浦市教育委員会(各年5月1日)



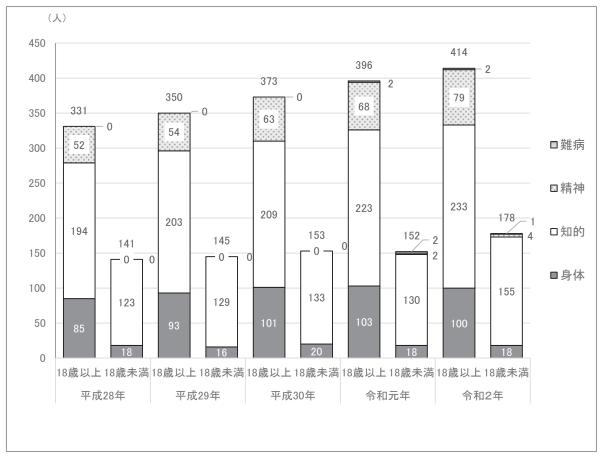
# 7 障害福祉サービス等の状況

# (1) 障害福祉サービス等の利用者数

18歳以上の障害福祉サービス等の利用者数は、各区分とも年々増加しており、令和2年は414人となっています。

18歳未満の障害福祉サービス等の利用者数については、身体障がいのある子どもはほぼ横ばいであるものの、知的障がいのある子どもについては増加傾向で推移しています。

# ■障害福祉サービス等の利用者数の推移■



資料:障がい者支援課(各年10月1日現在)



# (2) 障害福祉サービス等の支給決定状況(障がい種別・障害支援区分別)

障害福祉サービス等を利用する上で必要となる障害支援区分の推移について、障がい別、 障害支援区分別で比較すると、身体障がいのある人の障害支援区分は重い傾向があります。 また、精神障がいのある人の障害支援区分は軽い傾向があり、障害支援区分を必要とし ないサービスを利用する傾向にあります。

■障害福祉サービス等の支給決定状況(障がい種別・区分別)■

		区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	区分なし
	平成 28 年	1	7	15	12	13	29	26
	平成 29 年	2	5	16	12	18	30	26
身体	平成 30 年	1	8	18	12	14	35	33
	令 和 元 年	2	6	13	13	13	42	32
	令和 2 年	2	6	10	13	13	40	34
	平成 28 年	6	25	27	30	37	41	151
	平成 29 年	4	26	26	34	43	41	158
知的	平成 30 年	5	24	23	39	46	43	162
	令 和 元 年	4	25	26	43	48	44	163
	令和 2 年	4	24	28	44	51	45	192
	平成 28 年	3	11	11	0	2	0	25
	平成 29 年	4	12	12	2	2	0	22
精神	平成 30 年	1	18	11	2	2	0	29
	令 和 元 年	1	17	12	2	2	1	35
	令和 2 年	2	15	10	5	2	0	49
	平成 28 年	0	0	0	0	0	0	0
	平成 29 年	0	0	0	0	0	0	0
難病	平成 30 年	0	0	0	0	0	0	0
	令 和 元 年	0	0	1	0	0	0	3
	令和 2 年	0	0	0	0	0	0	3

(注)「区分なし」には、区分が必要ではないサービスを利用している方を計上

複数の障がいがある場合には、主たる障がいで計上

資料:障がい者支援課(各年10月1日現在)



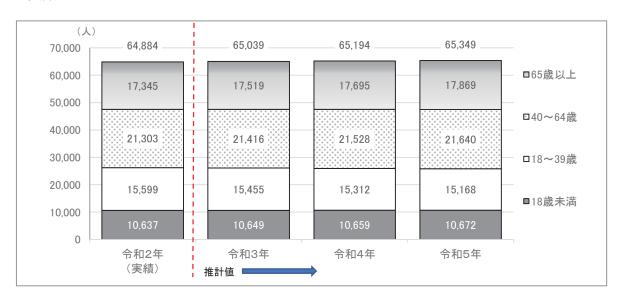
# 8 障がいのある人等の推計

# (1)年齢別人口の推計

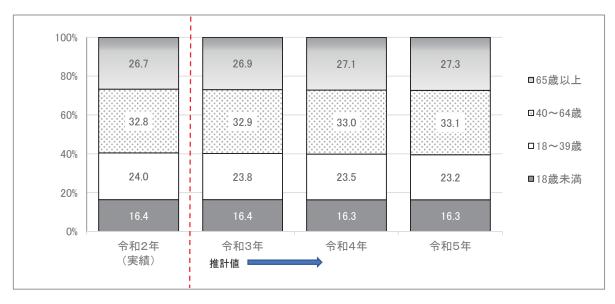
令和2年10月1日現在の人口総数は64,884人で、今後3年間の推計においても微増で推移していくことが予想されています。

# ■年齢別人口の推計■

# ■人数



# ■割合



(注)割合は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%を上下する場合がある。

資料:令和2年:住民基本台帳(10月1日現在)

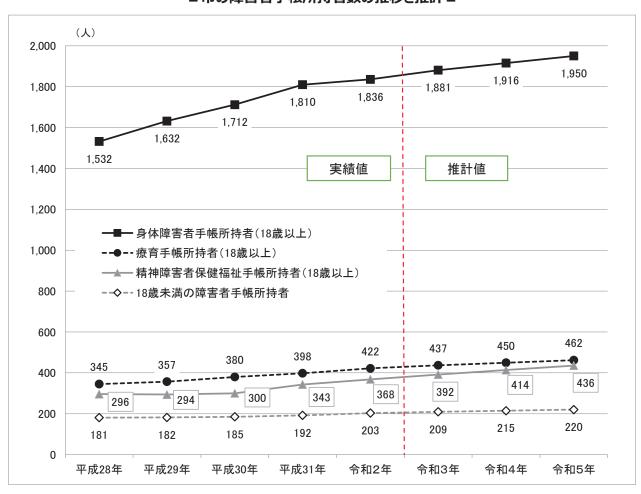
令和3年~令和5年:袖ケ浦市基本構想を参考に令和2年10月1日の人口等により算出した人口推計



# (2) 障がいのある人の推計

障害福祉サービスの見込量推計の参考とするため、令和3年から令和5年までの袖ケ浦市の各種障害者手帳所持者数(18歳以上・18歳未満別)を推計した結果、身体障害者手帳所持者(18歳以上)で約110人(約6%)、療育手帳所持者(18歳以上)で40人(約10%)、精神障害者保健福祉手帳所持者(18歳以上)で約70人(約18%)、18歳未満の障害者手帳所持者で約15人(約8%)の増加が見込まれます。

# ■市の障害者手帳所持者数の推移と推計■



(注) 推計の手法については、過去5年間の障害者手帳所持者数と障がい種別ごとの障がい者比率(総人口に占める障がい者の比率)の実績や近年の伸び率を踏まえた上で、令和3年から令和5年の障がい者比率を推計し、その比率に袖ケ浦市基本構想を参考に令和2年10月1日の人口等により算出した推計人口を掛け合わせて算出したものです。なお、手帳をお持ちでない方の人数については、統計データ等から正確な実態を把握することが困難なことから本推計には含めていません。

資料:平成28年~令和2年:障がい者支援課(各年3月31日現在)



# 第3節 アンケート調査結果の概要

# 1 アンケート調査の実施概要

アンケート調査結果については、「袖ケ浦市障がい者福祉基本計画(第3期)」策定時 (平成29年1月)に調査した内容と比較しつつ取りまとめており、主な結果について示 します。

# ■調査の方法及び回収結果■

	障がい者・児	一般市民		
調査対象者	障害者手帳又は	まれなける00時以上のナ		
<b>调宜对</b> 多有	自立支援医療受給者証をお持ちの方	市内在住の20歳以上の方		
調査方法	調査票による調査(郵送配布	ī·郵送回収、督促なし)		
調査期間	令和2年	4月		
	配布数:3,184	配布数:500		
回収結果	回収数:1,716	回収数:227		
	回収率:53.9%	回収率:45.4%		

### ■調査結果の見方■

- ①比率はすべて百分率(%)で表し、小数点以下第2位を四捨五入しています。このため、合計が 100%を上下する場合もあります。
- ②基数となるべき実数は、"n=OOO"として掲載(number of case の略)し、各比率はnを100%として算出しています。
- ③複数回答の項目(質問の終わりに【複数回答】とある問)については、1人の回答者が2つ以上の回答を出してもよい問であり、その項目に対しての有効回答者の数を基数とし、比率算出を行っています。このため、比率計が100%を超えることがあります。
- ④クロス集計表の表側(全体)の実数(人数)は、障がい種別や年齢等を無回答を含めた数を表記しており、表側(分類層)の実数(人数)は、無回答を除いた数を表記しているため、各層の実数と集計対象総数が一致しないことがあります。なお、障がい者・児調査の障がい種別については、重複を含む数を表記しています。
- ⑤クロス集計表については、最も高い比率のものを網かけしています(無回答を除く。)。ただし、 回答者数が30件未満の場合、比率が上下しやすいため、傾向をみるにとどめるものとします。
- ⑥図表中では、スペースの都合で選択肢名などを一部省略している場合があります。



# 2 主な集計結果

# (1) 障がい者・児調査における回答者、障がい等の状況について

障がい者・児調査におけるアンケートの回答者については、全体では「本人」が59.3%と、最も多くなっています。一方、障がい種別にみると、知的障がいでは「家族や介助者」が46.1%で最も多くなっています。

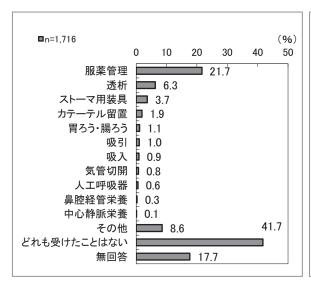
現在受けている医療ケアは、「服薬管理」が多く、精神障がいのある人の主な病名については、「統合失調症」と「躁うつ病・うつ病」が多くなっています。

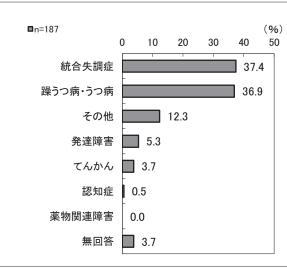
			- H (1778	*·		
		(人)	本人	本人の意見を家族や 介助者などが回答	家族や介助者	無回答
	全体	1, 716	59. 3	17. 4	15. 2	8. 2
障がいの	身体	1, 024	64. 7	16. 7	11. 0	7. 5
種類	知的	319	19.4	26. 3	46. 1	8. 2
	精神	226	73. 5	12.4	5. 8	8. 4
年齢	18歳未満	80	13.8	32. 5	50.0	3. 8
	18~39歳	272	50.7	19. 1	23. 5	6.6
	40~64歳	507	70.8	12. 8	11. 6	4. 7
	65歳以上	816	61.4	18. 3	11. 4	8. 9
居住地区	昭和	364	60. 7	21. 7	13. 5	4. 1
	長浦	649	59. 3	17. 7	16.0	6. 9
	根形	167	67. 1	13. 8	14. 4	4. 8
	平岡	180	60.6	17. 8	13. 3	8. 3
	中川・富岡	145	56.6	16.6	16.6	10 3

■回答者(障がい者・児調査)■

# ■現在受けている医療ケア■ (障がい者・児調査)

# ■精神障がいのある人の主な病名 (障がい者・児調査)





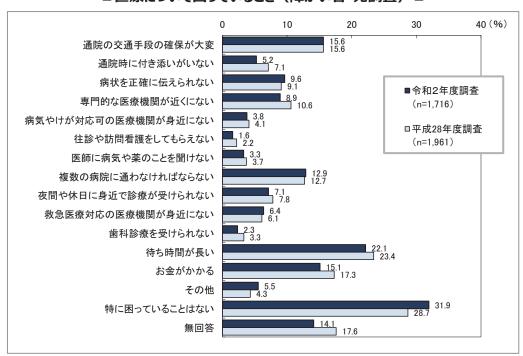


# (2) 医療機関の受診状況等について

医療を受ける際に困ることとしては、平成28年度調査より改善がみられるものの、「待ち時間が長い」が最も多く、次いで「通院の交通手段の確保が大変」や「お金がかかる」が多くなっています。また、知的障がいでは「病状を正確に伝えられない」が多くなっています。

なお、18歳未満の全体では「専門的な医療機関が近くにない」が「待ち時間が長い」 に次いで多くなっています。

# ■ 医療について困っていること(障がい者・児調査) ■



			通院の交 通手段の 確保が大 変	通院時に 付き添い がいない	病状を正 確に伝え られない	専門的な 医療機関 が近くに ない	病気やけが 対応可の医 療機関が身 近にない	往診や訪 問看護を してもら えない	医師に病 気や薬の ことを聞 けない	複数の病 院に通わ なければ ならない
	全体	1, 716	15. 6	5. 2	9. 6	8. 9	3. 8	1. 6	3. 3	12. 9
障がいの種類	身体	1, 024	16.7	5. 7	6. 6	9. 8	3. 5	1. 7	2. 1	15. 9
	知的	319	11.0	4.7	23. 2	9. 7	6. 9	1. 9	6. 6	10. 3
	精神	226	22. 6	5. 8	10. 6	8. 0	4. 0	1. 8	4. 9	12. 8
年齢	18歳未満	80	7. 5	1. 3	12. 5	27. 5	6. 3	1. 3	0.0	10.0
	18~39歳	272	12. 9	5. 5	18. 4	9. 6	5. 1	1. 1	4. 4	8.8
	40~64歳	507	16.4	5. 5	9. 9	9. 3	4. 3	2. 0	4. 7	11. 6
	65歳以上	816	17. 2	5. 3	6. 5	6. 9	2. 6	1.5	2. 3	15. 6
			夜間や休日	救急医療対		待ち時間	お金がか	その他	特に困っ	無回答
			に身近で診 療が受けら れない		を受けら れない	が長い	かる		ているこ とはない	
	全体		療が受けら れない	関が身近に			かる 15.1	5. 5	とはない	14. 1
障がいの種類	全体		療が受けら れない	関が身近に ない 6.4	れない	22. 1		5. 5 5. 6	とはない 31.9	
障がいの種類	1	1, 716	療が受けら れない 7.1	関が身近に ない 6.4 6.9	れない 2.3	22. 1 19. 1	15. 1 14. 0	1	とはない 31.9 31.6	14. 8
障がいの種類	身体	1, 716 1, 024	療が受けら れない 7.1 7.5	関が身近に ない 6.4 6.9 9.7	れない 2.3 1.7	22. 1 19. 1	15. 1 14. 0 11. 3	5. 6	とはない 31.9 31.6 30.4	14. 8 11. 6
障がいの種類年齢	身体 知的	1, 716 1, 024 319	療が受けら れない 7.1 7.5 9.4	関が身近に ない 6.4 6.9 9.7 4.4	れない 2.3 1.7 5.0	22. 1 19. 1 25. 7 31. 0	15. 1 14. 0 11. 3 25. 7	5. 6 4. 7	31.9 31.6 30.4 26.5	14. 8 11. 6 10. 2
	身体 知的 精神	1, 716 1, 024 319 226	療が受けら れない 7.1 7.5 9.4 8.8	関が身近に ない 6.4 6.9 9.7 4.4	2.3 1.7 5.0 3.1	22. 1 19. 1 25. 7 31. 0 28. 8	15. 1 14. 0 11. 3 25. 7	5. 6 4. 7 10. 6	31.9 31.6 30.4 26.5 35.0	14. 8 11. 6 10. 2 0. 0
	身体 知的 精神 18歳未満	1, 716 1, 024 319 226 80	療が受けられない 7.1 7.5 9.4 8.8 8.8	関が身近に ない 6.4 6.9 9.7 4.4 2.5	れない 2.3 1.7 5.0 3.1 10.0	22. 1 19. 1 25. 7 31. 0 28. 8 28. 7	15. 1 14. 0 11. 3 25. 7 8. 8 19. 9	5. 6 4. 7 10. 6 3. 8	31.9 31.6 30.4 26.5 35.0	14. 8 11. 6 10. 2 0. 0 8. 5



# (3) 日常生活の状況について

日常生活の状況については、(1)食事、(2)排泄、(5)屋内の移動で「ひとりでできる」が 7割を超えて多く、次いで(3)入浴、(4)着替え、(12)服薬についても「ひとりでできる」 が6割を超えて多くなっています。

一方、(6)炊事では31.8%、(7)洗濯では27.4%が「できない」と回答しているほ か、(11) 通院では「いつも付き添い・手助けが必要」が3割台半ばを占めています。

# ■日常生活の状況(障がい者・児調査)■

# ■令和2年度調査

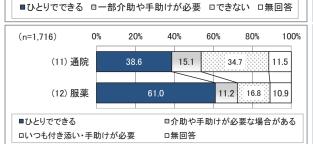
(10) 金銭の管理

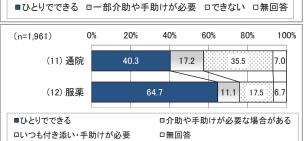
### ■平成 28 年度調査 100% (n=1.961)

(10) 金銭の管理



29.8 0.1 18.0





100%

12.0 5.2 5.6

9.3 7.3 6.2

13.8 7.8 6.6

12.4 7.2 7.0

6 1

100%

7.9

7.4

8.1

74

26.2

133 123



# (4)養護(介助)の状況について

主な養護者(介助者)については、「夫または妻」が他を引き離して最も多く、次いで「母親」や「施設職員やホームヘルパーなど」が続いています。

また、主な養護者(介助者)の年齢については、「65~74歳」が2割台半ばを占めて 最も多く、次いで「75歳以上」と、養護者(介助者)の高齢化がみられます。

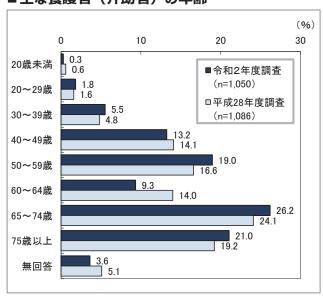
養護者(介助者)が一時的に援助や支援ができない場合の対応については、「同居の他の家族・親族などに頼む」や「別居の他の家族・親族などに頼む」が多くなっているものの、知的障がいでは「施設や病院などに一時的に依頼」が15.3%、精神障がいでは「どのようにしてよいかわからない」が26.8%となっています。

### ■養護者(介助者)の状況(障がい者・児調査)■

### ■主な養護者(介助者)

### (%) ■n=1.716 10 20 30 夫または妻 母親 **1**4.7 25.9 施設職員やホームヘル -など 4.7 父親 娘(配偶者あり) 3.7 3.0 息子(配偶者あり) 息子(配偶者なし) 2.6 兄弟姉妹 2.6 娘(配偶者なし) 1.9 1.4 息子の妻(嫁) 0.9 友人•仲間 その他の親族 0.8 近所の人・知人 0.2 ボランティア 0.2 娘の夫(婿) 0.0 その他 0.9 主な養護者はいない 4.7 養護や介助を受ける必要がない **1**3.6 無回答 82

# ■主な養護者(介助者)の年齢



# ■養護者(介助者)が一時的に支援できない場合の対処方法(障がい者・児調査)■

		(人)		の家族・		ホームへ ルパーに 依頼	施設や病 院などに 一時的に 依頼	自分で対 応する	どのよう にしてよ いかわか らない	その他	無回答
	全体	1, 050	34. 2	21. 0	0.9	3. 2	9. 0	12.1	11. 7	2. 2	5. 7
障がいの種類	身体	671	31.1	23. 0	1.0	3. 3	8. 3	13.0	10. 4	2. 5	7. 3
	知的	189	56. 1	12. 7	0.0	1.6	15. 3	3.7	6. 9	1.1	2. 6
	精神	153	32.0	17. 0	0.0	4. 6	5. 9	8. 5	26. 8	0.0	5. 2
年齢	18歳未満	71	66. 2	18. 3	0.0	1.4	4. 2	4. 2	4. 2	1.4	0.0
	18~39歳	162	48. 8	10. 5	0.0	1. 2	12. 3	11. 1	12. 3	1. 2	2. 5
	40~64歳	259	30. 1	23. 2	0.8	2. 7	7. 3	15. 4	13. 9	1.9	4. 6
	65歳以上	532	27. 4	23. 9	1.1	4. 5	9. 6	11.7	11.1	2. 8	7. 9



# (5)暮らしについて

現在生活している場所については、「持ち家(一戸建て)」が最も多く、以下「入所施設(障害者支援施設など)」「借家(マンション等)」などの順となっています。

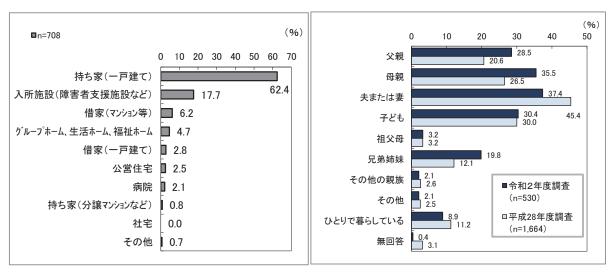
また、一緒に暮らしている人については、「夫または妻」が最も多く、次いで「母親」となっているなど、多くの方が家族・親族と暮らしている状況がうかがえます。

さらに、現在、「グループホーム、生活ホーム、福祉ホーム」や「入所施設」で暮らしている方に、将来、地域で生活したいかとのことに対し、「今のまま生活したい」が7割強を占めています。

# ■暮らしの状況(障がい者・児調査)■

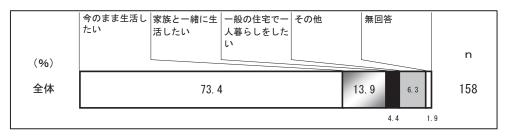
### ■現在生活している場所

# ■一緒に暮らしている人



### ※無回答を除いて再集計

# ■将来地域で生活したいと思うか(障がい者・児調査)■



		(人)			一般の住 宅で一人 暮らしを したい	その他	無回答
	全体	158	73. 4	13. 9	4.4	6. 3	1.9
障がいの種類	身体	51	60.8	27. 5	2. 0	3. 9	5. 9
	知的	95	78. 9	8. 4	3. 2	8. 4	1. 1
	精神	10	70. 0	0.0	30.0	0.0	0.0

<sup>※「</sup>グループホーム、生活ホーム、福祉ホーム」や「入所施設」で暮らしている方のみ



# (6) 就業や就学について

日中の過ごし方について、全体では「主に家にいる」が最も多く、次いで「働いている」 が続いています。また、知的障がいについては「福祉施設に入所」が多くなっています。

なお、働いている人の就労形態については、身体障がいと知的障がいでは「常勤 (フルタイム)」が、精神障がいでは「パート・アルバイト」が多くなっています。

学校等に通っている方の今後の進路については、「進学したい」が最も多く、次いで「障がいのある人の雇用が多い事業所への就業」や「福祉施設や作業所に通所」が続いています。

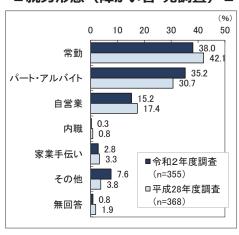
障がいのある人が働くために必要な支援としては、「上司や同僚に障害の理解がある」が 最も多く、次いで「通勤手段の確保」が続いています。

### 大学・専 主に家に 門学校 いる 全体 1716 20.7 2.2 0.4 0.2 41.9 0.3 1.0 6.5 7.2 1.5 0.6 障がいの種類 身体 1024 知的 319 16.9 6.0 10.0 0.3 0.3 10.0 1.3 4.4 13.5 9.4 22.6 0.3 0.6 1. ( 226 21.2 0. 4 40. 0 54. 0 2.2 午齡 18歳未満 33.8 8.8 0.0 3.8 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 32 7 40~64歳 0.8 40.0 0.0 0.2 507 32.7 0.0 0.0

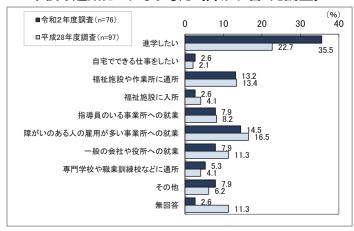
■日中の過ごし方(障がい者・児調査)■

# ■就労形態(障がい者・児調査)■

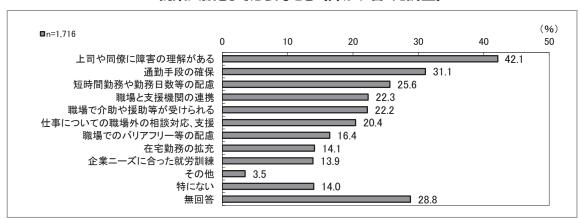
816



# ■今後の進路についての考え(障がい者・児調査)■



# ■就業支援として必要なこと(障がい者・児調査)■





# (7) 外出について

外出頻度については、全体では「ほぼ毎日」が3割弱を占めて最も多いものの、精神障がいでは「週1~2回」が最も多くなっています。

外出する際に困っていることとしては、全体では「道路などに段差がある」が多くなっています。一方、知的障がいでは「コミュニケーションがとりにくい」が最も多く、精神 障がいでは「交通費などがかかる」が最も多くなっています。

外出しやすくするために必要なことについては、「歩道や出入口などの段差解消」と「交 通費助成の充実」が上位となっています。

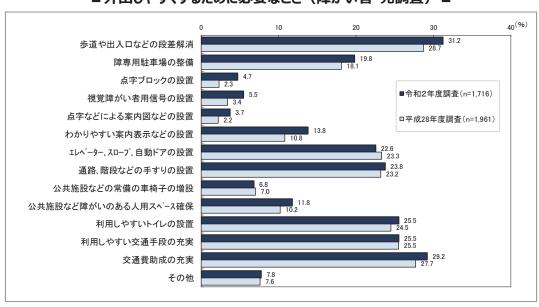
# ■外出頻度(障がい者・児調査)■

		(人)	ほぼ毎日	週 3 ~ 4 回	週 1 ~ 2 回	月 1 ~ 3 回	年に数回	その他	外出して いない	無回答
	全体	1, 716	27. 9	22. 6	22. 7	13. 5	2. 9	1. 2	4. 7	4. 7
障がいの種類	身体	1, 024	24. 5	26. 0	22. 0	11.6	3. 1	1. 5	6.0	5. 4
	知的	319	34. 5	12. 5	24. 1	19. 1	4. 7	0. 3	2. 8	1. 9
	精神	226	27. 0	16.8	28. 3	18. 6	0.9	0. 9	5. 3	2. 2

# ■外出の際困ること(障がい者・児調査)■

		(人)	歩道がせ まい	に段差が	道路に放置 自転車など の障害物が 多い	の利用が	階段の上 り下りが 難しい	標識や案 内表示が わかりに くい	手すりな どがない	点字ブ ロックが 不十分	視覚障が い者用信 号機が少 ない	信号がは やくかわ るので渡 れない	利用でき るトイレ が少ない
	全体	1554	11.6	16.6	3. 2	9.3	12. 6	3.8	9. 5	0.7	1.7	6. 2	15. 4
障がいの種類	身体	908	12. 3	20.9	3. 5	10.4	17. 5	2. 8	13. 2	0.9	2. 4	7. 0	18.8
	知的	304	9. 2	13.8	4. 3	11.8	7. 2	8.9	4. 9	0.7	1.0	5. 3	20. 7
	精神	209	13.4	11.5	2. 4	9.1	8. 1	3.8	8. 1	1.0	1.0	4.8	9. 6
			車場が少	るベンチ などが少		外出の介 助者がい ない	仲間がい	コミュニ ケーショ ンがとり にくい	困ったとき に周りの人 が助けてく れない	どがかか	人目が気 になる	その他	無回答
	全体	1554	15.8	16.1	7. 5	3.9	5. 4	14.4	5. 2	13.6	10.9	12.9	22. 2
障がいの種類	身体	908	22. 6	17. 8	6. 5	3. 4	4. 1	7.7	2. 6	10. 2	5. 3	11.7	23. 2
	知的	304	14. 1	14. 1	18. 1	7. 2	8. 6	31.3	13. 2	11.8	15. 1	11.8	15. 1
	精神	209	6. 7	15. 8	7. 2	3.3	6.7	23. 0	9. 6	28. 2	25. 8	8. 6	20. 6

# ■外出しやすくするために必要なこと(障がい者・児調査)■





#### (8)災害時の避難・対策等について

災害時の避難については、全体では「できる」が約4割となっていますが、知的障がいは「できない」が58.6%と半数以上を占めています。

災害時に困ることについては、「トイレや入浴設備」が最も多く、次いで「水や食事の確保」「寝る場所の確保」「避難先での薬や医療体制」が多くなっています。

また、災害時要援護者登録制度を知っているかについては、「知らない」が7割台半ばを 占め、「知っているが登録していない」は1割強、「知っていて登録している」は3.7%に とどまっています。

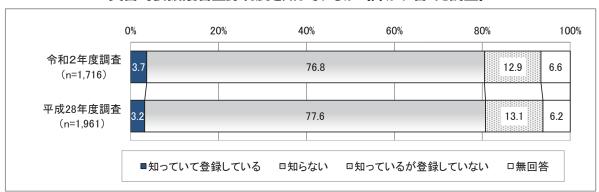
#### ■災害時に1人で避難できるか(障がい者・児調査)■

		(人)	できる	できない	わからな い	無回答
	全体	1, 716	40. 6	36. 1	19. 2	4. 1
障がいの種類	身体	1, 024	40. 1	37. 5	17. 9	4. 5
	知的	319	19. 7	58. 6	19. 4	2. 2
	精神	226	41. 2	25. 7	31. 9	1. 3

#### ■災害時に困ること(障がい者・児調査)■

		(人)	自分だけ では動け ない	頼れる人 がそばに いない	場所がわ からない	避難場所 までの行 き方がわ からない	避難場所 までの移 動手段の 確保	避難先で の薬や医 療体制		水や食事 の確保
	全体	1, 716	34. 8	12. 4	12. 7	8. 3	20. 5	44. 2	22. 0	48. 7
障がいの種類	身体	1, 024	35. 6	10. 5	9.8	5. 5	20. 7	43. 4	16.8	46.8
	知的	319	56. 1	12. 9	20. 7	19. 4	24. 1	35. 4	32.0	52. 7
	精神	226	28. 3	19. 0	19.0	12. 8	21. 2	55. 3	27. 4	56.6
		(人)	寝る場所 の確保	トイレや 入浴設備	詳細な情 報の入手	周囲とのコ ミュニケー ション	その他	特に不安 はない	無回答	
	全体	1, 716	47. 8	52. 5	27. 4	23. 5	3. 4	6. 2	6.8	
障がいの種類	身体	1, 024	46. 3	53. 1	23. 6	15. 5	3. 3	6. 6	7. 0	
	知的	319	48. 6	48. 6	30. 7	43. 3	4. 4	4. 1	5. 0	
	精神	226	54. 4	54. 9	31.9	35. 4	5. 8	6. 6	4. 9	

#### ■災害時要援護者登録制度を知っているか(障がい者・児調査)■



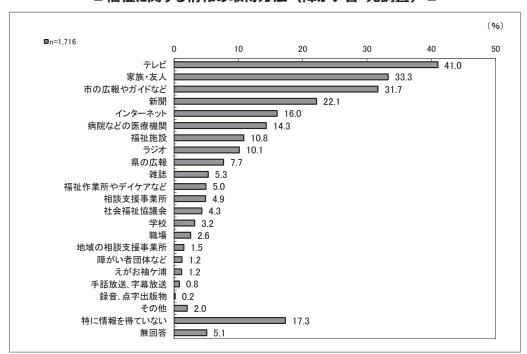


#### (9) 福祉や生活に関する情報入手・相談について

福祉に関する情報の取得方法については、「テレビ」や「家族・友人」に次いで「市の広報やガイドなど」が多くなっています。

また、日常生活上の相談で困ることについては、「特に困ったことはない」が最も多くなっているものの、精神障がいでは、他の障がい種別に比べて「相談しても満足な回答が得られない」や「相談先がわからない」「相談できる人がいない」といった回答が多くなっています。

#### ■福祉に関する情報の取得方法(障がい者・児調査)■



#### ■日常生活上の相談で困ること(障がい者・児調査)■

			相談でき る人がい ない	相談でき るところ がない	日に相談			プライバ シー保護 が不安		特に困っ たことは ない	無回答
	全体	1716	6.8	4. 7	5. 1	11.4	11.8	8. 4	4. 3	53. 9	13. 0
障がいの種類	身体	1024	5. 8	3. 8	3.1	9. 5	9. 3	6. 3	3. 5	57. 1	14. 6
	知的	319	4. 4	4. 4	6.0	13. 5	12. 2	6.9	7. 2	53. 9	10. 3
	精神	226	15. 0	8. 8	11.9	19.0	23. 0	17. 7	7. 1	37. 2	7. 5



#### (10) 差別解消・権利擁護について

差別を受けたことの有無について、全体では、「たまにある」と「頻繁にある」を合わせた "ある"は、市役所や公共施設、市内の店舗や民間事業所とも1割未満となっています。 一方で、精神障がいでは「たまにある」が他の障がい種別に比べて多くなっています。

また、成年後見制度の認知状況については、障がい者・児調査及び一般市民調査とも「目的や内容についても理解している」が増加しており、改善はみられるものの、制度の認知状況は依然として低い状況となっています。

#### ■差別を受けたことの有無(障がい者・児調査)■

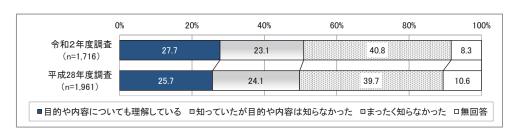
#### ■市役所や公共施設

		(人)	頻繁にあ る	たまにあ る		感じたこ とはない	わからな い	無回答
	全体	1716	0. 9	4. 1	2. 4	57. 8	24. 4	10. 5
障がいの種類	身体	1024	0. 5	4. 0	2. 1	62. 1	19.7	11. 6
	知的	319	1. 6	4. 7	2.8	45. 1	40. 1	5. 6
	精神	226	2. 2	8. 4	5. 3	51.8	24. 8	7. 5

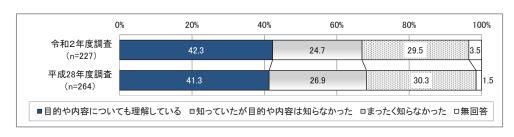
#### ■市内の店舗や民間事業所

		(人)	頻繁にあ る	たまにあ る	以前は あったが 最近はな い	感じたこ とはない	わからな い	無回答
	全体	1716	0. 9	5. 9	2. 1	52. 9	27. 3	10.8
障がいの種類	身体	1024	0.3	5. 4	1. 5	59. 1	21.7	12. 1
	知的	319	1. 9	9. 4	2.8	37. 0	42. 3	6. 6
	精神	226	2. 2	11. 5	3. 5	44. 7	29. 6	8. 4

#### ■成年後見制度を知っているか(障がい者・児調査)■



#### ■成年後見制度を知っているか(一般市民調査)■





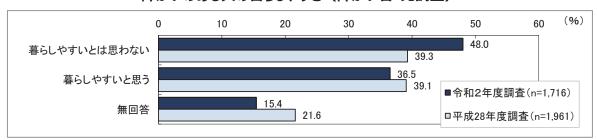
#### (11)安心して、その人らしい生活をおくれるまちづくりについて

障がいのある人にとって現在の地域社会が暮らしやすいものであると思うかについては、「暮らしやすいとは思わない」が5割弱と最も多く、「暮らしやすいと思う」は3割台半ばとなっています。

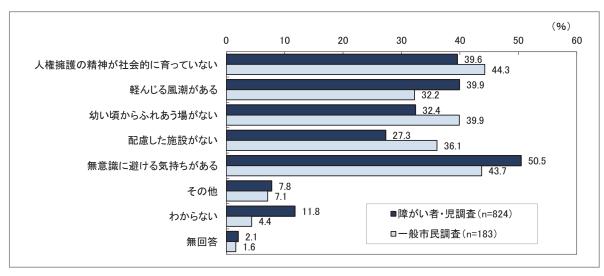
暮らしやすいとは思わない理由については、障がい者・児調査では「無意識に避ける気持ちがある」が最も多く、次いで「軽んじる風潮がある」や「人権擁護の精神が社会的に育っていない」が続いています。

また、一般市民調査では、「人権擁護の精神が社会的に育っていない」と「無意識に避ける気持ちがある」が上位に並び、次いで「幼いころからふれあう場がない」が続いています。

#### ■障がいのある人の暮らしやすさ(障がい者・児調査)■



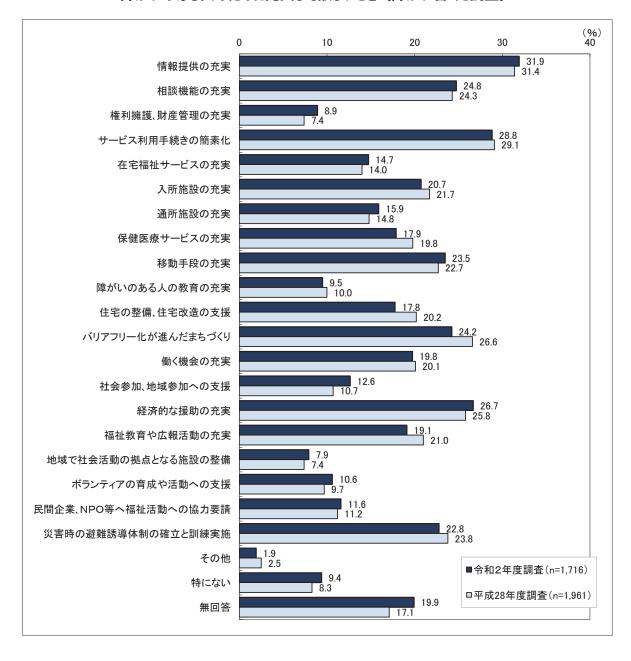
#### ■暮らしやすいとは思わない理由(障がい者・児調査、一般市民調査) ■





今後、障がいのある人のために充実して欲しいことについては、令和2年度調査においても平成28年度調査と同様に、「情報提供の充実」が最も多く、次いで「サービス利用手続きの簡素化」が続いています。また、平成28年度調査では第4位であった「経済的な援助の充実」が第3位となり、以下「相談機能の充実」「バリアフリー化が進んだまちづくり」「移動手段の充実」といった施策の推進を求める声が多くなっています。

#### ■障がいのある人のために充実して欲しいこと(障がい者・児調査)■





## 第3章 袖ケ浦市障がい者福祉基本計画(第3期)

## 第1節 基本理念及び基本的な考え方

## 1 基本理念

「障害者の権利に関する条約」の理念に即して改正された障害者基本法では、障がい者施策は、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して講じられる必要があることとしています。

障がい者福祉基本計画(第3期)は、このような社会の実現に向け、障がいのある人が自らの決定に基づき、能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障がいのある人もない人も共に生きる社会づくりを推進することを目指すものです。

また、障がいのある人が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、 障がいのある人の社会への参加を制約している様々な障壁を除去するとともに、 ノーマライゼーションの考えに立ち、地域に住む人が、障がいの有無、老若男女を 問わず、共に支え合う地域福祉のまちづくりを目指して、次のように基本理念を定 めます。

#### ■基本理念■

障がいのある人が、安心して、 その人らしい生活をおくれるまちづくり



## 2 基本的な考え方

障がい者福祉基本計画(第3期)では、国の「障害者基本計画(第4次)」や県の「第七次千葉県障害者計画」に即した中で、基本理念である「障がいのある人が、安心して、その人らしい生活をおくれるまちづくり」に則り、これまでの障がい者福祉施策や地域福祉の考え方等を踏襲し、計画における基本的な考え方を以下のとおり定め、その他の関連計画との調和を保ちつつ、計画の総合的な推進を図ります。

#### 1 障がいのある人が地域でその人らしく暮らせる環境づくり

障がいのある人を、自らの決定に基づき社会に参加する主体として捉え、障がいのある 人がその人に合った福祉サービスを選択しつつ、地域社会の中で人々と共生し、その人ら しく暮らせる環境づくりを進めます。

#### 2 切れ目のない支援の体制づくり

障がいのある人の性別、年齢、障がいの種類や状態、生活の状況等を踏まえて、それぞれのライフステージにおいて適切な支援を受けられるよう、教育、福祉、医療、雇用等の各分野の連携を強化し、一貫した支援が行える体制づくりを進めます。

#### 3 みんなで支え合う地域社会づくり

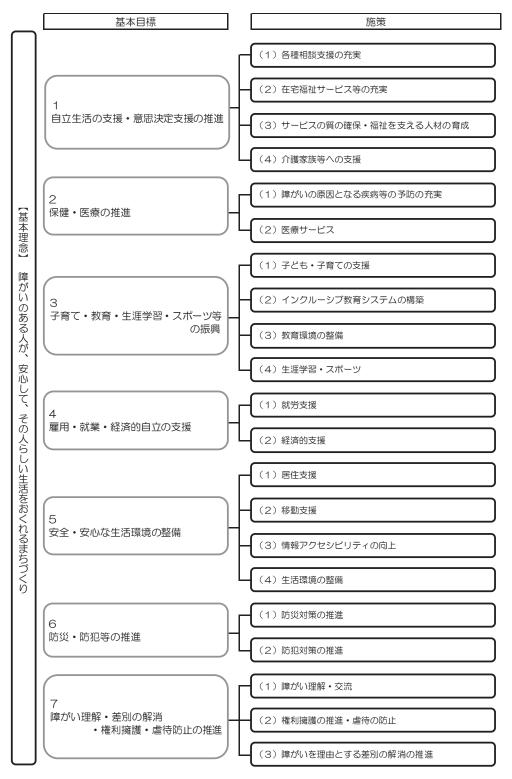
障がいや障がいのある人への理解を深め、ソフト・ハードの両面にわたる社会のバリアフリー化を推進するとともに、障がいのある人が様々なことに出会い、ふれあい、安心して参加できるよう、みんなで支え合う地域社会づくりを進めます。



## 3 計画の体系

基本理念の実現に向け、次のとおり7つの基本目標とそれぞれに応じた施策を体系的に 定め、取組を推進します。

#### ■袖ケ浦市障がい者福祉基本計画(第3期)■





## 第2節 障がい者福祉基本計画の取組状況・課題の整理

## 1 計画の取組状況

#### (1)中間年度における進捗評価

「袖ケ浦市障がい者福祉基本計画(第3期)」における施策及び事業の取組を振り返り、 中間評価を行いました。

障がい福祉に関する事業の性質上、数的目標値の到達をもって評価することが適さない 事業が多いため、事業の進捗状況について着目し、令和2年度末の状況を見込んだ上で、 以下の4段階の評価としています。

#### ■評価区分

「A」… 実施 (計画どおり進んでいる。)

「B」… 一部見直しして実施 (一部見直ししたものの、おおむね計画どおり進んでいる。)

「C」… 一部のみ実施(計画のうち、一部のみ実施している。)

「D」… 未実施 (現在、ほとんど手を付けられていない。)

「袖ケ浦市障がい者福祉基本計画(第3期)」に掲載した事業85事業の評価は、

「A」= 80事業 (94.1%)

「B」= 4事業( 4.7%)

「C」= 1事業( 1.2%)

「D」= 0事業( 0%)

という結果であり、ほぼ計画どおり障がい者施策・事業に取り組んでいる状況となっています。



## ■障がい者施策・事業の進捗状況(中間評価結果)■

施策	事業内容(Plan:計画)		Check	∶点検		合計
基本目標	施 策	А	В	С	D	
	(1)各種相談支援の充実	4	1	-	-	5
1 自立生活の支援・	(2)在宅福祉サービス等の充実	10	-	I	ı	10
意思決定支援の推進	(3)サービスの質の確保・福祉を支える人材の育成	4	-	1	I	5
	(4)介護家族等への支援	2	-	-	-	2
	(1) 障がいの原因となる疾病等 の予防の充実	5	-	-	-	5
2 保健・医療の推進	(2)医療サービス	6	_	_	_	6
	(1)子ども・子育ての支援	4	-	1	-	4
3 子育て・教育・生涯 学習・スポーツ等の	(2)インクルーシブ教育システム の構築	5	_	-	_	5
子自・ヘホーフ寺の   振興	(3)教育環境の整備	4	1	I	I	5
	(4) 生涯学習・スポーツ	3	1	-	-	4
4 雇用·就業·経済的	(1)就労支援	2	-	-	-	2
自立の支援	(2)経済的支援	3	_	-	-	3
	(1)居住支援	3	_	_	-	3
5 安全・安心な生活	(2)移動支援	5	1	1	-	6
環境の整備	(3)情報アクセシビリティの向上	2	-	1	-	2
	(4)生活環境の整備	4	-	I	I	4
6 防災・防犯等の推進	(1)防災対策の推進	3	-	1	-	3
0 例及 例记录仍推進	(2)防犯対策の推進	2		-	_	2
	(1)障がい理解・交流	2	_	_	_	2
7 障がい理解・差別の 解消・権利擁護・ 虐待防止の推進	(2)権利擁護の推進・虐待の防止	4	_	_	_	4
たい例立つ江西	(3) 障がいを理由とする差別の解消の推進	3	-	-	-	3
	合計	80	4	1	0	85
	н	94.1%	4.7%	1.2%	0.0%	



#### (2) 取組状況等

#### 基本目標1 自立生活の支援・意思決定支援の推進

#### ■施策

- (1) 各種相談支援の充実
- (2) 在宅福祉サービス等の充実
- (3) サービスの質の確保・福祉を支える人材の育成
- (4)介護家族等への支援

障がいのある人やその保護者等からの相談に応じ、令和元年度は447件の必要な情報 提供や助言等の支援を行いました。

在宅福祉サービスについては、求められる必要な支援の提供に努めてきたほか、日中一時支援事業等を通じ、障がいのある人の家族の就労支援や、日常介護している家族の一時的な負担軽減を図っています。

また、手話奉仕員養成講座や音訳ボランティア養成講座の実施など、障がいのある人を支える人材の育成を推進しています。

#### 基本目標2 保健・医療の推進

#### ■施策

- (1) 障がいの原因となる疾病等の予防の充実
- (2) 医療サービス

障がいの原因となる疾病等の予防のため、各種健康診査、保健指導等、各専門職による 適切な支援を行うとともに、多様な医療ニーズに対応するため、専門的な治療機関、専門 的な機能回復訓練機関としての機能を持つ地域の中核医療機関との連携を図っています。

また、自立支援医療等の各種医療助成制度の手続の更新案内を行うなど、切れ目のない 利用を促進し、現物給付等による医療費の負担軽減を図っています。



#### 基本目標3 子育て・教育・生涯学習・スポーツ等の振興

#### ■施策

- (1)子ども・子育ての支援
- (2) インクルーシブ教育システムの構築
- (3)教育環境の整備
- (4) 生涯学習・スポーツ

幼児期から学童期・青年期へのライフステージの変化を通じ、切れ目のない一貫した療育・教育支援体制の充実を図っています。

また、通級指導教室を開設し、通常教室に籍を置きながら障がいのある児童・生徒の ニーズに応じた教育を行うなど、インクルーシブ教育システムの構築を推進するとともに、 教育環境の整備のため、障がいのある児童・生徒に対する適切な対応や指導、保護者の悩 み等への対応を行っています。

さらに、障がいのある人に対応した社会体育施設の整備やスポーツ大会の実施、各種講 座の開催を通じて生涯学習・スポーツ等の振興を図っています。

#### 基本目標4 雇用・就業・経済的自立の支援

#### ■施策

- (1) 就労支援
- (2) 経済的支援

障がいのある人の社会参加と自立を促進するため、就労を支援するとともに、安定した 就労を継続できるよう、各支援機関との連携を図っています。

また、精神又は身体に障がいを有する対象者に対し、申請案内や相談を行うとともに、 受給の対象と判定された方への手当の支給や税の減免などにより、経済的な負担の軽減を 図ったほか、障害基礎年金等の支給により、生活の安定、福祉の向上を図っています。

市においては、障害者雇用促進法の趣旨に基づき、平成30年度にチャレンジドオフィスを新規に開設し、新たに障がいのある人材を雇用することで市の姿勢を示すとともに、令和2年度の会計年度任用職員制度開始に伴い、市のホームページにおいて広く募集を行うなど、積極的に障がいのある人の採用に努めています。



#### 基本目標5 安全・安心な生活環境の整備

#### ■施策

- (1)居住支援
- (2)移動支援
- (3)情報アクセシビリティの向上
- (4) 生活環境の整備

障がいのある人の自立した生活を支援し、安全・安心な生活環境を整備するために、 様々な支援サービスを利用計画に基づいて適切に提供するとともに、外出のための支援を 行うことにより、地域における自立生活及び余暇活動等の社会参加の促進を図っています。 また、情報アクセシビリティの向上のため、音声コード等の利用促進や声の広報、イン ターネットによる市政情報の提供を行っています。

このほか、袖ケ浦駅海側地区において、バリアフリー関連法令の基準に適合した新たな 公園整備を進めており、平成30年度と令和元年度において、街区公園を各1公園開設す るなど、障がいある人もない人も共に暮らしやすい生活環境の整備を推進しています。

#### 基本目標6 防災・防犯等の推進

#### ■施策

- (1) 防災対策の推進
- (2) 防犯対策の推進

災害時要援護者台帳を作成して避難支援者等関係者への台帳配付に同意をいただいた方の名簿の共有を行い、支援が必要な方の迅速な避難の確保に向けた取組を行うとともに、 各種訓練を実施し、避難支援の意識向上を図っています。

また、木更津警察署や袖ケ浦市防犯協会等と連携して、「地域安全ニュース」及び「犯罪発生地図」の発行、市民生活安全メールの配信等による注意喚起を行っているほか、障がいのある方が消費者トラブル等の相談があった場合は、相談支援事業所や消費生活相談等につなげています。



#### 基本目標7 障がい理解・差別の解消・権利擁護・虐待防止の推進

#### ■施策

- (1)障がい理解・交流
- (2) 権利擁護の推進・虐待の防止
- (3) 障がいを理由とする差別の解消の推進

市民向けの障がいに関する出前講座や小・中学校、自治会を対象としたアイマスク体験・車いす体験講座などの福祉教育を実施するとともに、ボランティアの協力を得ながらレクリエーションを企画し、障がいのある人やその家族が集い、交流する場を設置し、障がい理解・交流の促進を図っています。

また、障がい者虐待の未然防止、早期発見、迅速な対応を行うとともに、その後の障がいのある人及び養護者への適切な支援を行うため、障がい者虐待防止に対する普及啓発、 関係機関の協力体制の整備や支援体制の強化を図っています。



## 2 障がい者施策の推進に向けた課題の整理

障がい者施策の推進に向けて、近年の障がい者施策をめぐる動向や、本市の障がいのある人等を取り巻く現状、アンケート調査の結果、計画の取組状況等を踏まえ、「袖ケ浦市障がい者福祉基本計画(第3期)」で示された基本目標ごとに体系化を図るため、今後の課題や方向性について整理します。

## (1) 多様な相談に対応し、自立生活を支援する体制の充実

(基本目標1 自立生活の支援・意思決定支援の推進)

個々の障がいの状況に応じた計画的、効果的な障害福祉サービスの提供を進めるため、 障がい者の自己決定と自己選択を尊重する仕組みづくりが益々重要となってきています。

また、幼児の言葉や情緒等の発達、子どもとの接し方等育児に関し心理判定員が行う幼児相談については、心理発達検査・相談・助言を個別相談にて実施しているものの、専門職(心理判定員)の確保が難しい状況です。

今後も障害福祉サービスの利用者数は増加傾向で推移していくことが想定されていることから、相談支援については、養護者(介助者)が亡き後の支援等への課題も含め、支援ニーズや課題に適切に対応して障害福祉サービスに結びつけるため、基幹相談支援センターや障害福祉サービス事業所と連携し、安心して相談できる環境整備を推進するとともに、障がいのある人の自立生活の支援や意思決定を支援するための施策・事業の充実を図っていく必要があります。

また、アンケート調査によると、精神障がいでは他の障がい種別に比べて「相談しても満足な回答が得られない」や「相談先がわからない」「相談できる人がいない」といった回答が多くなっており、精神障がいにも対応した専門的な相談支援の充実・強化を図っていく必要があります。



#### (2) 医療機関との連携による医療的ケア体制の充実

### (基本目標2 保健・医療の推進)

これまでの傾向から、障がいのある人は今後も増加傾向で推移していくことが想定されます。

障がいを持ちながらも健康で自立した生活を送るためには、疾病を予防し、個々に必要とされる医療・リハビリテーションを受けることができる環境は不可欠であるため、障がいの特性に合った適切な医療やリハビリテーションが提供できるよう、障がいのある人等が病院や学校などの身近な相談窓口で行う困りごとの相談を必要な支援につなぐ体制の強化を図っていく必要があります。

また、アンケート調査によると、知的障がいでは「症状を正確に伝えられない」といった回答も多くなっており、医療機関に対して、障がいのある人が医師や看護師等と円滑に意思疎通が図れるよう、障がいの状況に応じてコミュニケーションを工夫するように働きかけていく必要があります。このほか、医療を受ける際に困ることとしては、「待ち時間が長い」に次いで「通院の交通手段の確保が大変」や「お金がかかる」が多くなっており、障がいに係る経済的な負担の軽減を図るため、自立支援医療、重度心身障害者医療費助成、指定難病医療費等助成等の医療費助成制度について、今後も継続して行っていく必要があります。

# (3) 障がいのある子どもの教育環境の整備、社会参加機会の充実 (基本目標3 子育て・教育・生涯学習・スポーツ等の振興)

特別支援学級の学級数と児童生徒数は、ここ5年間増加傾向で推移しています。すべての子どもは、その特性に応じて、適切で、きめ細かな教育を受ける権利を持っており、教育分野においては、「障害者の権利に関する条約」に盛り込まれたインクルーシブ教育システムの構築を引き続き推進し、同じ場で共に学ぶ環境を整える必要があります。

アンケート調査によると、学校等に通っている障がいのある人の今後の進路については、「進学したい」が最も多く、次いで「障がいのある人の雇用が多い事業所への就業」や「福祉施設や作業所に通所」が続いています。自立と社会参加を見据え、個別の教育的ニーズのある幼児、児童・生徒に的確に応える指導を提供できるよう、多様で柔軟に対応していく必要があります。

また、アンケート調査では友人や仲間と共に行う余暇活動に参加している人は少ない状況ですが、障がいのある人が地域で暮らしやすくなるための支援として、スポーツ体験や公開講座内容の充実、展示会など内容を工夫し、参加しやすい環境を整備していく必要があります。



#### (4) 就労の場の確保

#### (基本目標4 雇用・就業・経済的自立の支援)

障がいのある人の就労については、雇用を受け入れている業種が限られていること、障がい理解に基づく適切な支援体制が十分ではないことなどにより、働きたいという意向と能力があっても就労に結びついていないのが現状です。

このため、民間企業等への就労機会や障がいの特性に応じた多様な就労の場の確保など、 障がいのある人が働きやすい環境となるよう、障がい者雇用についての啓発活動等を充実 していく必要があります。

また、就労に関係する福祉施設の整備促進や障がいのある人の仕事内容の充実、公的機関における雇用と発注の拡大方策なども検討し、市内における職場の確保を積極的に進めていく必要があります。

#### (5) 安心して外出できる環境の整備、情報提供体制の充実

(基本目標5 安全・安心な生活環境の整備)

市では、外出の支援について同行援護や移動支援事業などのほかに、福祉カー貸出事業 や福祉タクシー料金助成事業を実施しており、行動範囲の拡大を図るための支援を推進し ています。

引き続き、障がいのある人が気軽に外出できるよう、制度の周知を図り、外出や移動支援を行っていくとともに、障がいのある人が自由に外出し、活動していくための支援として、移動上や施設の利用上の利便性・安全性の向上を図る必要があります。

また、障がいのある人が地域で安心して日常生活を営むためには、福祉サービスをはじめとした様々な情報が不可欠です。福祉サービスに関する情報源は多岐にわたりますが、市の広報や障がいに関するガイドなどを有効に活用し、障がいの状況に応じたきめ細かな情報提供を適時行っていく必要があります。



#### (6)災害や事故・犯罪から障がいのある人を守る体制の強化

(基本目標6 防災・防犯等の推進)

台風や集中豪雨といった大規模な自然災害が全国各地で発生しています。アンケート調査によると、災害時の避難については、全体では「できる」が約4割となっているものの、知的障がいでは「できない」が51.4%と約半数を占めている状況です。また、災害時に困ることについては、「トイレや入浴設備」が最も多く、次いで「水や食事の確保」「寝る場所の確保」「避難先での薬や医療体制」が多くなっています。

さらに、新型コロナウイルス感染症等の発生に伴い、障害者福祉施設等の利用者や職員 等への感染を防止し、利用者への配慮や施設における適切な運営が継続できるよう人員配 置等についても対応する必要があります。

このため、災害時要援護者登録制度の普及や災害時等への対策の準備について促進するとともに、防災・避難情報の提供や避難所での健康管理、感染拡大防止、医療的ケアの継続など災害時等における支援体制について、障害福祉サービス事業所等とも連携し、災害や感染症の防止等に対し、障がいのある人を守る体制強化を図る必要があります。

また、障がいのある人が消費者被害にあったり、事故や犯罪に巻き込まれる危険性があるため、安心して地域生活が送れるよう、継続的に地域における日頃の防犯体制の強化を図っていく必要があります。

#### (7) 障がいへの理解の促進

#### (基本目標7 障がい理解・差別の解消・権利擁護・虐待防止の推進)

アンケート調査によると、差別を受けたことの有無について、全体では「たまにある」と「頻繁にある」を合わせた"ある"は、市役所や公共施設、市内の店舗や民間事業所とも1割未満である一方、精神障がいでは「たまにある」が他の障がい種別に比べて多く、障がい種別による偏りが見受けられます。

障がいがあっても暮らしやすいまちづくりに向けて、引き続き、広く市民を対象に障害者差別解消法や障害者虐待防止法、成年後見制度などの内容に関する普及・啓発を図るとともに、障がいのある人とない人が交流する機会の創出などにより、お互いの理解を深めていく必要があります。

権利擁護の推進・虐待の防止に当たっては、それぞれの解決に向けて、相談事案が内包するニーズを把握するとともに、県の関係機関と事例検討等を通して情報の共有化を図り、相談活動の資質・力量を高めていく必要があります。



## 第3節 施策の展開

基本理念の実現に向け、それぞれの基本目標に応じて位置づけた施策について、各分野や関係機関などと連携し展開を図ります。

## 1 自立生活の支援・意思決定支援の推進

障がいのある人の自立生活の支援や意思決定の支援を推進するため、本市の相談支援の中核となる相談支援事業所の機能の拡充を行い、身近な場所で幅広い相談ニーズに対応できる体制の強化を図ります。

また、在宅の障がいのある人については、自立生活の支援のほか養護者(介護者)の負担軽減のためにも、引き続き在宅サービス等の質の確保とともに、福祉を支える人材の育成、高齢化が進む当事者団体への支援等に努めていきます。

#### (1)各種相談支援の充実

★は「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」管理事業

No.	事業名	事業内容	担当課等
1	相談支援事業(袖ケ	障がいのある人やその保護者等からの多様な相談に応	障がい者支援課
	浦市障がい者相談支	じ、必要な情報提供や助言等の支援を行います。また、	
	援事業 えがお袖ケ	地域における相談支援の中核的な役割を担う「基幹相談	
	浦) ★	支援センター」を設置し、身体障がい者、知的障がい	
		者、精神障がい者の相談支援を総合的に行います。	
2	発達障がい児等療育	発達面等が気になる未就学児を対象とした療育に関する	障がい者支援課
	支援事業	相談支援、また、有資格者による心理、言語、運動機能	
		に関する療育支援を行います。	
3	精神保健福祉士によ	地域で生活する主に精神障がいのある人やその家族を対	障がい者支援課
	る相談支援(ケアセ	象に、精神保健福祉士による相談支援を行います。	
	ンターさつき)		
4	障害者相談員事業	身体障がいのある人や知的障がいのある人の更生援護に	障がい者支援課
	(身体・知的)	関し、身体障害者相談員や知的障害者相談員が、本人や	
		保護者からの相談に応じ、必要な指導、助言を行いま	
		す。	
(5)	幼児相談	幼児の言葉や情緒等の発達、子どもとの接し方等育児に	健康推進課
		関し、その不安のある保護者からの要望に応じ、個別相	
		談を行い、療育等の助言を行います。また、専門職の確	
		保に努めるとともに、他部署・他機関と連携して相談に	
		対応します。	



No.	事業名	事業内容	担当課等
6	生活困窮者自立支援	生活困窮者の尊厳の保持を図りつつ、生活困窮者の就労	地域福祉課
	事業	の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況その他	
		の状況に応じて、包括的かつ早期に支援を行います。断	
		らない相談支援、地域における伴走型支援のコーディ	
		ネートを行います。	

#### 【関連事業等】

#### ◇総合相談·支援事業

地域の高齢者の保健・福祉・医療の向上、生活の安定に必要な援助を行うために、地域包括支援センターが、総合相談業務(初期段階での相談対応・継続的・専門的な相談支援)を行います。【高齢者支援課】

#### ◇子育て世代包括支援事業

妊娠期から子育で期にわたる母子の健康や子育でに関する様々な相談を受けるとともに、 子育で支援サービスの情報提供や子育で家庭の状況の継続的な把握に努めることによって、 子育で世代を切れ目なく支援します。【子育で支援課・健康推進課】

#### ◇難病相談事業

難病患者と家族の療養上の問題や日常生活及び各種福祉手続き等に対する相談について、健康福祉センター及び市との連携のもと、医療・保健・福祉等の総合的相談を行います。【君津地域難病相談・支援センター】

#### ◇精神保健福祉相談·訪問指導

精神保健福祉相談・訪問指導として、嘱託医相談、随時の電話相談、来所相談、訪問援助を実施します。【君津健康福祉センター】

#### ◇中核地域生活支援センター(君津ふくしネット)

24時間365日体制で、制度の狭間や複合的な課題を抱えた方など地域で生きづらさを抱えた方に対して、分野横断的に幅広く受け止めて、包括的な相談支援・関係機関のコーディネート・権利擁護・市町村等のバックアップ等の広域的、高度専門性を持った寄り添い支援を行います。【千葉県健康福祉部健康福祉指導課】

#### ◇視覚障がい者のための「ピアサポート相談室」

社会福祉法人千葉県視覚障害者福祉協会が、視覚障がいのある人の様々な悩み等の相談に応じ、自立更生のために必要な指導、助言を行います。【千葉県視覚障害者福祉協会】



(2) 在宅福祉サービス等の充実 ★は「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」管理事業

No.	事業名	事業内容	担当課等
1	ホームヘルパーの派	障がいのある人に対してヘルパーを派遣し、居宅 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	障がい者支援課
	遣(居宅介護)★	において入浴、排泄及び食事の介護等を行うサー	
		ビスを提供します。	
2	障害者地域在宅福祉推	障がいのある人の地域社会への移行を推進するた	障がい者支援課
	進事業(グループホー	め、グループホームの運営に要する経費の補助、	
	ム運営費補助金・入居	また、グループホーム等に入居している障がいの	
	者家賃助成)★	ある人に対し、その家賃の一部を助成します。	
3	ショートステイ(短	居宅において障がいのある人の介護を行う者の疾	障がい者支援課
	期入所)★	病その他の理由により、障がい者支援施設への短	
		期間入所を必要とする場合、入浴、排泄及び食事	
		の介護等や日常生活上の支援を提供します。	
4	理容師派遣事業	65歳未満の方で下肢・体幹又は移動機能障がい	障がい者支援課
		を理由に身体障害者手帳2級以上で、障害支援区	
		分4~6の方に対して、理容師の派遣料を支援し	
		ます。	
(5)	補装具費支給事業	障がいのある人の失われた身体機能を補完又は代	障がい者支援課
		償し、日常生活又は職業の能率の向上を図るた	
		め、義肢や車いす等の補装具の購入費や修理費を	
		支給します。	
6	紙おむつの給付★	在宅の65歳未満の重度身体障がい者(児)で、	障がい者支援課
		失禁状態があり常時おむつを必要とする人に対し	
		て紙おむつを支給します。	
7	意思疎通支援事業	聴覚等の障がいのため、意思疎通を図ることに支	障がい者支援課
	(コミュニケーショ	障がある人等に、手話通訳等の方法により、意思	
	ン支援事業)★	疎通を仲介する手話通訳者等の派遣を行い、意思	
		疎通の円滑化を図ります。	
8	地域活動支援セン	障がいのある人が通所し、地域の実情に応じ、創	障がい者支援課
	ター事業★	作的活動又は生産活動の機会を提供することによ	
		り、社会との交流を促進します。	
9	訪問入浴サービス事	居宅において入浴が困難な重度身体障がいのある	障がい者支援課
	業(移動入浴車の派	人に対し、移動入浴車を派遣することにより、入	
	遣) ★	浴サービスを提供します。	
10	障がい者自動車運転	障がいのある人の社会参加を促進するため、運転	障がい者支援課
	免許取得費・自動車	免許取得費や自動車改造費の助成等の事業を行い	
	改造費助成事業★	ます。	



#### 【関連事業等】

#### ◇緊急通報システム等給付貸付事業

ひとり暮らしの高齢者等に対し、緊急通報システム等を貸付し、安心して自宅で生活できる環境の整備を図ります。【高齢者支援課】-「6 防災・防犯等の対策」再掲-

#### ◇高齢者見守りネットワーク事業

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、協力事業者、関係団体等によるネットワークにより「さりげない見守り」を実施します。

【高齢者支援課】-「6 防災・防犯等の対策」再掲-

#### ◇理容師派遣事業

要介護3~5と認定され、寝たきり等により理髪に行くことが困難な65歳以上の高齢者に対し、自宅での理容サービスが受けられるよう支援します。【高齢者支援課】

#### ◇紙おむつ等支給事業

要介護認定を受けて在宅で紙おむつ等を必要としている高齢者の介護者及びひとり暮らし の高齢者を対象に紙おむつ等を支給します。【高齢者支援課】

#### ◇居宅介護支援·介護予防支援(介護給付、予防給付)

在宅の要介護者・要支援者が介護サービス等を適切に利用できるよう利用計画(ケアプラン)を作成するとともに、サービス等の提供が十分に行われるよう居宅介護支援事業者との連絡調整等を行います。【介護保険課・高齢者支援課】

#### ◇訪問介護(介護給付)

在宅の要介護者が居宅で、入浴・排泄・食事等の身体介護や、調理・掃除・洗濯等の生活 援助を受けられるサービスです。【介護保険課】

#### ◇定期巡回·随時対応型訪問介護看護(介護給付)

在宅の要介護者の生活を支えるため、日中・夜間を通じて訪問介護と訪問看護を行います。 【介護保険課】

#### ◇訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護(介護給付、予防給付)

在宅の要介護者・要支援者が居宅で、移動入浴車を使用し、介護士や看護師の入浴の補助 を受けられるサービスです。【介護保険課】

#### ◇短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護(介護給付、予防給付)

要介護者・要支援者が特別養護老人ホームや老人短期入所施設等に短期間入所し、入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練等を受けられるサービスです。 【介護保険課】



#### ◇通所介護、地域密着型通所介護(介護給付)

要介護者が通所介護施設において、入浴・排泄・食事等の介護、生活等に関する相談と助言、健康状態の確認、その他必要な日常生活上の世話や機能訓練等を受けられるサービスです。【介護保険課】

#### ◇認知症对応型通所介護、介護予防認知症对応型通所介護(介護給付、予防給付)

認知症の要介護者・要支援者が通所介護施設等に通い、入浴・排泄・食事等の介護、その他必要な世話等を受けられるサービスです。【介護保険課】

#### ◇小規模多機能型居宅介護(介護給付、予防給付)

要介護者・要支援者が通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問、泊まりのサービスを組み合わせ多機能なサービスを受けられます。【介護保険課】

#### ◇看護小規模多機能型居宅介護(介護給付)

要介護者・要支援者が通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問(介護と看護)、泊まりのサービスを組み合わせ多機能なサービスを受けられます。【介護保険課】

#### ◇通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション(介護給付、予防給付)

要介護者・要支援者が老人保健施設や病院等において、心身の機能の維持回復と日常生活の自立を図るため、理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを受けられるサービスです。【介護保険課】

#### ◇訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション(介護給付、予防給付)

要介護者・要支援者で居宅での日常生活行為を向上させる訓練を必要とする方が、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士等によるリハビリテーションを居宅において受けられるサービスです。【介護保険課】

#### ◇福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与(介護給付、予防給付)

要介護者・要支援者について、日常生活の便宜を図り、自立を助けるための歩行器や歩行補助つえ等の介護予防に資する福祉用具を貸与するサービスです。【介護保険課】

#### ◇特定福祉用具購入費、特定介護予防福祉用具購入費(介護給付、予防給付)

要介護者・要支援者について、日常生活の便宜を図り、自立を助けるための福祉用具のうち貸与になじまない入浴や排泄のための用具の購入に関し、その購入費の一部を補助するサービスです。【介護保険課】

#### ◇地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(介護給付)

居宅での介護が困難な要介護者が入所し、入浴・排泄・食事等の日常生活上の支援や機能 訓練、療養上の支援が受けられる施設サービスです。【介護保険課】

#### ◇オストメイト社会適応訓練

社団法人日本オストミー協会千葉県支部が、人工肛門・人工膀胱造設者を対象に、補装具等の使用について正しい知識を習得するための講演や、生活上の相談に応じます。【日本オストミー協会千葉県支部】



## (3) サービスの質の確保・福祉を支える人材の育成

No.	事業名	事業内容	担当課等
1	ボランティアの養成	文章のCDへの吹き込み、簡単な手話を用いた支援、日常生活での支援等、障がいのある	障がい者支援課・ 袖ケ浦市社会福祉
		人に対するボランティア活動を実践する人を 養成し、活動の場を紹介する等、ボランティ	協議会
		アの支援を希望する人とボランティア活動を 希望する人の調整機能を果たしていきます。	
2	音訳ボランティア養	視覚障がいのある人に市政等の情報を提供す	袖ケ浦市社会福祉
	成講座	るため、声の広報を作成する音訳ボランティ アを養成し、活動を支援します。	協議会
3	手話奉仕員養成講座	聴覚障がいのある人の日常生活における意思	障がい者支援課
	事業	疎通を支援するため、手話のできる市民の養	
		成を行います。	
4	介護サービス情報の	県が実施している介護サービス情報の公表制	地域福祉課•
	公表、福祉サービス	度、福祉サービスの第三者評価事業につい	介護保険課・
	の第三者評価	て、県とも連携して普及・啓発していくとと もに、受審を勧奨していきます。	子育て支援課

## (4)介護家族等への支援

★は「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」管理事業

No.	事業名	事業内容	担当課等
1	日中一時支援事業★	障がいのある人の家族の就労支援や、日常介	障がい者支援課
		護している家族の一時的な負担軽減を目的と	
		して、障がいのある人に日中、日帰りによる	
		活動の場を提供します。	
2	障がいに関する当事	障がいに関する当事者団体等については、障	障がい者支援課
	者団体等への支援	がいのある人やその家族等の心のよりどころ	
		となり孤立を予防するなど、重要な役割を	
		担ってきましたが、近年会員の高齢化等によ	
		り団体の存続が難しくなっている団体もある	
		ため、団体の継続を促す有効な支援の方法を	
		検討し、支援します。	

#### 【関連事業等】

#### ◇家族介護慰労金支給事業

市民税非課税世帯で要介護3~5と認定された人を在宅で介護保険サービスを利用せずに 介護している家族に対して、慰労金を支給することにより家族の経済的な負担の軽減を図り ます。【高齢者支援課】



## 2 保健・医療の推進

障がいのある人の生活上の不安として、身体や健康のことをあげる人が多く、保健や医療に関する支援が必要とされています。内部障がいなども増加傾向にあることから、生活習慣病や各種疾病の重症化予防、早期発見のため、健診・検診の周知の充実等により受診率向上を図るとともに、障がいの原因となる疾病等の予防に努めていきます。

また、障がいのある人の保健・医療の支援として、医療的ケアへの対応や、保健・医療・福祉・教育等の各分野が連携した切れ目のない支援のほか、障がいに係る経済的な負担の軽減も図ります。

#### (1) 障がいの原因となる疾病等の予防の充実

No.	事業名	事業内容	担当課等
1	乳幼児健康診査	乳幼児の発達、発育の確認及び疾病の早期発見と	健康推進課
		保護者への適切な支援を行うため、1歳6か月	
		児、3歳児を対象に健康診査を行います。	
		また、乳幼児の成長に合わせ、医師・歯科医師・	
		歯科衛生士・心理判定員・保健師・栄養士等の専	
		門職が、適切な助言を行います。	
2	特定健康診査・	生活習慣病の予防・改善と医療費の適正化対策を	保険年金課・
	特定保健指導	推進するため、特定健康診査等及び特定保健指導	健康推進課
		を実施します。	
		健診結果により腎臓病地域連携パスを送付し、か	
		かりつけ医・専門医・市役所が連携して、慢性腎	
		臓病の重症化を予防します。	
3	健康づくり支援	指定管理者による施設の適切な管理運営を行いま	健康推進課
	センター管理事	す。市民の自主的な健康づくりを支援するため、	
	業	各種運動教室の開催や健康相談を実施します。	
4	後期高齢者健康	後期高齢者医療の被保険者に対し、健康診断を実	保険年金課
	診査	施し、糖尿病等生活習慣病の早期発見を図り、健	
		康維持、生活の質の確保に資することを目指しま	
		す。	
5	がん検診	対象者に対し、各種健(検)診を実施することに	健康推進課
		より、個人の健康状態を把握し、健康に対する意	
		識の向上及び疾病の早期予防を図ります。	



#### 【関連事業等】

#### ◇健康づくり推進事業

市民一人ひとりの健康に対する意識の向上と健康的な生活習慣や食生活の定着を図り、生活習慣病の予防や健康維持に向けた環境の整備に努めます。【健康推進課】

#### ◇エイズ予防事業

エイズに関する相談に応じるとともに、申出によりHIV検査を行います。

【君津健康福祉センター】

#### ◇自殺予防対策

自殺対策推進計画の取組を推進します。【健康推進課】

#### ◇一般介護予防事業

地域における高齢者の介護予防の取組の普及啓発を行い、活動につなげていきます。また、活動団体への補助金の交付やリハビリテーション職の関与による介護予防の強化に努めます。 【高齢者支援課】



#### (2) 医療サービス

No.	事業名	事業内容	担当課等
1	自立支援医療(更生	身体障がいのある人が、その日常生活能力、	障がい者支援課
	医療、育成医療)	社会生活能力、また、職業能力を回復・向	
		上・獲得することを目的とした医療費を支給	
		することにより、経済的な負担の軽減を図り	
		ます。	
2	自立支援医療(精神	精神障がいに係る通院医療に関して、自立支	障がい者支援課
	通院医療)	援医療に係る医療費を支給することにより、	
		経済的な負担の軽減を図ります。	
3	重度心身障害者医療	重度心身障がいのある人が医療機関等で診療	障がい者支援課
	費の助成	を受けた場合に、健康保険が適用される医療	
		費を助成することにより、経済的な負担の軽	
		減を図ります。	
4	精神障害医療費の助	精神障がいのある人に対し、精神障がいの治	障がい者支援課
	成	療のための医療費を助成することにより、経	
		済的負担を軽減します。	
5	難病患者療養見舞金	指定難病又は小児慢性特定疾病の治療のた	障がい者支援課
	の支給	め、1か月以上継続的に入院又は通院してい	
		る人に対し、見舞金を支給します。	
6	中核医療機関との連	専門的な治療機関、専門的な機能回復訓練機	障がい者支援課
	携	関としての機能を持つ地域の中核医療機関と	
		の連携を一層図っていきます。	

#### 【関連事業等】

#### ◇高齢者の医療の確保に関する法律による医療の特例適用

65歳以上75歳未満で一定の障がいの状態にある人については、高齢者の医療の確保に関する法律により申請することで後期高齢者医療保険に加入することができます。

【保険年金課】

#### ◇難病医療費の支給

国の指定した疾患で、治療が長期にわたり、医療費負担が高額となるため、千葉県に申請 して特定医療費(指定難病)受給者証の交付を受けた人に対して、医療費等の一部を公費負 担することにより、医療費の負担を軽減します。【君津健康福祉センター】



#### ◇小児慢性特定疾病医療費の支給

18歳未満(継続20歳未満)の児童で、慢性疾患で治療が長期にわたり、保護者の医療費負担が高額となるため、千葉県に申請して小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けた人に対し、児童の医療費の一部を公費負担することにより、医療費の負担を軽減します。【君津健康福祉センター】

#### ◇訪問看護、介護予防訪問看護(介護給付、予防給付)

要支援者・要介護者で疾患等を抱えている方が居宅において、看護師等から療養上の世話や診療の補助が受けられるサービスです。【介護保険課】

#### ◇居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導(介護給付、予防給付)

要支援者・要介護者が居宅において、医師や歯科医師、薬剤師、管理栄養士等から療養上の管理及び指導が受けられるサービスです。【介護保険課】

#### ◇短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護(介護給付、予防給付)

要支援者・要介護者が介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期間入所し、看護、その他の必要な医療と日常生活上の世話等が受けられる施設サービスです。【介護保険課】

#### ◇介護老人保健施設(介護給付)

医療施設等での治療を終え状態が安定している要介護者が入所し、医師や看護師、介護福祉士等から在宅生活を送るための看護や介護、リハビリテーションが受けられる施設サービスです。【介護保険課】

#### ◇介護療養型医療施設(介護給付)

緊急を要する治療を終え、長期の療養を必要とする要介護者が入所し、医師や看護師等から看護や介護、リハビリテーションが受けられる施設サービスです。【介護保険課】



## 3 子育て・教育・生涯学習・スポーツ等の振興

市内の保育所(園)では集団保育が可能な障がいのある児童を受け入れており、学校では、特別支援教育のコーディネーターを配置しています。近年では、小学校低学年を中心に、通常学級における特別な支援を必要とする児童が増えており、インクルーシブ教育システムの構築など国や県の新たな施策動向に対応するとともに、きめ細かな対応の充実を図る必要があります。また、子どもの社会的な自立や発達を促すため、放課後等における療育の場の充実にも取り組みます。

生涯学習・スポーツに関しては、障がいのある人とない人がこれらを通じて交流を拡大していくことも重要と考え、2021年に開催予定の東京オリンピック・パラリンピックを契機と捉え、障がいのある人が多様な活動に参加しやすい環境づくりに努めます。

さらに、社会参加の一助となるよう、文化芸術に触れ合う機会の創出等を図ります。

#### (1) 子ども・子育ての支援

★は「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」管理事業

No.	事業名	事業内容	担当課等
1	障がい児保育★	児童の健全な発達を支援するため、障がいを	保育課
		持っているものの、集団で保育することが可	
		能な児童について保育します。	
2	放課後児童健全育成	放課後児童クラブは、保護者が就労等により	子育て支援課
	事業(放課後児童ク	昼間家庭にいない子どもたちを、放課後に適	
	ラブ事業)★	切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な	
		育成を図るための施設で、障がいのある子ど	
		もについても、適正な保育が行えるよう、年	
		1回研修を開催し、支援員は受講することと	
		しています。	
		また、障がいのある子どもを受け入れる放課	
		後児童クラブに専門知識等を有する支援員を	
		配置するための費用として補助金の交付を行	
		います。	
3	ファミリー・サポー	子育て環境の向上を図るため、育児等の援助	子育て支援課
	ト・センター事業★	を希望する利用会員と援助を行いたい提供会	
		員が助け合う、ファミリー・サポート・セン	
		ターを運営しています。障がいのある子ども	
		たちについても、子どもの状況を見極めた上	
		で、提供会員に対し援助の受入れに向けた連	
		絡調整を行います。	
4	ライフサポートファ	幼児期から学童期・青年期へのライフステー	袖ケ浦市地域総合
	イルの活用★	ジの変化を通じ、切れ目のない一貫した療	支援協議会
		育・教育支援体制の充実を図ります。	



## (2) インクルーシブ教育システムの構築

No.	事業名	事業内容	担当課等
1	特別支援教育の推進	発達障がいを含むすべての障がいのある児	学校教育課
	(特別支援教育総合	童・生徒の支援のため、就学指導コーディ	
	推進事業)	ネーターによる就学指導・就学相談、外部専	
		門家による巡回指導、学生支援員の活用など	
		を実施し、教育現場における特別支援教育の	
		体制整備を総合的に推進します。	
2	専門家チームの設置	特別な支援を必要とする児童・生徒を把握	学校教育課•
	及び巡回相談の実施	し、学習障害 ( L D )、注意欠陥多動性障害	障がい者支援課・
		(ADHD)・高機能自閉症(HFA)等の児	子育て支援課・
		童・生徒を含め、障がいのある児童・生徒に	保育課・健康推進
		対する支援体制を整備促進するために、教	課
		育・医療・保健・福祉等関係者からなる「専	
		門家チーム」を設置しています。また、要請	
		に応じ巡回相談員を派遣し、幼稚園(保育	
		所)、小・中学校及び高等学校の児童・生徒に	
		対する総合的な支援体制の整備を図るととも	
		に、望ましい教育的対応の助言等を行いま	
		す。	
3	通級指導による特別	通級指導教室を開設し、通常教室に籍を置き	学校教育課
	支援教育の充実	ながら障がいのある児童・生徒のニーズに応	
		じた教育を推進します。	
4	市特別支援教員雇用	通常学級において、学習障害(LD)、注意欠	学校教育課
	による特別支援教育	陥多動性障害(ADHD) 高機能自閉症(H	
	の充実(特別支援教	FA)等様々な障がい及びその傾向のある児	
	員活用事業)	童・生徒に対し、学習・生活上の困難を改善	
		するために、特別支援教員を配置します。	
<b>⑤</b>	特別支援教育就学奨励	特別支援学級に就学している児童・生徒の保	学校教育課
	費の支給(特別支援教	護者の経済的負担を軽減するため、就学のた	
	育就学奨励費事業)	めの必要な費用の一部を奨励費として支給し	
		ます。	



## (3)教育環境の整備

No.	事業名	事業内容	担当課等
1	教育相談	障がいのある児童・生徒に対する適切な対応	学校教育課
		や指導を行ったり、保護者の悩み等に対応す	
		るため、スクールカウンセラー、心の相談員	
		を 1 校に 1 名ずつ配置します。	
2	うぐいす教育相談	軽度発達障がいを持つ又はその疑いがある児	総合教育センター
		童・生徒を対象に、学校職員、保護者と専門	
		医による相談を行います。	
3	電話相談・来所相談	障がいのある児童・生徒に対する適切な対応	総合教育センター
		や指導を行ったり、保護者の悩み等に対応す	
		るため、電話相談・来所相談を行います。	
4	教職員研修の充実	「特別支援教育研修会」「教育相談研修会」	総合教育センター
		「幼児教育研修会」にて、障がいのある児	
		童・生徒について教職員の理解を深め、指導	
		の工夫・改善を図ります。	
5	就学相談・進路相談の	教育上特別な配慮を要する児童・生徒の適正	特別支援学校
	充実	な就学を図るため、一人ひとりの個性や能力	
		が伸ばせるよう、障がいの種類・程度等に応	
		じた就学相談の充実に努めます。また、障が	
		いを持った児童・生徒がその後の進路を進む	
		際に、一人ひとりの個性や能力を伸ばせるよ	
		う、障がいの種類・程度等に応じた進路相談	
		を行います。	



## (4) 生涯学習・スポーツ

No.	事業名	事業内容	担当課等
1	障がいのある人に対	屋内外のスポーツ拠点施設である臨海スポー	体育振興課
	応した社会体育施設	ツセンターと総合運動場において、障がいの	
	の整備	ある人のためのバリアフリー対策、安全に配	
		慮した施設整備の可能性の検討を進め、利用	
		者ニーズに対応した社会体育施設の適切な改	
		修・修繕を進めます。	
2	君津地域心身障害者	君津地域(袖ケ浦市、木更津市、君津市、富	障がい者支援課
	(児)スポーツ大会	津市)の障がいのある人を対象に、4市合同	
		のスポーツ大会を実施し、障がいのある人の	
		交流の場の提供及びスポーツを通じて体力の	
		増強、機能の回復及び残存能力の向上を図り	
		ます。	
3	市民三学大学講座	自己啓発に取り組む市民の学習活動を促進す	生涯学習課
		るため、各分野の著名人を迎えて、公開講座	
		を開催します。聴覚障がいのある人も講演内	
		容を理解できるよう、手話通訳者による同時	
		通訳を実施します。	
4	図書館サービス	視覚障がいや寝たきり等の理由により、図書	中央図書館
		館利用が困難な市民に、宅配サービス等によ	
		る貸出サービスを提供します。また、「サピ	
		エ」に加入することで、活字による読書が困	
		難な方にも資料を提供していきます。	

#### 【関連事業等】

## ◇千葉県障害者スポーツ大会

毎年1回、5月頃に千葉県総合運動場で行います。なお、この大会は全国障害者スポーツ 大会の千葉県代表の選考会を兼ねています。【障がい者支援課】



## 4 雇用・就業・経済的自立の支援

働く意欲のある人が就労し、働き続けることは、自己実現を図る上で極めて大きな意義があります。障がい者が働くことへの意欲向上やスキルアップへの支援を推進するとともに、関係機関と連携し、事業所等における障がい者に対する理解を促進するなど就労しやすい環境づくりに努めます。

また、障がいのある人が地域で自立した生活を営むためには、障害基礎年金や特別障害者手当等の制度の活用が重要であることから、引き続き対象者への申請案内や相談の充実に努めていきます。

#### (1) 就労支援

No.	事業名	事業内容	担当課等
1	障がい者就労	障がいのある人の社会参加と自立を促進するため、就	障がい者支援課
	促進体制の整	労を支援します。	
	備	また、安定した就労を継続できるよう、就労から職場	
		定着まで支援するため、各支援機関との連携を図りま	
		す。	
2	生活困窮者自	就労支援員を配置し、相談者それぞれのプランを作成	地域福祉課
	立支援事業	し、個人にあった就労支援を行います。	
3	市職員として	障害者雇用促進法の趣旨に基づき、積極的に障がいの	総務課
	の採用促進	ある人の採用に努め、事業主としての責務と市内企業	
		に対する市としての先導的役割を果たしていきます。	
		法定雇用者数を維持し、法定雇用率を達成するため、	
		障がいのある人の雇用を推進します。	

#### 【関連事業等】

#### ◇ジョブコーチの派遣推進

知的障がいのある人、精神障がいのある人の職場適応を容易にするため、関係機関を通じて職場にジョブコーチを派遣し、事業主、職場の同僚、障がいのある人本人に対して、きめ細かな人的支援、助言を行います。【木更津公共職業安定所(ハローワーク木更津)】

#### ◇特定求職者雇用開発助成金

障がいのある人等就職が特に困難な人を、公共職業安定所又は適正な運用を期することのできる有料・無料職業紹介事業者の紹介により雇い入れた事業主に対しては、助成金を交付します。【木更津公共職業安定所(ハローワーク木更津)】



## (2)経済的支援

No.	事業名	事業内容	担当課等
1	心身障害者(児)手当	障がいのある人が地域で安定した生活を営む	障がい者支援課
	支給事業	ために、特別障害者手当等の制度について、	
		対象者への申請案内や相談を行います。	
		精神又は身体に著しい重度の障がいを有する	
	特別障害者手当	ために、日常生活において常時特別の介護を	
	(国)	要する20歳以上の在宅の障がいのある人に	
		対して、手当を支給します。	
		精神又は身体に重度の障がいを有するため	
	障害児福祉手当	に、日常生活において常時の介護を必要とす	
	(国)	る在宅で障がいのある児童に対して、手当を	
		支給します。	
		在宅の20歳以上65歳未満の重度知的障がい	
	重度心身障害者福祉 	のある人及び身体障がいのある寝たきりの人を	
	十 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	介護する人に対して、手当を支給します。	
	心身障害児福祉手当	精神又は身体に障がいのある児童の保護者に	
	(市)	対して、手当を支給します。	
		精神又は身体に重度又は中度の障がいを有す	
		るために、日常生活において常時の介護を必	
	特別児童扶養手当	要とするか、あるいは障がいの状態にある2	
	(国)	O歳未満の児童を育てている父母又は父母に	
		代わって児童を養育している人に対して、手	
		当を支給します。	
		父母のいずれかがいないか、あるいは父母の	
		いずれかに重度の障がいがある家庭などの児	
	│	童(18歳に達する以降の最初の3月31日	
	光里沃食十日(四) 	までにある人、障がいのある児童は20歳未	
		満)の父母、又は父母に代わって養育してい	
		る人に対して、手当を支給します。	
2	障害基礎年金・障害厚	一定の要件等に該当するものが、病気やけが	保険年金課・
	生年金・障害共済年	で所定の障がいのある状態となった場合に、	日本年金機構・
	金・特別障害給付金	その程度に応じて年金・一時金が支給されま	各共済組合
		す。	
3	心身障害者扶養年金	障がいのある人の保護者が一定額の掛金を納	障がい者支援課
		付し、保護者に万一のことがあった場合に、	
		残された障がいのある人に終身一定額の年金	
		を支給します。	



No.	事業名	事業内容	担当課等
4	生活困窮者自立支援事	障害年金や高額療養費等、各種金銭的な受給	地域福祉課
	業	手続きに関し相談を受けつけ、サポートを行	
		います。	

#### 【関連事業等】

#### ◇所得税・住民税等の優遇措置

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人に、障がいの程度に応じて、所得税、住民税の障害者控除、特別障害者控除、同居特別障害者扶養控除をします。このほか、障がいの内容や程度に応じて、個人事業税、相続税、贈与税、小額貯蓄の利子等の非課税の扱いがあります。【課税課・木更津税務署・木更津県税事務所】

#### ◇自動車税等の減免

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人に、障がいの程度に応じて、自動車税、軽自動車税の減免をします。【課税課・木更津県税事務所】

#### ◇有料施設利用料の減免

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人は、市内体育施設(総合運動場、サッカー場、野球場、臨海スポーツセンター等)の利用料を全額減免します。また、袖ケ浦健康づくり支援センター(ガウランド)の使用料を本人と付添人1人まで全額免除します。【体育振興課・健康づくり支援センター】

#### ◇住宅のバリアフリーリフォームによる所得税・固定資産税の優遇措置

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付等を受けている人が居住する 住宅についてバリアフリーリフォームを行った場合に、所得税額の控除及び固定資産税の減 額をします。【課税課・木更津税務署】

#### ◇障害補償給付·障害給付

業務又は通勤が原因となった負傷や疾病が治ったとき、身体に一定の障がいが残った場合には、年金・一時金を支給します。【木更津労働基準監督署】

#### ◇各種料金の割引・減免等についての案内

障がいのある人を対象とした鉄道・バス運賃の割引、国内航空旅客運賃の割引、タクシー 運賃の割引、有料道路における通行料金の割引、NHK放送受信料の減免等、携帯電話基本 料金等の割引、郵便料金の割引について、市ホームページ等を通じて情報提供を行います。

#### 【障がい者支援課】



## 5 安全・安心な生活環境の整備

障がいのある人が地域で自分らしく、安全・安心して生活を送ることができるよう、地域生活を支える障害福祉サービスや外出支援などの様々な福祉サービスの充実を図るとともに、市内の公共施設や道路等におけるバリアフリー化を推進します。

また、アンケート調査では、障がいのある人のために充実して欲しいこととして「情報 提供の充実」を望む割合が高くなっており、市や相談支援事業に関するホームページの活 用をはじめ、多様な媒体を活用した情報提供の充実に努め、障がいのある人の情報アクセ シビリティの向上を図ります。

#### (1)居住支援

★は「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」管理事業

No.	事業名	事業内容	担当課等
1	日常生活用具給付等事	障がいのある人に対して、日常生活用具を給	障がい者支援課
	業★	付又は貸与すること等により、日常生活の便	
		宜を図ります。	
2	生活ホーム運営助成事	独立した生活を求めている、あるいは家庭に	障がい者支援課
	業	おける養育が困難な知的障がいのある人に対	
		し、居室等を提供し、日常生活及び社会適応	
		に必要な各種援助を行っている事業者へ補助	
		金を交付します。	
3	各種サービスの提供★	障がいのある人の自立した生活を支援し、安	障がい者支援課
		全・安心な生活環境を整備するために、様々	
		な支援サービスを、利用計画に基づいて適切	
		に提供します。	
		また、法改正に伴うサービス内容の変更や事	
		業の改廃にも対応し、サービスの安定提供に	
		努めます。	

#### 【関連事業等】

#### ◇高齢者等住宅整備資金貸付事業

高齢者が自宅で日常生活を営むことができるよう浴室やトイレの改修、段差の解消、手すり、スロープの設置等の住宅改修に対し、資金を無利子で貸付します。【高齢者支援課】



#### ◇木造住宅耐震化促進事業

安全で災害に強いまちづくりを実現するために、耐震診断及び耐震改修工事補助を行います。 【都市整備課】

#### ◇住宅改修、介護予防住宅改修(介護給付、予防給付)

要介護者・要支援者の居宅における日常生活の自立のため、手すりの取り付けや床等の段 差解消の工事等を行う際、その費用(上限:20万円)の一部を補助します。【介護保険課】

#### ◇介護老人福祉施設(介護給付)

常時介護が必要で居宅での生活が困難な要介護3~5と認定された人が入所でき、日常生活上の支援や介護を受けられる施設サービスです。【介護保険課】

#### ◇認知症对応型共同生活介護、介護予防認知症对応型共同生活介護(介護給付、予防給付)

認知症の要介護者・要支援者が、身近な施設(グループホーム)において少人数で共同生活を送りながら、入浴・排泄・食事等の介護、その他必要な日常生活上の世話や機能訓練等を受けられる居住サービスです。【介護保険課】

#### ◇特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護(介護給付、予防給付)

有料老人ホームやケアハウス等の特定の施設(要届出)に入居する要介護者・要支援者が、 入浴・排泄・食事等の介護や、その他の日常生活上の世話や機能訓練等を受けられる居住 サービスです。【介護保険課】



# (2)移動支援

★は「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」管理事業

No.	事業名	事業内容	担当課等
1	移動支援事業★	屋外での移動が困難な障がいのある人につい	障がい者支援課
		て、外出のための支援を行うことにより、地	
		域における自立生活及び余暇活動等の社会参	
		加を支援します。	
2	重度心身障害者福祉	在宅の重度の心身障がいのある人に対して、	障がい者支援課
	タクシー事業	タクシーの利用券を交付します。	
3	車いすの貸出し	障がい、高齢、疾病等により歩行が困難な人	袖ケ浦市社会福祉
		を対象に、3か月を限度に車いすの貸出しを	協議会
		行います。	
4	居宅介護(通院等介	移動するに当たっての支援と介護を一体的に	障がい者支援課
	助) ★	提供する必要がある重度の障がいのある人に	
		ついて、居宅介護(通院等介助、通院等乗降	
		介助)により対応します。	
(5)	移送サービス	障がいや高齢により、一般の交通手段では通	袖ケ浦市社会福祉
		院等が困難な低所得の市民の方を対象に、ボ	協議会
		ランティアの協力により送迎を行い、自宅か	
		ら市内・近隣市の医療機関等までの移動を支	
		援します。	
6	福祉カー貸出	障がいのある人の家族等に対して、スロープ	障がい者支援課・
		付ワゴン車(袖ケ浦ゆうあい号)を貸し出	袖ケ浦市社会福祉
		し、通院や買い物、旅行等の外出を支援しま	協議会
		す。	

### 【関連事業等】

### ◇地域公共交通づくり事業

地域住民の交通利便性を確保するため、既存バス路線の運行を維持するための補助金交付等を行います。また、交通弱者の移動手段について、地域住民・NPO等が主体となった取組に対して支援します。【企画課】



# (3)情報アクセシビリティの向上

No.	事業名	事業内容	担当課等
1	音声コード等の利用	視覚障がいのある人が、文書からの情報を容	障がい者支援課
	促進	易に得られるようにするため、市が作成する	
		リーフレット等で、音声コード等の利用を促	
		進します。	
2	声の広報、インター	視覚障がいのある人が、市からの情報を容易	秘書広報課
	ネットによる市政情	に得られるようにするため、広報紙の内容を	
	報提供	ボランティア団体の協力によりCDに吹き込	
		み、希望者に貸し出します。また、市ホーム	
		ページを、JIS標準規格である音声読み上	
		げソフトに対応した文章表記で作成するな	
		ど、アクセシビリティの向上に努め、障がい	
		のある人への情報提供を充実させていきま	
		す。	

# (4)生活環境の整備

No.	事業名	事業内容	担当課等
1	都市公園及び路外駐	障がいのある人の施設利用上の利便性及び安	都市整備課
	車場のバリアフリー	全性の向上を図るため、バリアフリー関連法	
	化	令等の基準に基づき都市公園及び市営駐車場	
		のバリアフリー化を推進します。	
2	小中学校におけるバ	市内にある小学校8校、中学校5校では、車	教育総務課
	リアフリー化	いす用スロープ、洋式トイレの設置、階段両	
		側への手すりの設置等に取り組んでおり、今	
		後とも「福祉のまちづくり条例関連学校改修	
		時の基本方針」に沿った上で、施設の大規模	
		改修等に併せてバリアフリー化を進めていき	
		ます。	
3	庁舎整備事業	来庁者の利便性及び安全性の向上を図るた	資産管理課
		め、庁舎の再整備に当たっては、ユニバーサ	
		ルデザインに配慮した整備を推進します。	



# 6 防災・防犯等の推進

災害時要援護者登録制度の普及や障がい者の防災訓練などへの参加を促進するとともに、 防災・避難情報の提供や避難所での健康管理など防災・災害時支援体制の充実を進め、災 害から障がい者を守る体制強化を図ります。

また、障がいのある人が安心して地域生活が送れるよう、地域における日頃の防犯体制の強化を図るとともに、障がいのある人の消費者トラブルの防止の取組などについても進めていきます。

# (1) 防災対策の推進

No.	事業名	事業内容	担当課等
1	震災火災対策自主防	自助・共助による地域における防災体制の強化	危機管理課
	災組織整備事業	を図るため、未結成の区・自治会に対する自主	
		防災組織の結成促進、既存組織への防災訓練の	
		指導、防災資器材の貸与・更新を行い、防災意	
		識の高揚、より迅速な避難支援体制の整備を図	
		ります。	
2	要配慮者の避難支援	災害時に自力又は家族の支援だけでは避難が困	危機管理課
		難である要援護者が安否確認や避難支援など必	
		要な支援が受けられるように、袖ケ浦市災害時	
		要援護者登録制度により、手上げ方式及び同意	
		方式(民生委員児童委員などと連携)により、	
		登録台帳の整備・更新等を行い、要援護者の把	
		握に努めます。	
		また、関係機関と連携して避難所における支援	
		のあり方を検討し、要配慮者に配慮した避難生	
		活環境の充実に努めます。	
3	家具転倒防止器具取	地震における家具転倒等による被害から高齢者	高齢者支援課
	付事業	及び障がい者の生命及び財産を守るため、申請	障がい者支援課
		のあった対象者に対し家具転倒の防止措置を講	
		じることにより、安心して生活できる環境の整	
		備を図ります。	



#### (2) 防犯対策の推進

No.	事業名	事業内容	担当課等
1	地域防犯体制強化事業	市民の防犯意識の高揚を図るとともに、官民	市民活動支援課
		協働による防犯パトロールなどの各種防犯活	
		動を総合的に実施することで犯罪の発生抑止	
		に努めます。また、自主防犯組織の新規設立	
		を促すとともに、既存団体が継続して活動で	
		きるよう支援します。	
2	消費者トラブルの防止	消費者トラブルや振り込め詐欺、還付金詐欺	障がい者支援課
	及び被害解決に向けた	等による被害が急増する中で、障がいのある	
	支援	人がこうしたトラブルや犯罪等に巻き込まれ	
		ないため、また、巻き込まれてしまった場合	
		には被害解決に向けて関係機関との連携を図	
		り支援を行います。	

#### 【関連事業等】

#### ◇緊急通報システム等給付貸付事業

ひとり暮らしの高齢者等に対し、緊急通報システム等を貸付し、安心して自宅で生活できる環境の整備を図ります。

【高齢者支援課】-「1 自立生活の支援・意思決定支援の推進」再掲-

#### ◇高齢者見守りネットワーク事業

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、協力事業者、関係団体等によるネットワークにより「さりげない見守り」を実施します。

【高齢者支援課】-「1 自立生活の支援・意思決定支援の推進」再掲-



# 7 障がい理解・差別の解消・権利擁護・虐待防止の推進

障がいのあるなしにかかわらず、誰もが自分らしく生きることができる「共生のまち」を目指すには、市民や事業者が、障がいのある人とその障がい特性についての正しい理解の促進に努め、障がいのある人に対する「心の壁」を取り除くことが必要です。また、お互いの理解を深めるためには、学校や職場、地域における日常的な活動の中で、早い段階から交流の機会を持つことが特に大切です。障がいがあっても暮らしやすいまちづくりに向けて、市民や行政職員の障がいに対する理解と意識向上を目的とした施策を推進します。さらに、十分な自己決定や意思表示が困難な人に対しては、人権や財産を守り、権利の行使を支援する仕組みが必要となるため、権利擁護事業や成年後見制度を広く周知し、利用を支援するとともに、より身近な地域の中で、虐待防止を含めた権利擁護体制の充実を

### (1) 障がい理解・交流

図ります。

No.	事業名	事業内容	担当課等
1	福祉教育	車いすや障がい者・高齢者の疑似体験器具	障がい者支援課・
		を使用した福祉体験学習などを実施し、児	学校教育課•
		童生徒が地域の一員として、福祉に関する	生涯学習課•
		理解を深め、実践的な態度を育てます。ま	袖ケ浦市社会福祉
		た、市民向けにも障がいに対する理解を深	協議会
		める講座等を実施し、市民の福祉意識の醸	
		成を図ります。	
2	心身障がい児者の集い	障がいのある人やその家族が気軽に集い、	袖ケ浦市社会福祉
		ボランティア等の協力を得ながら、交流を	協議会
		深めることができる場を充実させます。	



# (2)権利擁護の推進・虐待の防止

No.	事業名	事業内容	担当課等
1	障がい者虐待	障がい者虐待の未然防止、早期発見、迅速な対応、そ	障がい者支援課
	防止対策支援	の後の障がいのある人及び養護者への適切な支援を行	
	事業	うため、障がい者虐待防止に対する普及啓発、関係機	
		関の協力体制の整備や支援体制の強化を図ります。	
2	県条例に基づ	「障がいのある人もない人も共に暮らしやすい県づく	君津健康福祉セ
	く権利擁護の	り条例」に基づき、障がいを理由とする不利益な取扱	ンター
	ための相談体	いや合理的な配慮に基づく措置の欠如などの差別をな	
	制の確立	くすため、個別事案の解決に取り組みます。地域相談	
		員を配置し、広域専門指導員と連携した上で、場合に	
		より調整委員会への申し立て等を行います。	
3	成年後見制度	【市長申立の実施】	高齢者支援課
	利用支援事業	後見制度の利用が必要で申立を行う親族がいない人に	障がい者支援課
		ついて、市長による後見等開始審判請求を実施しま	
		す。	
		【費用助成の実施】	
		申立人が市長または親族等を問わず、必要な人に申立	
		費用や後見人等報酬費用の助成を行います。	
		【法人後見事業】	袖ケ浦市社会福
		高齢や知的障がい、精神障がいなどにより意思決定が	祉協議会
		困難な人の判断能力を補うため、社会福祉協議会が法	
		人として成年後見人等となり、財産管理、身上監護を	
		行います。	
		【日常生活自立支援事業】	
		障がいのある人や高齢者で、サービスの利用に必要な	
		契約の内容を説明すれば理解できる人に対し、福祉	
		サービス利用に関する援助、金融機関からの現金の引	
		き出し等の財産管理サービス、重要な書類の預かり等	
		の財産保全サービスを行います。	
		事業の利用を継続する中で判断能力の低下がみられた	
		場合は、市と協力し法定後見の利用につなぎます。	



#### 【関連事業等】

#### ◇高齢者虐待防止事業·権利擁護事業

成年後見制度の活用支援、老人福祉施設等への措置に関する相談、虐待への対応、困難事 例への対応、消費者被害の防止等に当たります。【高齢者支援課】

# (3) 障がいを理由とする差別の解消の推進

No.	事業名	事業内容	担当課等
1	障がい者差別に関す	障がいのある人及びその家族やその他関係者	障がい者支援課
	る相談受付及び対応	からの障がいを理由とする差別に関する相談	
	等	を受け付け、対応します。	
2	障がい者差別に関す	障害者差別解消法についての周知をはじめ、	障がい者支援課
	る啓発活動及び指導	障がいのある人に対する偏見や差別の是正の	
		ための啓発活動を推進するとともに、合理的	
		配慮の提供等の取組に向けた助言・指導を行	
		います。	
3	障がい者差別解消の	障がいを理由とする差別に関する相談があっ	障がい者支援課
	推進	た場合は、その内容や対応について、事後に	
		「障がい者差別解消支援地域協議会」に報	
		告、情報を共有し、対策を検討することで、	
		障がい者差別の解消を推進します。袖ケ浦市	
		においては、「袖ケ浦市地域総合支援協議	
		会」がその役割を担います。	



# 第4章 袖ケ浦市障がい福祉計画(第6期)

# ・袖ケ浦市障がい児福祉計画(第2期)

# 第1節 計画の趣旨

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、障害者総合支援法・児童福祉法の改正内容及び近年の障がい者福祉の動向を踏まえつつ、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(以下「基本指針」という。)に即して、障がいのある人が身近な地域で安心して暮らすために必要な基盤整備等についての目標を設定するとともに、それらのサービス提供体制が計画的に確保されるようにすることを目的としています。

- ○障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条の規定により、国の基本指針に即して、障害福祉 サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を策定する ものです。
- 〇障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20の規定により、国の基本指針に即して、障害児 通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援 の円滑な実施に関する計画を策定するものであり、同法第6項の規定により、障がい福祉計画に 包含して策定します。

国は、基本指針の中で計画策定に当たって即すべき事項として、「障害福祉サービスや支援等の提供体制の確保」について「成果目標」を設定し、これを達成するための「活動指標」を見込むこととしています。「成果目標」を設定する項目については、基本指針の中で具体的に示し、「達成年度」や「達成割合」についても、基本とする年次や割合を示しています。

本市は、近隣市と比較して多くの障害福祉施設が整備されているため、利用者のニーズに応じたサービスの提供体制は充実しており、地域の関係機関によるネットワークとして、袖ケ浦市地域総合支援協議会及び同協議会の実務者会を組織して、市と密接に連絡調整を行い、障がいのある人に対する支援の向上を図っています。

計画策定に当たっては、このような状況を踏まえた上で、今後の対象者の見込みや、「袖ケ浦市障がい福祉計画(第5期)」及び「袖ケ浦市障がい児福祉計画(第1期)」における成果目標の達成状況、サービス等の利用状況、そして、市内の障がい福祉施設の状況や袖ケ浦市地域総合支援協会の意見等を踏まえ、国の基本指針に即したサービス、支援等の提供体制の確保策、「活動指標」としての見込量について定めることとします。



# 第2節 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の取組状況

### 1 成果目標の達成状況

「袖ケ浦市障がい福祉計画(第5期)」及び「袖ケ浦市障がい児福祉計画(第1期)」では、国の基本指針に即して以下の5つの項目を成果目標として定め、サービス提供体制の確保等に取り組んできました。

- (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3) 地域生活支援拠点等の整備
- (4) 福祉施設から一般就労への移行等
- (5) 障がい児支援の提供体制の整備等

#### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

- ○国の障害者基本計画の基本原則である「地域社会における共生等」を実現するため、地域生活への移行を進めるという観点から、相談支援事業所や障害福祉施設などと連携し、地域生活への移行に向けた支援に取り組んできました。
- ○サービスの質や量の確保等とともに、希望する人が必要なサービスを受けられるよう支援に努めていますが、令和元年度末時点においては地域移行に時間を要することなどにより、地域生活移行者数は3人、施設入所者数は66人となっており、令和2年度末までの達成が困難な状況にあります。
- ○引き続き、施設入所者の地域移行に限らず精神科病院長期入院者の地域移行も含めた障がい者の地域移行について更なる連携を行い、希望者が地域移行ができる体制を整える必要があります。

区分	項目	数値	備考
	平成 28 年度末の施設入所者数	63 人	平成28年度末時点の利用人員
地域生活 移行者数	【目標値】 令和2年度末時点での地域生活移行者数	6人	施設入所からグループホーム等 へ移行した者の数(63人×9%)
	【令和元年度末現在の実績】	3人	
	平成 28 年度末の施設入所者数(a)	63 人	平成28年度末時点の利用人員
施設入所	【目標値】 令和2年度末の施設入所者数(b)	61人	令和2年度末時点の利用人員 (63人—(63人×2%))
者数	【令和元年度末現在の実績】	66人	
	【目標値】 削減人数(a-b)	2人	差引減少者数



#### (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ○県では、県内の障害福祉保健圏域ごとに精神保健福祉の総合的な対策を推進するため、 平成31年2月に「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築会議設置要綱」を 策定し、君津圏域における地域包括ケアシステムの構築に資する取組を推進しています。 この取組を参考とし、引き続き圏域での設置方法の検証・検討を行っていく必要があり ます。
- ○本市では精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築について、「君津圏域4市担当課会議」及び「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進代表者会議」において検討を行っており、令和3年4月に協議の場を設置する予定です。
- ○令和元年度末における長期入院患者の地域生活への移行者数については、移行へ繋げる 支援が難しいこともあり、地域移行者は1人となっています。
- ○引き続き、長期入院患者の地域生活への移行に向け、地域住民の協力を得ながら、差別 や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的(インクルーシブ)な社会の構築を推進 していく必要があります。

#### ■成果目標と実績■

区分	項目	数值	備考
協議の場の設置状況	【目標値】 保健・医療・福祉関係者によ る協議の場の設置	1箇所	令和 2 年度末時点の設置状況
	【令和元年度末現在の実績】	1	
精神保健医療福祉体 制の基盤整備量	【目標値】 長期入院患者の地域生活へ の移行者数**	11 人	令和 2 年度末の地域移行者数
(利用者数)	【令和元年度末現在の実績】	1人	

※県の推定による基盤整備量を県内市町村の人口比で按分した数値を基に設定したもの



#### (3)地域生活支援拠点等の整備

- ○障がい者(児)の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、入所施設や病院からの地域移行の促進、重度障がいにも対応することができる専門的人材の育成・確保、地域の生活で生じる障がい者(児)やその家族の緊急事態への対応に係る体制等の整備を図る観点から、地域総合支援協議会において協議し、袖ケ浦市の地域特性を踏まえて必要とされる機能や体制等を整理してきたところです。
- ○令和2年度中に地域生活支援拠点等整備に向けて、袖ケ浦市社会福祉施設等連絡協議会 や基幹相談支援センターに配置するコーディネーターと連携を図りながら、整備に向け た推進を図っていきます。

区分	項目	数値	備考
地域生活支援拠点 等の整備状況	【目標値】 障がいのある人の重度化・高 齢化や「親亡き後」を見据えた 地域生活支援拠点等の整備	1箇所	令和 2 年度末時点の整備状況
	【令和元年度末現在の実績】	_	



#### (4)福祉施設から一般就労への移行等

- ○障がいのある人が就労を通じ、誇りを持って自立した生活を送ることができるよう、就 労移行支援事業等の推進により、障がいのある人の就労の場を確保するとともに、就労 移行支援事業所の就職移行率の増加を図ってきました。
- ○令和元年度末時点において、「就労移行支援事業の利用者数」は31人と既に達成している状況にあります。
- ○一方で、「福祉施設から一般就労への移行者数」については、一般就労への移行が難しい 支援者もおり、移行者は5人にとどまっている状況であり、また、就労移行率が3割以 上となる「就労移行支援事業所数」についても該当する事業所はありませんでした。
- ○就労移行支援事業の利用者が大幅に増加した一方で、一般就労につながらない利用者に対してどのように支援していくかが今後の課題となっています。関係機関と連携して支援強化に努め、引き続き福祉施設から一般就労への移行を進めていく必要があります。

=				
区分	項目	数值	備考	
福祉施設か	平成 28 年度の一般就労移行者 数	11 人	平成 28 年度において福祉施設を退 所し、一般就労した者の数	
ら一般就労への移行者数	【目標値】 令和 2 年度の一般就労移行者数	17 人	令和 2 年度中に福祉施設を退所 し、一般就労する者の数 (11 人×1.5)	
	【令和元年度末現在の実績】	5 人		
	平成28年度の就労移行支援事業 利用者数	22人	平成28年度において就労移行支援 事業を利用する者の数(実人数)	
就労移行支 援事業の利 用者数	【目標値】 令和2年度末の就労移行支援事 業の利用者数	27人	令和2年度中に就労移行支援事業 を利用する者の数(実人数) (22人×1.2)	
	【令和元年度末現在の実績】	31人		
	平成 28 年度の就労移行支援事 業所数	4 事業所	平成 28 年度において就労移行支 援事業を実施している事業所の数	
就労移行支援事業所数	【目標値】 令和2年度末に就労移行率30% 以上の就労移行支援事業所数	2 事業所	全事業所数の 5 割以上 (4 事業所×0.5)	
	【令和元年度末現在の実績】	_		



#### (5) 障がい児支援の提供体制の整備等

- ○本市内では、社会福祉法人が児童発達支援センターを運営しており、君津圏域において も、君津郡市広域市町村圏事務組合が児童発達支援センター「きみつ愛児園」を設置運 営し、障がい児の支援を行っています。また、「きみつ愛児園」については、今後のあり 方について君津圏域4市で協議を行ってきました。
- ○保育所等訪問支援を利用できる体制の構築や、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの事業所については、事業実施に当たり、医療機関との連携や医療従事者の確保が必要であり、確保には至っていない状況です。また、「医療的ケア児支援のための協議の場」については、君津圏域4市での設置や市単独での設置について検討してきましたが、未設置となっています。
- ○関係機関と連携して圏域内の事業所への働きかけを行い、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築していくとともに、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び 放課後等デイサービス事業所の確保に努める必要があります。
- ○「医療的ケア児支援のための協議の場」については、引き続き君津圏域4市での設置も視野に入れながら医療機関の連携も図りつつ、設置に向けて取り組んでいく必要があります。

区分	項目	数值	備考	
設置状況	【目標値】 児童発達支援センターの設置	1 箇所	令和 2 年度末の設置状況	
	【令和元年度末現在の実績】	1 箇所 (1箇所)	君津圏域での設置 (本市内での設置)	
体制の整備状況	【目標値】 保育所等訪問支援を利用できる体制 の構築	1 箇所	令和2年度末の体制の整備状 況	
	【令和元年度末現在の実績】	_		
	【目標値】 主に重症心身障がいのある児童を支	1事業所	令和 2 年度末における当該児 童発達支援事業所数	
事業所の確保の 状況	援する児童発達支援事業所及び放課 後等デイサービス事業所の確保	1事業所	令和 2 年度末における当該放 課後等デイサービス事業所数	
	【令和元年度末現在の実績】	_		
協議の場の設置状況	【目標値】 医療的ケア児支援のための協議の場 の設置	1 箇所	医療的ケア児支援のための協 議の場の整備状況	
	【令和元年度末現在の実績】	_		

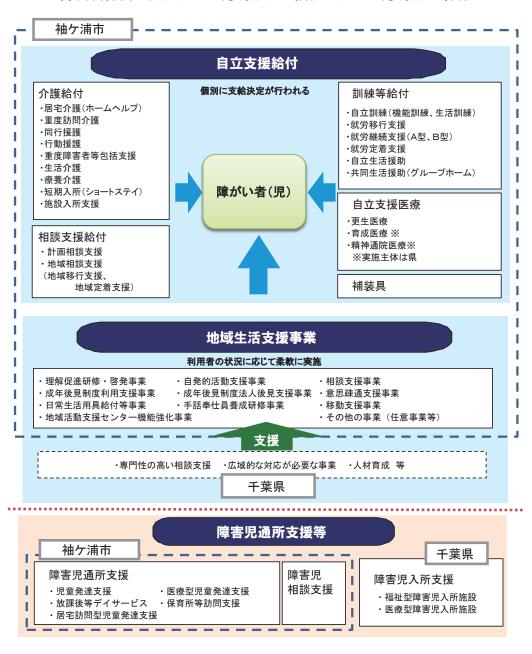


### 2 障害福祉サービス等・障害児通所支援等の利用状況

障害者総合支援法によるサービスは、大きく「自立支援給付」と「地域生活支援事業」で構成されています。「自立支援給付」は、障害者総合支援法に基づく基準で実施する事業(全国共通の事業)であり、「地域生活支援事業」は地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な業務形態により実施するものです。

また、障がい児を対象とした施設・事業等のサービスは、平成24年4月より児童福祉 法に根拠規定が一本化され、体系も再編されました。児童福祉法に基づく基準で実施する 障害児通所支援等は「自立支援給付」と同様に全国共通の事業です。

#### ■障害者総合支援法に基づく事業、児童福祉法に基づく事業の全体像■





「袖ケ浦市障がい福祉計画(第5期)」及び「袖ケ浦市障がい児福祉計画(第1期)」に おける、障害福祉サービス等・障害児通所支援等の活動指標(計画)に対する実績は以下 のとおりです。

#### (1) 指定障害福祉サービス・相談支援(自立支援給付)

- ○指定障害福祉サービス・相談支援(自立支援給付)については、計画値との乖離がみられるサービスもありますが、必要な支援を提供することができました。
- ○引き続き、関係する事業所と連携を強化し、支援の充実を図っていきます。

#### ■指定障害福祉サービス・相談支援(自立支援給付)の実績■

	ш (1 → 2)	334 £L	平成 3	0 年度	令和元	<b>元年度</b>	令和2年度	
サービス名		単位	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
	   居宅介護(ホームヘルプ)	実人/月	81	109	102	109	122	110
	店七月暖(小一ムベルク)	時間/月	1,729	1,731	1,825	1,777	1,921	1,780
	   重度訪問介護	実人/月	2	4	4	5	5	5
	<b>主及初向分</b> 接	時間/月	419	551	562	481	704	525
訪問系	   行動援護	実人/月	0	1	0	1	0	1
系	1]到版设	時間/月	0	23	0	18	0	20
	   同行援護	実人/月	12	14	15	13	17	14
	147111及1支	時間/月	247	297	313	268	378	311
	   重度障害者等包括支援	実人/月	0	0	0	0	0	0
	主反阵占有守己行义该	時間/月	0	0	0	0	0	0
	   生活介護	実人/月	138	167	156	171	174	174
	工们打設	延人日/月	2,861	3,101	3,038	3,130	3,215	3,140
	自立訓練(機能訓練)	実人/月	4	10	7	10	9	10
	日立前派(及形前派)	延人日/月	30	55	50	60	70	60
	自立訓練(生活訓練)	実人/月	3	1	5	1	7	1
		延人日/月	65	13	86	17	107	17
	就労移行支援	実人/月	13	26	24	31	34	32
旦	7 T T C T C C C C C C C C C C C C C C C	延人日/月	239	274	306	239	373	241
日中活動系	   就労継続支援(A型)	実人/月	13	24	18	31	23	32
動	がりでがえる(八里)	延人日/月	258	371	326	486	393	490
糸	   就労継続支援(B型)	実人/月	82	104	99	109	115	110
		延人日/月	1,478	1,393	1,610	1,533	1,742	1,533
	就労定着支援	実人/月	6	4	9	5	11	6
	療養介護	実人/月	4	5	4	4	5	4
	   短期入所(福祉型)	実人/月	38	37	45	40	51	41
	)	延人日/月	501	465	564	486	626	490
	   短期入所(医療型)	実人/月	1	1	1	1	2	1
		延人日/月	2	4	2	5	3	5
居	自立生活援助	実人/月	1	0	1	0	1	0
居住系	共同生活援助(グループホーム)	実人/月	59	73	72	84	83	85
水	施設入所支援	実人/月	62	69	62	68	62	68
相談支援	計画相談支援 (サービス利用計画作成)	実人/月	35	59	44	79	52	100
支經	地域移行支援	実人/月	0	1	0	2	0	2
抜	地域定着支援	実人/月	1	0	1	0	2	0



### (2)地域生活支援事業

- ○地域生活支援事業については、計画値との乖離がみられるサービスもありますが、必要 な支援を提供することができました。
- ○各種事業の利用ニーズを踏まえつつ制度の周知を図るとともに、引き続き、関係する事業所と連携を強化し、障がいのある人の社会参加等のための支援の充実を図っていきます。

#### ■地域生活支援事業の実績■

	W / I	平成 3	0 年度	令和元	<b>元年度</b>	令和2年度	
事業名	単位	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
理解促進研修•啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
相談支援事業							
①障がい者相談支援事業	実施箇所数	2	2	2	2	2	2
②地域総合支援協議会	実施回数	2	2	2	3	2	5
③市町村相談支援機能強化事業	実施箇所数	2	0	2	0	2	1
成年後見制度利用支援事業	実人/年	1	3	1	3	1	6
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	有
コミュニケーション支援事業							
①手話通訳者•要約筆記者派遣事業	実人/年	15	15	15	18	15	18
②手話通訳者設置事業	設置箇所数	1	1	1	1	1	1
日常生活用具給付等事業							
①介護·訓練支援用具	延件/年	5	3	5	4	5	4
②自立生活支援用具	延件/年	12	10	13	7	14	7
③在宅療養等支援用具	延件/年	7	13	8	14	9	14
④情報·意志疎通支援用具	延件/年	6	19	7	5	8	10
⑤排泄管理支援用具	延件/年	1,000	1,160	1,010	1,236	1,020	1,290
⑥居宅生活動作補助用具	ᅏᄱᄼ	0	0	0	1	0	4
(住宅改修費)	延件/年	3	2	3		3	1
	実施箇所	23	24	23	20	23	22
移動支援事業	実人/月	40	47	40	33	40	35
	時間/月	100	287	100	287	100	287
地域活動支援センター機能強化事業							
	実施箇所数	1	1	1	1	1	1
│ │ 地域活動支援センター I 型 │ │ │	実人/月	50	63	50	68	50	70
・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	実施箇所数	3	3	3	3	3	3
地域活動又族センターエ空	実人/月	3	3	3	3	3	3
	実施箇所数	3	4	3	5	3	5
│ │ 地域活動支援センターⅢ型 │ │ │	実人/月	6	10	6	11	6	11
訪問入浴サービス事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
	実人/月	40	46	40	43	40	43
日中一時支援事業	延人日/月	410	418	410	250	410	300
自動車運転免許取得費・自動車改造費助成事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
知的障害者職親委託制度	実施の有無	有	有	有	有	有	有



#### (3)障害児通所支援等

- ○障害児相談支援については、利用者数が計画値を上回って推移しているため、引き続き 相談支援体制の整備を進めていく必要があります。
- 〇このほか、子ども・子育て支援制度等に基づく支援として、以下の事業を実施しています。
  - ・「障がい児保育」

保護者や関係機関と連携しながら、入所児童の安全安心な保育を実施し、集団保育が 可能な障がいのある児童の受入れを進めています。

- ·「放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)」 令和元年度末において9クラブ 17人の障がいのある児童の受入れを行っています。
- ・「ファミリー・サポート・センター事業」 障がいのある子どもたちについても、子どもの状況を見極めた上で、提供会員に対 し、援助の受け入れる環境を整えています。
- ○障がい児支援サービスの提供に当たっては、障害児通所支援施設の拡充とともに、重症 心身障がい児など医療的ケアが必要な障がい児に対する支援の基盤整備の強化や、福祉、 医療、教育などの連携による総合的な支援体制の構築が重要となります。引き続き関係 する事業所と連携を強化し、必要な支援を行います。

#### ■障害児通所支援等の実績

11 12 - 12	336 FT	平成 30 年度		令和元年度		令和2年度	
サービス名	単位	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
障害児相談支援	実人/月	15	27	24	35	32	45
ID 文 & 法 + 15	実人/月	65	63	88	66	110	68
児童発達支援 	延人日/月	651	543	820	550	990	560
	実人/月	1	0	1	0	1	0
医療型児童発達支援	延人日/月	1	0	1	0	1	0
±L==0.44 frf =* 7.11	実人/月	69	97	104	111	139	120
放課後等デイサービス	延人日/月	959	1,122	1,225	1,100	1,490	1,125
	実人/月	1	1	2	1	3	4
保育所等訪問支援	延人日/月	1	1	3	1	4	4
居宅訪問型児童発達支援	実人/月	1	0	1	0	1	0
	延人日/月	1	0	1	0	1	0
ライフサポートファイルの配布	実施の有無	有	有	有	有	有	有



# 第3節 国の基本指針に係る本市の目標と取組

「袖ケ浦市障がい福祉計画(第6期)」及び「袖ケ浦市障がい児福祉計画(第2期)」を 策定するに当たっては、提供体制の確保に係る目標として、7つの「成果目標」を設定す ることとされています。

本市では、国の基本指針を踏まえ、県の計画と整合を図り、本計画の計画期間(令和3年度~5年度)における障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標(成果目標)を次のとおり設定し、必要なサービス・支援等が提供される体制の整備を図ります。

#### ■成果目標と活動指標の関係■

#### 成果目標

# 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

- 〇地域生活への移行
- ○施設入所者数の削減

# 市町村における関係する活動指標等

- 〇訪問系サービス(居宅介護等)の利用者数、利用時間数
- 〇日中活動系サービス(生活介護等)の利用者数、利用日数
- 〇居住系サービス(自立生活援助等)の利用者数
- 〇相談支援(計画相談支援等)の利用者数

# 2 精神障がいにも対応した地域包括 ケアシステムの構築

○精神保健医療福祉体制の基盤整 備

- ○保健・医療・福祉関係者による協議の場の年間開催回数
- ○精神障がい者の自立生活援助の利用者数
- ○精神障がい者の共同生活援助の利用者数
- ○精神障がい者の地域移行支援の利用者数
- ○精神障がい者の地域定着支援の利用者数

# 3 地域生活支援拠点等が有する機能 の充実

〇地域生活支援拠点等の整備

〇地域生活支援拠点等の機能の充実に向けた検証及び検 討の年間の実施回数

#### 4 福祉施設から一般就労への移行等

- ○福祉施設から一般就労への移行
- 〇一般就労の定着

- 〇就労移行支援の利用者数、利用日数
- ○就労移行支援事業等(就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型)から一般就労への移行者数
- 〇就労定着支援の利用者数



#### 成果目標

#### 市町村における関係する活動指標等

- 5 障がい児支援の提供体制の整備等
  - ○重層的な地域支援体制の構築
  - 〇主に重症心身障がいのある児童 への支援
  - 〇医療的ケア児支援

- ○障害児通所支援(児童発達支援等)の利用者数、利用日 数
- 〇相談支援等(障害児相談支援等)の利用者数
- 6 相談支援体制の充実・強化等
  - ○総合的・専門的な相談支援
  - ○地域の相談支援体制の強化
- ○総合的・専門的な相談支援実施箇所数
- ○相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助 言件数
- ○地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数
- ○地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数
- 7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築
  - ○障害福祉サービス等に係る各種 研修の活用
  - 〇「障害者自立支援審査支払等シス テム」による審査結果の共有
- ○県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研 修への市職員の参加人数
- ○事業所や関係自治体等と共有する回数



# 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

#### 【国の基本指針に定める目標】

- 〇令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- 〇令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

#### (1)目標値の設定

区分	項目	数値	目標値設定の考え方
	令和元年度末の施設入所者数(a)	66 人	(令和元年度末時点の利用人員)
地域生活への移行	【目標値】 令和5年度末時点の地域生活移行 者数(施設入所からグループホーム 等への移行者数)	2人	国の基本指針に定める目標(令和元年度末の施設入所者数×6%)に、地域の実情を勘案し調整
施設入所者数の削減	【目標値】 令和5年度末時点の施設入所者数 (b)	64 人	国の基本指針に定める目標(令和元年度末の施設入所者数—(令和元年度末の施設入所者数×1.6%))に、地域の実情を勘案し調整
	【目標値】 削減人数(aーb)	2 人	差引減少者数

#### (2) 取組の方向性

- ○入所施設等から地域生活への移行に向けて、医療機関、各種相談支援機関、グループホームを運営する事業所などと連携し、地域移行が円滑に行えるよう、また、地域での生活に移行した方が地域で自立できるよう支援を行います。
- 〇日中活動系サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、 短期入所及び地域活動支援センターで提供されるサービス)が受けられるよう、サービ スの質や量の充実に努めるとともに、サービス量の確保・拡充も行います。
- ○地域相談支援(地域移行支援、地域定着支援)についても、医療機関、各種相談支援機関などと連携し、引き続き支援を行います。
- 〇日中サービス支援型共同生活援助により常時の支援体制を確保すること等により、地域 生活への移行が可能となるようサービス提供体制の確保を図ります。



### 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

#### 【国の基本指針に定める目標】

- 〇精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本とする。
- 〇令和5年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数(65歳以上・未満)の目標量を、 国が提示する推計式を用いて設定する。
- 〇精神病床における早期退院率に関して、入院後3か月時点の退院率については69%以上、入院後6か月時点の退院率については86%以上及び入院後1年時点の退院率については92%以上とすることを基本とする。

#### (1)目標値の設定

○国の基本指針に定める目標については、都道府県において定めるものとなっていること から、地域における保健、医療、福祉の連携支援体制が強化されることによって、早期 の地域移行が促進されることを踏まえ、本市においては、精神保健医療福祉体制の基盤 整備を推進するものとします。

区分	項目	数值	目標値設定の考え方
精神保健医療福祉体制 の基盤整備	【目標値】 保健、医療・福祉関係者による協 議の場の開催回数	年 2 回	令和 5 年度末までに市又は圏域 に 1 つ以上確保し、開催するよう 設定

#### (2)取組の方向性

- ○保健・医療・福祉の連携した支援や、住まい、社会参加、地域の助け合い、教育等が包括的に確保された地域システムの構築に向けた、保健・医療・福祉関係者による協議の場において、精神保健医療福祉体制の基盤整備の推進を図ります。また、地域生活支援の拠点づくり、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を図ります。
- ○アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策として、地域において県 や医療機関など様々な関係機関と連携し、その支援を図ります。



# 3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

#### 【国の基本指針に定める目標】

〇地域生活支援拠点等について、令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上確保しつ つ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

# (1)目標値の設定

区分	項目	数值	目標値設定の考え方
障がいのある人の重度 化・高齢化や「親亡き後」	【目標値】 地域生活支援拠点等 の整備	1 箇所	令和 5 年度末までに市又は圏域 に1箇所以上確保
た。高齢化の税にを後 を見据えた地域生活支援拠点等の整備	【目標値】 地域生活支援拠点等 の運用状況の検証、検 討	年1回	年 1 回以上運用状況を検証、検討を実施することとして調整

#### (2) 取組の方向性

○袖ケ浦市社会福祉施設等連絡協議会や基幹相談支援センターに配置するコーディネーターと連携し、相談支援や社会資源の整備状況等、地域の実情に応じて、利用者への支援が行えるよう取組を推進します。



# 4 福祉施設から一般就労への移行等

#### 【国の基本指針に定める目標】

- 〇令和5年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の 1.27 倍以上とすることを基本とする。あわせて、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業のそれぞれに係る移行者数の目標値を定めることとし、それぞれ令和元年度実績の 1.30 倍以上、おおむね 1.26 倍以上及びおおむね 1.23 倍以上を目指すこととする。
- 〇令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。
- 〇就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。

#### (1)目標値の設定

区分	項目	数值	目標値設定の考え方
	福祉施設から一般就労への移行者数(令和元年度)	5 人	
	うち就労移行支援事業を通じた移行	5 人	(令和元年度中に福祉施設を退
	うち就労継続支援A型事業を通じた移行	0人	所し、一般就労した者の数)
福祉施設	うち就労継続支援B型事業を通じた移行	0人	
から一般 就労への 移行	【目標値】 就労移行支援事業等を通じた一般就 労への移行者数(令和5年度)	8人	国の基本指針に定める目標(令和元年度末の福祉施設から一般就労への移行者数×1.27)に、地域の実情を勘案し調整
	【目標值】就労移行支援事業	6 人	(5 人×1.30)
	【目標值】就労継続支援A型事業	1人	(1.26 倍以上)
	【目標值】就労継続支援B型事業	1人	(1.23 倍以上)
	就労定着支援事業所数	10事業所	(令和元年度において就労定着支援事業を実施している事業所数)
一般就労 の定着	【目標値】 就労移行支援事業等を通じた一般就 労への移行者のうち、就労定着支援事 業利用者数(令和 5 年度)	4 人	これまでの実績や現状の動向を 考慮した上で国の基本指針を踏 まえ、一般就労移行者のうち、7 割以上の利用を基本として調整 (6人×70%)
	【目標値】 就労定着率 80%以上の就労移行支 援事業所数	8 事業所	全事業所数の 8 割以上を基本と して調整(10 事業所×0.8)

#### (2) 取組の方向性

- ○相談支援事業所や、公共職業安定所(ハローワーク)、商工会、特別支援学校等との連携 により、一般就労への移行を推進し、障がいのある人の就労の場の確保に努めます。
- ○一般就労への移行に当たり、支援が必要な人に対して中立・公平な立場で適切な情報提供を行うとともに、相談支援体制機能の充実を図ります。
- ○一般就労への定着に関する支援として、農福連携や障害者就労支援施設等からの優先調 達などの取組についての支援を行います。



### 5 障がい児支援の提供体制の整備等

#### 【国の基本指針に定める目標】

- 〇令和5年度末までに児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1箇所以上設置することを基本とする。
- 〇令和5年度末までに児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施する等によりすべての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- 〇令和5年度末までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1箇所以上確保することを基本とする。
- 〇令和5年度末までに医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

#### (1)目標値の設定

区分	項目	数值	目標値設定の考え方
重層的な地域	【目標値】 児童発達支援センターの設置	1 箇所 (1 箇所)	君津圏域での設置 (本市内での設置)
支援体制の構 築	【目標値】 保育所等訪問支援を利用できる事業 所数	1 事業所	令和 5 年度末までに整備
主に重症心身	【目標值】 当該児童発達支援事業所数	1 事業所	君津圏域での設置を基本と し、令和5年度末までに整備
障がいのある 児童への支援	【目標値】 当該放課後等デイサービス事業所数	1 事業所	君津圏域での設置を基本と し、令和5年度末までに整備
医療的ケア児	【目標値】 医療的ケア児支援のための協議の 場の設置	1 箇所	令和 5 年度末までに整備
支援	【目標値】 医療的ケア児等に関するコーディ ネーターの配置人数	1人	令和 5 年度末までに配置

#### (2)取組の方向性

- ○障がい児の地域社会への参加・包容を推進するため、保育所等訪問支援を利用できる体制について、近隣市との連携も視野に入れ、その構築を図ります。
- ○主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所 の確保について、関係機関と連携して圏域内の事業所への働きかけを行います。
- ○医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置について、引き続き君津圏域4市での設置も視野に入れながら医療機関との連携を進めるとともに、相談支援事業所等におけるコーディネーターの配置を促進します。



# 6 相談支援体制の充実・強化等

### 【国の基本指針に定める目標】

〇令和5年度末までに各市町村又は各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

#### (1)目標値の設定

区分	項目	数值	目標値設定の考え方
総合的・専門的 な相談支援	【目標値】 障がいの種別や各種のニーズに対 応できる総合的・専門的な相談支援 実施箇所数	1 箇所	令和 5 年度末までに整備
	【目標値】 地域の相談支援事業者に対する訪 問等による専門的な指導・助言件数	年 12 件	基幹相談支援センターにお ける専門的な指導・助言件 数の設定
地域の相談支援体制の強化	【目標値】 地域の相談支援事業者の人材育 成の支援件数	年3件	基幹相談支援センターにおける人材育成の支援件数の設定
	【目標値】 地域の相談機関との連携強化の取 組の実施回数	年8回	基幹相談支援センターとの 連携強化の取組の実施回数 の設定

#### (2) 取組の方向性

- ○相談支援に関して指導的役割を担う人材である相談支援専門員等の計画的な確保について、相談支援の中核機関である基幹相談支援センターや、公共職業安定所(ハローワーク)、商工会などと連携し、支援を行います。
- ○基幹相談支援センターと連携した、福祉に関する問題について相談に応じる体制の整備 を図ります。
- ○サービス等利用計画の作成を含めた相談支援を行う人材の育成支援や、個別事例における専門的な指導や助言などを行い、障がいのある人の各種ニーズに対応する相談支援体制の構築の更なる充実を図ります。



# 7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

#### 【国の基本指針に定める目標】

〇令和5年度末までに都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とする。

### (1)目標値の設定

区分	項目	数值	目標値設定の考え方
障害福祉サービス等に 係る各種研修の活用	【目標値】 県が実施する障害福祉サー ビス等に係る研修その他の研 修への市職員の参加人数	年 10 人	研修会に市職員1名以上の 参加として設定
「障害者自立支援審査 支払等システム」によ る審査結果の共有	【目標値】 事業所や関係自治体等と共 有する回数	年1回	袖ケ浦市地域総合支援協議 会における会議等で共有す るものとして設定

#### (2) 取組の方向性

- ○県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修に関し、積極的に参加し障害 福祉サービスに関する理解に努め、その提供が適切に行われるよう取り組みます。
- ○「障害者自立支援審査支払等システム」等による審査結果を分析し、その内容を事業所 や関係自治体等と共有することにより、適切な障害福祉サービスが提供されるよう体制 の構築を図ります。



# 第4節 障害福祉サービスや支援等の見込量と確保のための方策

成果目標の達成に向けて、障害福祉サービス、障害児通所支援等の具体的な活動指標を 次のとおり定めます。

# 1 指定障害福祉サービス・相談支援(自立支援給付)

#### (1)サービスの概要

	サービスの種類	内 容
	居宅介護	障がいのある人に対して、居宅において入浴、排泄及び食事の介
	(ホームヘルプサービス)	護等を行うサービスを提供します。
		重度の肢体不自由者であって常時介護を要する人に対して、居宅 における入浴、排泄及び食事の介護等、外出時における移動中の 介護を総合的に行うサービスを提供します。
	   重度訪問介護	なお、日常的に重度訪問介護を利用している最重度の障がいの
		ある人であって、医療機関に入院した者については、入院中の医療
訪問系サ		機関においても、利用者の状態などを熟知しているヘルパーを引き 続き利用することができます。
ガサ		知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有し常時
ービス	     行動援護	介護が必要な人等に、行動する際に生じ得る危険を回避するために
		必要な援護、外出時における移動中の介護等を行うサービスを提供   します。
	同行援護	視覚障がいのある人に対する日常生活の援助や、ガイドヘルプを 行うサービスを提供します。
	重度障害者等包括支援	常時介護を必要とし、その介護の必要性が著しく高い人に、居宅 介護等のサービスを包括的に提供します。
		安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な障がいの
	.↓. >T ∧ =#	ある人に対して、事業所において、食事・入浴・排泄等の介護、日常
	生活介護	生活上の支援、軽作業等の生産活動や創作的活動の機会の提供、
Ė		これらを通じた身体能力、日常生活能力の維持・向上を目的として、
中活		必要な援助等を行います。
日中活動系サ		地域生活を営む上で、身体能力・生活能力の維持・向上等のた
ト 糸 ト サ		め、支援が必要な障がいのある人に対して、理学療法や作業療法
Ì		等の身体機能のリハビリテーション、歩行訓練、コミュニケーションや
ビス	自立訓練(機能訓練)	家事等の訓練、日常生活上の相談支援、就労移行支援事業所等の
		関係サービス機関との連絡調整等の支援、これらを通じて、地域生
		活への移行、地域生活を営む能力の向上を目的として、サービス期間はアファン・エー・ステース・ステース・ステース・ステース・ステース・ステース・ステース・ス
		間を限定し、事業所への通所、利用者の自宅への訪問等を組み合
		わせて、必要な訓練等を行います。



	サービスの種類	内 容
	自立訓練(生活訓練)	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障がいのある人に対して、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の相談支援、就労移行支援事業所等のサービス機関との連絡調整等の支援、これらを通じて、地域生活への移行、地域生活を営む能力の向上を目的として、サービス利用期間を限定し、事業所への通所、利用者の自宅への訪問等により、必要な訓練等を行います。
	就労移行支援	一般就労等を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性に応じた就労が見込まれる65歳未満の障がいのある人に対して、一般就労等への移行に向けての事業所内や企業における作業や実習、適性に合った職場探しや就労後の職場定着のための支援、これらを通じ、適性に合った職場への就労・定着を目的として、サービス提供期間を限定し、必要な訓練、指導を行います。
日中活	就労継続支援A型	就労機会の提供を通じ、生産活動に係る知識及び能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる利用開始時に65歳未満の人に対して、事業所内において、雇用契約に基づく就労の機会の提供、これを通じて、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合、一般就労への移行に向けた支援を目的として、必要な指導等を行います。
日中活動系サービス	就労継続支援B型	就労移行支援事業等を利用したが、一般企業等の雇用に結びつかない人や一定年齢に達している人など、就労の機会等を通じ生産活動に係る知識及び能力の向上や維持が期待される人に対して、雇用契約は締結しない就労や生産活動の機会を提供し、工賃の支払い目標の設定、額のアップを図ることを通じて、一般就労に必要な知識・能力が高まった人への一般就労への移行に向けた支援をすることを目的として、必要な指導等を行います。
	就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている場合に、障がいのある人との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて、企業・自宅等への訪問や対象者の来所等により、生活リズム、家計や体調の管理等に関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。
	療養介護	病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護が必要な障がいのある人に対して、医療機関において、病院等への長期入院による医学的管理の下、食事や入浴、排泄等の介護の提供、日常生活上の相談支援、レクリエーション活動等の社会参加活動支援、声かけ・聞き取り等のコミュニケーション支援、これらを通じた身体能力、日常生活能力の維持・向上を目的として、必要な介護、訓練等を行います。



サービスの種類		内 容
日中活動系サービス	短期入所(ショートステイ)	居宅においてその介護を行う人の疾病その他の理由により、障害 児支援施設への短期間の入所を必要とする障がいのある人に対 し、入浴、排泄又は食事等の介護や日常生活上の支援を行います。
E	自立生活援助	障害児支援施設やグループホーム等からひとり暮らしへの移行を 希望する知的障がいのある人や精神障がいのある人などについて、 本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間、定期 的な巡回訪問や随時の対応により、障がいのある人の理解力、生活 力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。
居住系サービス	共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活を営むのに支障のない障がいのある人につき、 主に夜間において、共同生活を営む住居で日常生活における相談 支援、食事・入浴・排泄等の介護、日中活動に係る事業所等の関係 機関との連絡調整、その他の日常生活上の援助を行います。
	施設入所支援	夜間において、介護が必要な人、通所が困難である自立訓練又は就労移行支援の利用者に対して、夜間における入浴、排泄又は食事の介護等を提供することを目的として、障害児支援施設において、必要な介護、支援等を行います。
	計画相談支援 (サービス等利用計画作成)	障がいのある人の自立した生活を支えるため、抱えている課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援します。
相談支援	地域移行支援	施設等に入所している障がいのある人や精神科病院に入院している精神障がいのある人が地域における生活に移行するための活動に関して支援します。
	地域定着支援	居宅において単身で生活する障がいのある人で地域生活が不安 定な者に対して、常時の連絡体制を確保するとともに、緊急時等に 対応します。

(備考) 所管:障がい者支援課



#### (2) 見込量と確保のための方策

指定障害福祉サービス・相談支援(自立支援給付)の見込量の設定に当たっては、前期 計画の利用実績の推移を踏まえ、福祉施設の入所者数、入院中の精神障がいのある人の地 域生活移行数、福祉施設からの一般就労者数等を総合的に勘案して定めました。

#### ① 訪問系サービス

訪問系サービスは、障がいのある人の地域での自立した生活を支える上で必要不可欠なサービスです。サービスの実績値は横ばいで推移しており、今後も利用者は同様の傾向で推移していくものと見込まれます。

このため、サービス提供事業者に対し、必要な情報を提供し、サービスの供給体制と量の確保を促すとともに、各種研修会参加や専門的な人材の確保等、サービスの質的向上を図るよう働きかけます。

#### ■ 活動指標

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
Rウム-#	時間/月	1, 789	1, 800	1, 812
居宅介護	実人/月	110	110	111
<b>手</b>	時間/月	525	525	525
重度訪問介護	実人/月	5	5	5
∕二重h f≅ ≡推	時間/月	20	20	20
行動援護	実人/月	1	1	1
同行援護	時間/月	311	311	311
円1」「友・彦	実人/月	14	14	14
重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	0
里皮牌音名等已括义版	実人/月	0	0	0
訪問系計	時間/月	2, 645	2, 656	2, 668
1/I 77( II	実人/月	130	130	131

<sup>※</sup>重度障害者等包括支援については、本市の障がいのある人の状況などを踏まえ、0人と 見込んでいます。



#### ② 日中活動系サービス

日中活動系サービスについては、障がいのある人の地域生活への移行や自立支援の観点から、サービスの実績値は増加傾向で推移しています。

このため、引き続き障がいの状況やニーズに応じた適切な日中活動の場を確保し、地域における生活の維持及び継続が図られるよう支援します。また、サービス事業者に対して必要な情報を提供していくとともに、新たなサービス事業者の参入もできるように努めます。

また、就労移行支援や就労継続支援及び就労定着については、広域的な連携の中で必要なサービスが確保できるよう努めるとともに、関係機関や団体と連携し雇用先の確保や継続的な就労のための支援に努めます。

#### ■ 活動指標

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
<b>ルエム=</b> #	延人日/月	3, 157	3, 185	3, 213
生活介護	実人/月	178	185	192
白 六 訓练 (	延人日/月	60	60	60
自立訓練(機能訓練)	実人/月	10	10	10
白 六 訓(本 / <b>什 江</b> 訓(本)	延人日/月	17	17	17
自立訓練(生活訓練)	実人/月	1	1	1
<b>计分</b> 段与支持	延人日/月	243	247	251
就労移行支援	実人/月	33	34	35
	延人日/月	504	523	543
就労継続支援A型	実人/月	35	40	46
	延人日/月	1, 547	1, 561	1, 575
就労継続支援B型	実人/月	115	120	125
就労定着支援	実人/月	6	7	8
療養介護	実人/月	4	4	4
	延人日/月	492	498	504
短期入所(福祉型)	実人/月	42	43	44
た 出 3 元 (左 唐 刑)	延人日/月	5	5	5
短期入所(医療型)	実人/月	1	1	1



#### ③ 居住系サービス

居住系サービスについては、特に共同生活援助で、親亡き後の生活の場や地域生活への移行の受け皿として今後も利用者が増加することが見込まれます。このため、市内のみならず近隣市で活動する社会福祉法人やNPO法人等の動向の把握に努め、相談者等にサービス内容と提供事業者等に関する情報を提供します。また、精神障がいのある人については、その特性に応じた適切な支援が受けられるよう、サービス提供事業者等と連携した取組を進めます。

施設入所支援については、利用ニーズが一定数あり、今後も利用者数は横ばいで推移していくことが想定されます。このため、地域で自立した生活を送ることが困難な人が安心して暮らせるように、地域生活への移行を勘案の上、サービスを提供する施設と連携を図りながら、施設入所サービスの需要に適切に対応していきます。

また、地域生活に対する安心感を担保し、自立した生活を希望する者に対する支援等を進めるため、地域生活支援の拠点等の整備を推進します。

#### ■ 活動指標

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	<b>中17日</b>	0	1	2
(うち精神障がい者)	実人/月	(0)	(1)	(2)
共同生活援助	中1 7日	90	95	100
(うち精神障がい者)	実人/月	(0)	(1)	(2)
施設入所支援	実人/月	65	65	66

※令和3年度の自立生活援助、共同生活援助(うち精神障がい者)については、本市の障がいのある人の状況などを踏まえ、0人と見込んでいます。



#### 4 相談支援

相談支援については、相談件数が増加傾向にあることから、今後も利用者が適切に計画 相談支援を受けられるよう支援体制を整える必要があります。そのため、県や関係機関等 で実施する研修会等への積極的な参加を促進し、障がい種別にかかわらず対応できる幅広 い知識と、障がい種別による専門性の高い知識の双方を備えた相談支援専門員の育成に努 めます。

地域移行支援・地域定着支援は、今まで以上に障がいのある人の生活に密着したものとなり、その支援に当たっては、障がいに関する知識はもちろん、社会的・経済的な知識も必要になる事例が発生することも想定されます。このため、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進める観点から、保健、医療、福祉の連携支援体制の強化を図り、医療機関からの退院者及び福祉施設からの退所者が、地域での生活にスムーズに移行できるよう支援します。

#### ■ 活動指標

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	実人/月	120	140	160
地域移行支援	実人/月	2	3	3
(うち精神障がい者)		(1)	(1)	(2)
地域定着支援	<b>中</b> 1 7 日	1	1	2
(うち精神障がい者)	実人/月	(1)	(1)	(2)



# 2 地域生活支援事業

# (1)事業の概要

事業の種類	内 容
	地域住民への働きかけを強化することにより、障がい
	のある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる
理解促進研修•啓発事業	「社会的障壁」を除去し、共生社会の実現を図ることを目
	的として、障がいのある人に対する理解を深めるための
	啓発等を行います。
	障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を
自発的活動支援事業	営むことができる共生社会の実現を目的として、障がい
日光的冶到义族争未	のある人、その家族、地域住民等による地域における自
	発的な取組を支援します。
	障がいのある人の保護者又は障がいのある人の介護
相談支援事業	を行う人等からの相談に応じ、必要な情報の提供等、権
	利擁護のための必要な援助を行います。
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	障がいのある人の相談に対応するため、相談支援機
1   1   1   1   1   1   1   1   1   1	関に相談業務を委託し相談体制を充実させる事業です。
	特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配
②基幹相談支援センター等機能強	館化 置し、地域の相談支援体制や専門的な相談支援等を強
事業	化する取組、地域移行・地域定着の促進に取り組むもの
	です。
	公営住宅や民間の賃貸住宅への入居を希望している
③住宅入居等支援事業	が、保証人がいないなどの理由から入居困難な障がい
	のある人を支援する事業で、入居に当たっての支援や、
	家主等への相談・助言などを行います。
	障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする身寄
	りのない重度の知的障がいのある人又は精神障がいの
	ある人であって、市が後見・保佐・補助開始の審判請求
	を行う必要がある方の申し立てに対する支援を行いま
   成年後見制度利用支援事業	す。
<b>次千</b>	また、その場合に、成年後見制度の申し立てに要する
	費用(登記手数料、鑑定手数料)及び後見人等の報酬
	の全部又は一部の助成を受けなければ、成年後見制度
	の利用が困難な人に対して、費用の全部又は一部を助
	成します。
	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うこ
成年後見制度法人後見支援事業	とができる法人を確保できる体制を整備するとともに、法
	人後見の活動を支援します。



事業の種類	内 容
	聴覚等に障がいがあるため、意思疎通を図ることに支
意思疎通支援事業	障がある場合に、障がいのある人とその他の人の意思
(コミュニケーション支援事業)	疎通を仲介する手話通訳者等の派遣を行い、意思疎通
	の円滑化を図ります。
	聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいのある
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業	人とのコミュニケーションの支援を行うため、手話通訳
	者、要約筆記者の派遣を引き続き行います。
	聴覚障がいのある人及び音声又は言語機能障がい
	のある人の相談、手話等による意思の疎通を容易にす
	るため、手話通訳者を引き続き設置します。事業の内容
②手話通訳者設置事業	は、市役所障がい者支援課等の窓口における聴覚障が
	いのある人の相談、手続き等の通訳を行うとともに、手
	話奉仕員養成講座事業は、近隣市と共同して引き続き
	実施していきます。
	障がいのある人に対して、自立生活支援用具等の日
	常生活用具(介護訓練支援用具、自立生活支援用具、
日常生活用具給付等事業	在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄
	管理支援用具(紙おむつを含む))を給付又は貸与する
	こと等により、日常生活の便宜を図ります。
│	障がいのある人等の身体介護を支援する用具や訓練
①介護・訓練又援用兵	に用いるいす等の用具を支援します。
	入浴補助用具や聴覚に障がいのある人用屋内信号
②自立生活支援用具	装置等障がいのある人等の入浴、食事、移動等の自立
	生活を支援する用具を支援します。
   ③在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計等障がいのある
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	人等の在宅療養等を支援する用具を支援します。
     ④情報·意志疎通支援用具	点字器や人工喉頭等障がいのある人等の情報収集、
使用報 意心味超又拨用兵	情報伝達や意思疎通等を支援する用具を支援します。
   ⑤排泄管理支援用具	ストーマ用装具等障がいのある人等の排泄管理を支
□ □ → → → → → → → → → → → → → → → → → →	援する衛生用品を支援します。
   ⑥居宅生活動作補助用具	手すりの取り付け、床段差の解消等、障がいのある人
(位宅改修費)	等の移動等を円滑にするための小規模な住宅改修に伴
(压七以修复)	う費用を支援します。
	聴覚等に障がいがあり、手話を必要とする人との交流
手話奉仕員養成講座事業	活動の促進等が期待される日常会話程度の手話表現
	技術を習得する研修事業を実施します。



事業の種類	内 容
	屋外での移動が困難な障がいのある人について、外
移動支援事業	出のための支援を行うことにより、地域における自立生
	活及び余暇活動等の社会参加を促します。
	基本事業として、障がいのある人が通所し、地域の実
地域活動支援センター機能強化事業	情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会を提供する
	ことにより、社会との交流を促進します。
	地域活動支援センターⅠ型では、精神保健福祉士等
	の専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤と
①地域活動支援センター I 型	の連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、
	障がいに対する理解促進のための普及啓発等を行いま
	す。あわせて、相談支援事業を実施します。
	地域活動支援センターⅡ型では、地域において就労
②地域活動支援センターⅡ型	が困難な在宅の障がいのある人が通所し、機能訓練、
	社会適応訓練等、入浴等のサービスを提供します。
	地域活動支援センターⅢ型では、従来からある小規
③地域活動支援センターⅢ型	模作業所のうち、運営実績年数及び実利用定員が一定
	以上のものについて、運営費の支援をします。
   訪問入浴サービス事業	居宅において入浴が困難な重度身体障がいのある人
(移動入浴車の派遣)	(児) に対して、移動入浴車を派遣することにより、入浴
(153)(11-47)((2)	サービスを提供します。
	知的障がいのある人の自立更生を図るため、知的障
	がいのある人を一定期間職親に預け、生活指導及び技
知的障害者職親委託制度 	能習得訓練等を行うことによって、就職に必要な素地を
	与えるとともに、雇用の促進と職場における定着性を高
	めます。
	障がいのある人の家族の就労支援や、日常介護して
日中一時支援事業	いる家族の一時的な負担軽減を目的として、障がいのあ
	る人に日中、日帰りによる活動の場を提供します。
自動車運転免許取得費・	障がいのある人の社会参加を促進するため、自動車
自動車改造費助成事業	改造費や運転免許取得費の助成等の事業を行います。

(備考) 所管:障がい者支援課



#### (2) 見込量と確保のための方策

いての取組強化、利便性の向上を図ります。

地域生活支援事業については、障がいのある人が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう事業を計画し、障がいのある人の状況や前期計画の利用実績を総合的に勘案して見込量を定めました。

本事業の実施に当たって、市の広報やホームページなどにより、障がいのある人に情報 提供を行うとともに、事業者等関係機関と連携し、事業の適切な実施を継続していきます。 また、相談支援事業については、基幹相談支援センターと連携し、障がいのある人の保 護者又は障がいのある人の介護を行う人等に対し、必要な情報の提供等や権利擁護等につ

さらに、保護者等からの療育に関する相談に適切に対応し、言語面や運動面等から発達 状況を確認し、必要に応じた支援を促すとともに、言語聴覚士などによる保育所や幼稚園 等の訪問を行い、心身の発達に遅れがみられる子どもや保育を行う人への指導や支援を行います。

#### ■ 活動指標

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1)理解促進研修·啓発事業	実施の有無	有	有	有
(2)自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有
(3)相談支援事業				
①障害者相談支援事業	実施箇所数	2	2	2
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有
②基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有
③住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無
(4)成年後見制度利用支援事業	実人/年	6	7	8
(5)成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有
(6)意思疎通支援事業(コミュニケーション支持	爰事業)			
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実人/月	20	21	23
(実利用見込件数)	天人/月	20	۷۱	
②手話通訳者設置事業	設置	1	1	1
(実設置見込者数)	見込者数	1	'	'
(7)日常生活用具給付等事業				
①介護•訓練支援用具	件/年度	4	4	4
②自立生活支援用具	件/年度	7	8	8
③在宅療養等支援用具	件/年度	14	14	14
④情報・意思疎通支援用具	件/年度	12	12	12
⑤排泄管理支援用具	件/年度	1,354	1,420	1,490
⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件/年度	1	1	1



事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(8)手話奉仕員養成講座事業 (実養成講習修了見込者数)	実人/年	1	0	1
	実施箇所数	22	22	22
(9)移動支援事業	実人/月	35	35	35
	時間/月	291	296	300
(10)地域活動支援センター機能強化事業				
地域活動支援センター I 型	実施箇所数	1	1	1
地域内到又限ピング「主	実人/月	71	75	78
□ 地域活動支援センター II 型	実施箇所数	3	3	3
地域活動又版ピンテール主	実人/月	3	3	3
│ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │	実施箇所数	5	6	6
地域/日勤又版ピンテ 皿主	実人/月	12	12	13
(11)その他の事業				
①訪問入浴サービス事業	実人/月	4	4	4
(移動入浴車の派遣)	延人日/月	115	115	115
②知的障害者職親委託制度	実施の有無	有	有	有
③日中一時支援事業	実人/月	45	45	45
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	延人日/月	335	335	335
④自動車運転免許取得費・	実施の有無	有	有	有
自動車改造費助成事業				
⑤ペアレントトレーニングやペアレントプロ	実人/年	5	5	5
グラム等の支援プログラム等の受講者数				
⑥ペアレントメンターの人数	実人数	1	1	2
⑦ピアサポートの活動への参加人数	実人/年	3	3	3

※(8)手話奉仕員養成講座事業については、2か年にわたる事業であるため、令和4年度の見込みが0人となっています。



#### 3 障害児通所支援等

平成25年4月1日の障害者総合支援法施行に先立ち、児童福祉法が一部改正され、平成24年4月1日に施行されました。

それまで、障がい児を対象とした施設・事業においては、施設入所等は児童福祉法、児童デイサービス等の事業関係は障害者自立支援法、重症心身障がい児(者)通園事業は予算事業として実施されてきましたが、平成24年4月からは児童福祉法による支援を実施しており、「障害児通所支援」を利用する際には、障害児支援利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う「障害児相談支援」が必要となりました。

#### (1)支援等の概要

支援等の種類		内 容
	児童発達支援	児童等の日常生活における基本的な動作の指導、知識技能 の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
	医療型児童発達支援	児童等の保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知能技 能の付与及び治療を行います。
障害	放課後等デイサービス	放課後や夏休み等に生活能力改善のための訓練を継続的 に提供し、障がいのある児童の自立を促進します。
障害児通所支援	保育所等訪問支援	専門家が障がいのある児童のいる保育所等を訪問し、集団 生活への適応のための専門的な支援を行います。また、保育 所等訪問支援の対象を児童養護施設等に入所している障がい のある児童に拡大し、支援を行います。
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいがある児童であって、児童発達支援等を受けるために外出することが著しく困難な場合に、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
	児童発達支援センター等の運営支援	肢体不自由児や知的障がい児などの心身の発達を支援する通所・療育施設である「児童発達支援センターきみつ愛児園」の運営の安定化を図るための支援を行います。
相談支援等	医療的ケアを要する障がい児に対する支援	医療的ケアが必要な障がい児が、地域において必要な支援 を円滑に受けることができるよう、保健、医療、福祉その他の各 関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の 整備を行い、支援の充実を図ります。
	障害児相談支援	障がいのある児童の保護者又は障がいのある児童の介護を行う人等からの相談に応じ、必要な情報の提供等、権利擁護のための必要な援助を行います。

(備考) 所管:障がい者支援課



#### (2) 見込量と確保のための方策

障害児通所支援等の見込量の設定に当たっては、前期計画の利用実績の推移や障がい児 童の状況を踏まえて定めました。

障害児通所支援等については、特に児童発達支援や放課後等デイサービスにおける利用 ニーズが増加傾向にあるため、子育てや保育、教育等の関係する機関等や、障害福祉サー ビスを提供する事業者との連携を図り、支援の必要な児童に適切なサービスが提供できる ように努めます。

また、児童の成長に応じた様々な機会で、保護者への周知や情報提供をより強化し、支援の必要な児童が適切な支援につながるよう努めます。

さらに、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの養成を促進します。

#### ■ 活動指標

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
旧辛及法士恒	延人日/月	565	570	575
児童発達支援 	実人/月	70	72	74
医萨利坦辛及法士塔	延人日/月	0	0	0
医療型児童発達支援	実人/月	0	0	0
###後答ぎと# ばっ	延人日/月	1, 148	1, 198	1, 251
放課後等デイサービス	実人/月	131	143	156
但本式生計明土地	延人日/月	6	8	10
保育所等訪問支援	実人/月	6	8	10
<b>尼克士明刊旧在</b> 改法士顿	延人日/月	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	実人/月	0	0	0
障害児相談支援	実人/月	55	65	75
医療的ケア児に対する関連 分野の支援を調整するコー ディネーターの配置人数	実人	0	0	1

<sup>※</sup>医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援については、本市の障がいのある人の状況、サービス提供事業所の設置状況を踏まえ、〇人と見込んでいます。

<sup>※</sup>医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数については、令和5年度までに1人配置することを目標としているため、令和3~4年度については、0人としています。



#### (3) 子ども・子育て支援制度等に基づく支援

市では、障害児通所支援等のほか、子ども・子育て支援制度等に基づき、障がい児支援 の充実を図っており、引き続き、袖ケ浦市子育て応援プラン(令和2年度~6年度)と調 整を図りつつ、事業の推進を図ります。

#### ① 障がい児保育の実施

集団保育が可能な障がいのある児童の保育について、対象者の入所希望に応じて引き続き受け入れます。

【保育課】

#### 2 放課後児童健全育成事業

放課後児童クラブは、放課後等、就労等の理由で家庭に保護者がいない子どもたちが、 安全で楽しい時間を過ごすための施設です。障がいのある児童については、適正な保育が 行えるよう、研修を年1回開催し指導員は受講することとしています。また、障がいのあ る児童を受け入れるに当たり、補助金を加算し、受入れの拡充を図ります。

【子育て支援課】

#### ③ ファミリー・サポート・センター事業

子育て環境の向上を図るため、育児等の援助を希望する利用会員と援助を行いたい提供会員が助け合う、ファミリー・サポート・センターにおいて、障がいのある児童についても、子どもの状況を見極めた上で、提供会員に対し援助の受入れに向けた連絡調整を行います。

【子育て支援課】

#### 4 ライフサポートファイルの活用

幼児期から学童期・青年期へのライフステージの変化を通じ、切れ目のない一貫した療育・教育支援体制の充実を図ります。

【袖ケ浦市地域総合支援協議会】



# 第5章 計画の推進

# 第1節 袖ケ浦市地域総合支援協議会の運営

#### 1 協議会の概要

本計画の進捗状況の把握、地域の障がい者支援に関わる組織・事業者等との連携による きめ細かな課題の把握、障がい者支援についての意見交換、連絡調整等を行っていくため、 「袖ケ浦市地域総合支援協議会」を運営します。

地域総合支援協議会は、障害者総合支援法第89条の3第1項の規定により、相談支援 事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに向けて、中核的な役割を 果たす場として位置づけられています。

#### ■袖ケ浦市地域総合支援協議会について■

袖ケ浦市地域総合支援協議会は、障害者総合支援法第89条の3第1項の規定により、障がい者又は障がい児への支援体制の整備を図るとともに、障害者差別解消法第17条第1項の規定により、障がいを理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、障がいのある人やその家族等、障害者支援関係機関関係者、保健・福祉及び医療機関関係者、医療関係者、教育機関関係者、雇用機関関係者、関係行政機関関係者から構成されている協議会です。

本市では、袖ケ浦市地域総合支援協議会設置要綱において、協議事項として「袖ケ浦市障がい者福祉基本計画及び袖ケ浦市障がい福祉計画の策定及び見直しに関すること」を定めており、その他に相談支援機能強化事業による相談支援体制に関することや複数の支援が必要な事例への対応に関することなどに関する協議も行います。

# 2 実務者会の設置

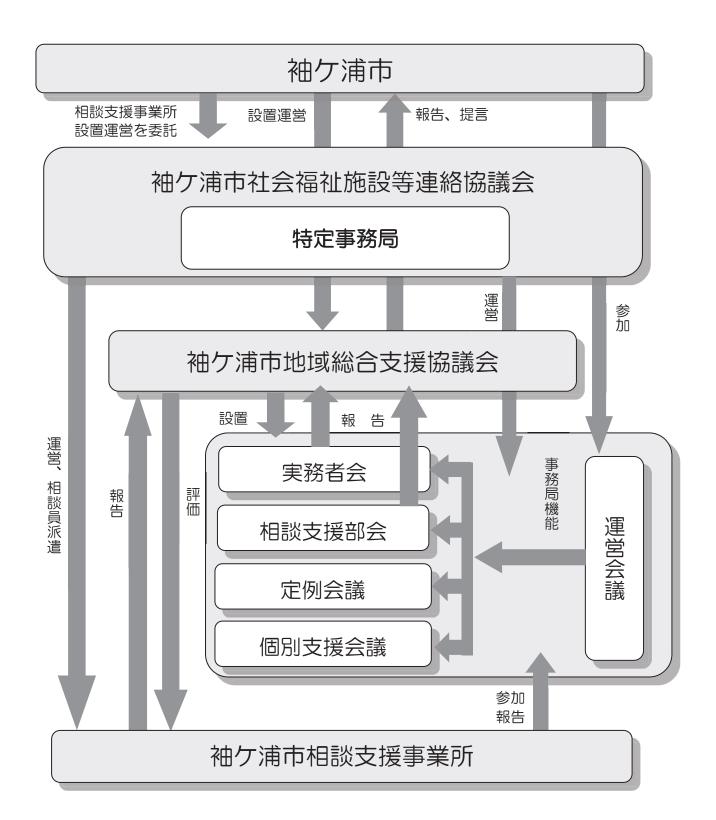
袖ケ浦市地域総合支援協議会の活動を、より円滑かつ有効なものとするため、実務者会を設置し、部門ごとの課題に向けた取組を行っています。

## 3 相談支援部会

専門性が高く、活動内容に大きな変化が想定されない相談支援部門について、相談支援 部会を設置し、相談支援体制の構築等に関する協議や活動を定期的に行っています。



#### ■袖ケ浦市地域総合支援協議会等の構成■





# 第2節 障がい福祉施策の総合的な推進

本計画による施策を効果的かつ効率的に推進するため、「袖ケ浦市総合計画」をはじめと する関連計画との整合を図り、社会経済環境や市民ニーズの変化に対応した適切な事業を 展開するとともに、関係機関及び庁内関係各課による連絡調整等を十分に行います。

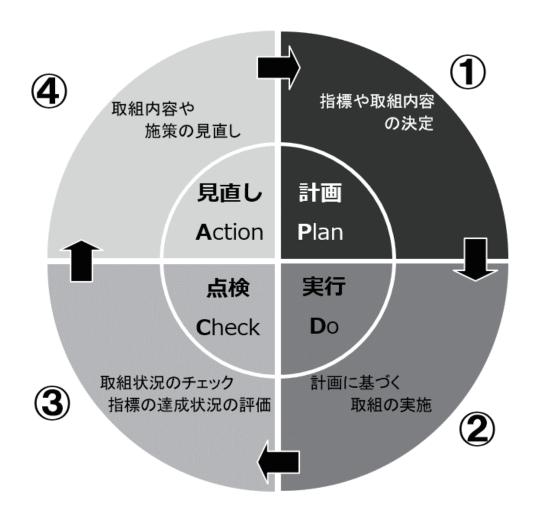
また、今後障がい福祉施策におけるニーズの増大が見込まれることから、国、県、近隣の自治体等との連携も含め障がい福祉施策の展開を図るとともに、より効果的な事業実施に当たり、基幹相談支援センターや相談支援事業者等との連携を図り、必要な人へ必要なサービスの提供を行います。



# 第3節 計画の評価と見直し

計画の効果的な推進を図るためには、事業の進捗状況の点検・評価を行い、必要に応じて見直しや対策を講じていく必要があります。このため、PDCAサイクルにより、年度ごとにその進捗状況を把握し、分析・評価を基に新たな課題などが生じた場合には、計画の変更や必要な措置を講じます。

また、障がい福祉計画・障がい児福祉計画については、障害福祉サービス、障がい児通所支援等の提供の確保に向けて推進されるものです。そのため、関係者が目標等を共有し、その達成に向けて連携するとともに、進捗状況を確認しながら取組を進める必要があることから、「成果目標」「活動指標」については、毎年度終了時点で、事業の達成状況を点検・評価し、袖ケ浦市地域総合支援協議会での検証を行い、その結果について速やかに公表します。





# 資料編

#### 1 計画の策定体制

#### (1) 袖ケ浦市障がい者福祉計画等検討委員会

本計画の策定に当たっては、庁内の関係各課による検討組織として「袖ケ浦市障がい者 福祉計画等検討委員会」を設置し、計画に関する様々な意見の調整を行い、本計画へ反映 しています。

#### (2) 袖ケ浦市地域総合支援協議会

本市の障がい者施策のあり方について幅広い意見の集約を行い、その内容を計画に反映させるため、「袖ケ浦市地域総合支援協議会」における議論を中心に策定を行いました。

#### (3) 事業者調査

本市内で障害福祉サービスを提供している事業者に対し、現在の活動状況や課題、今後の取組等に関するアンケート調査を実施し、計画策定や施策推進の基礎資料としました。

#### (4) 市民による参加

本計画の策定に当たり、障害者手帳又は自立支援医療受給者証所持者及び市内在住の2 0歳以上の市民を対象にアンケート調査を実施し、計画策定の基礎資料及びその後の障が い者福祉に関する行政施策運営の基礎資料としました。

また、県との調整を行いつつ、市民の意見を本計画に反映するため、パブリックコメント手続を実施しました。

#### 

#### ■計画の策定体制■



# 2 計画策定経過の概要

開催日	会議名等	内容
	第1回障害者福祉基本計画等検討委員会	
令和2年5月8日	※新型コロナウイルス感染症の影響を受	計画概要、策定スケジュー     ルの説明など
	け、書面会議により開催	
	第1回地域総合支援協議会	計画概要、策定スケジュー
6月10日	※新型コロナウイルス感染症の影響を受	計画概要、泉足スグラユー   ルの説明など
	け、書面会議により開催	
7月16日	第 2 回障害者福祉基本計画等検討委員会	アンケート調査結果、基礎 データの報告、計画の進捗 評価、課題の整理など
7月29日	第2回地域総合支援協議会	アンケート調査結果、基礎 データの報告、計画の進捗 評価、課題の整理など
8月17日	第3回障害者福祉基本計画等検討委員会	計画素案、数値目標の検討など
9月10日	第3回地域総合支援協議会	計画素案、数値目標の検討など
10月26日	第 4 回障害者福祉基本計画等検討委員会	計画素案(パブリックコメント最終案)の検討など
11月10日	第 4 回地域総合支援協議会	計画素案(パブリックコメント最終案)の検討など
11月25日	政策調整会議	計画案の決定
12月2日	政策会議	計画案の決定
12月28日	全員協議会	計画案の決定
12月21日~	パブリックコメントの実施	計画に関する市民からの意見
令和3年1月20日	ハンテファコグンドの大心	徴収
2月16日	第 5 回障害者福祉基本計画等検討委員会	パブリックコメント実施結果 の報告など
3月2日	第5回地域総合支援協議会	パブリックコメント実施結果 の報告、計画最終案の承認



#### 3 袖ケ浦市地域総合支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第89条の3第1項の規定により、障害者又は障害児への支援体制の整備を図るとともに、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)第17条第1項の規定により、障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、袖ケ浦市地域総合支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

#### (協議事項)

- 第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議し提言する。
  - (1) 相談支援体制の状況把握、評価及び整備方策に関すること。
  - (2)相談支援機能強化事業による相談支援体制に関すること。
  - (3) 社会資源の開発、改善に関すること。
  - (4) 複数の支援が必要な事例への対応に関すること。
  - (5) 障害者の雇用促進に関すること。
  - (6) 袖ケ浦市障害者福祉基本計画及び袖ケ浦市障害福祉計画の策定及び見直しに関すること。
  - (7) 障害を理由とする差別の解消に関すること。
  - (8) その他障害福祉に関すること。

(組織)

- 第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
  - (1)障害者本人及びその家族並びに関係団体関係者
  - (2)障害者支援関係機関関係者
  - (3) 障害者支援関係機関以外の福祉機関関係者
  - (4)保健、福祉及び医療機関関係者
  - (5)教育機関関係者
  - (6) 雇用機関関係者
  - (7)行政機関関係者
  - (8) その他市長が必要と認める者

(仟期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。



(役員)

- 第5条 協議会に会長1人及び副会長2人を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が定めた順序で、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 協議会は、必要に応じて、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、委員であることにより知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。又、 解職後も同様とする。

(個人情報の保護)

第8条 委員は、委員であることにより知り得た個人情報を袖ケ浦市個人情報保護条例 (平成8年条例第15号)の本旨に従い個人の権利利益を害することのないよう、個人 情報を適正に取り扱わなければならない。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉部障がい者支援課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に 定める。



#### ■ 袖ケ浦市地域総合支援協議会名簿■

期間:令和2年4月1日~令和4年3月31日

	I		7731-3 1-111	 	
番号	氏	名	役職等	選出区分	備考
1	手塚	正二	_	障害者本人及びその家族 並びに関係団体関係者	
2	関口	三枝子	袖ケ浦市手をつなぐ育成会会長	障害者本人及びその家族 並びに関係団体関係者	
3	千木良	俊彦	千葉県社会福祉事業団 袖ケ浦福祉センター養育園施設長	障害者支援関係機関関 係者	
4	石井	啓	社会福祉法人嬉泉理事長	障害者支援関係機関関 係者	副会長
5	及川	和範	社会医療法人社団さつき会 ケアセンターさつきセンター長	障害者支援関係機関関 係者	
6	関口	幸一	特定非営利活動法人ぽぴあ理事長	障害者支援関係機関関 係者	会長
7	島津	太	君津ふくしネットセンター長	障害者支援関係機関関 係者	
8	髙野	圭介	社会福祉法人瑞光会 袖ケ浦瑞穂特別養護老人ホーム施設長	障害者支援関係機関以 外の福祉機関関係者	
9	剣持	敬太	社会福祉法人さつき会特別養護老人 ホーム 袖ケ浦菜の花苑施設長	障害者支援関係機関以 外の福祉機関関係者	
10	木川	綾	社会医療法人社団さつき会 袖ケ浦さつき台病院精神保健福祉士	保健、福祉及び医療機 関関係者	
11	竹元	悦子	袖ケ浦市民生委員児童委員協議会副会 長	保健、福祉及び医療機 関関係者	
12	大出	敏文	千葉県君津健康福祉センター地域福祉 課長	保健、福祉及び医療機 関関係者	
13	渡邉	昭宏	千葉県立槇の実特別支援学校長	教育機関関係者	
14	立川	久雄	袖ケ浦市商工会事務局長	雇用機関関係者	
15	倉上	佳代	木更津公共職業安定所統括職業指導官	雇用機関関係者	
16	杉山	布美江	障害者就業・生活支援センター エール センター長 主任就業支援員	雇用機関関係者	
17	重田	克己	袖ケ浦市社会福祉協議会事務局長	保健、福祉及び医療機 関関係者	
18	瀧澤	真	袖ケ浦市教育委員会学校教育課長	行政機関関係者	
19	今関	磨美	袖ケ浦市福祉部長	行政機関関係者	



#### 4 袖ケ浦市障がい者福祉計画等検討委員会設置要網

(設置)

第1条 袖ケ浦市障がい者福祉基本計画並びに袖ケ浦市障がい福祉計画及び袖ケ浦市障がい児 福祉計画(以下「計画」という。)の策定に当たり、障がい者の福祉に関する施策について 総合的な調整を図るため、袖ケ浦市障がい者福祉計画等検討委員会(以下「検討委員会」と いう。)を置く。

(所掌事務)

- 第2条 検討委員会は、次に掲げる事務を所掌する。
  - (1)計画策定に係る検討及び調整に関する事務
  - (2) その他計画策定で必要と認める事項に関する事務

(組織)

- 第3条 検討委員会は、別表に掲げる者をもって組織する。
- 2 検討委員会の委員長は福祉部長をもって充て、副委員長は地域福祉課長をもって充てる。
- 3 委員長に事故ある時は、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

- 第4条 検討委員会は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。
- 2 前条第1項に定める委員が検討委員会を欠席する場合、委員長は当該委員の申出により代 理人の出席を認めることができる。
- 3 委員長は、必要に応じて、検討委員会に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を 聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 検討委員会の庶務は、福祉部障がい者支援課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に 定める。



#### 別表(第3条関係)

- (1)福祉部長
- (2)企画課長
- (3)地域福祉課長
- (4)介護保険課長
- (5) 高齢者支援課長
- (6)子育て支援課長
- (7)保育課長
- (8) 学校教育課長
- (9)総合教育センター所長
- (10) 社会福祉協議会事務局長



# 5 袖ケ浦市内の障がい福祉サービス実施事業所一覧

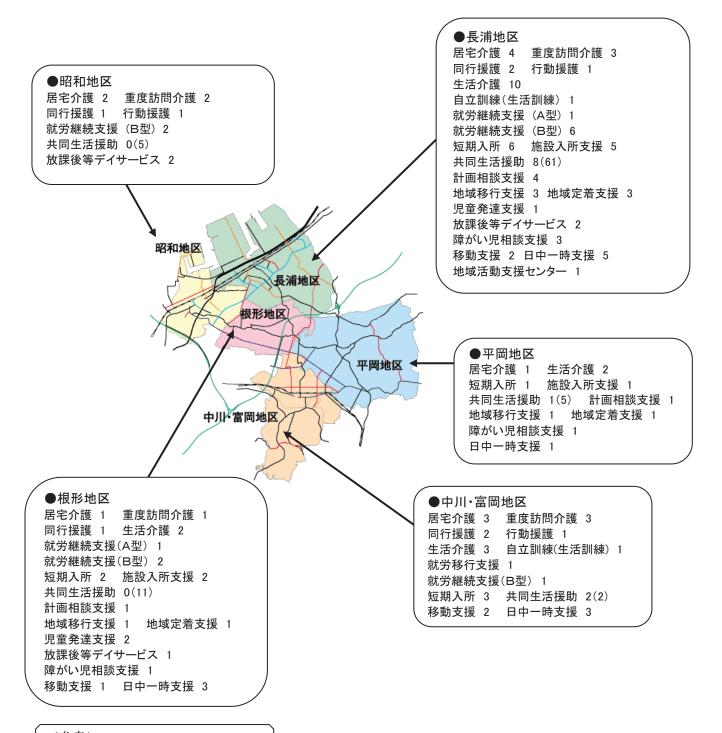
サービスの種類		事業者数(箇所)(令和2年10月現在)					
		全市	長浦地区	平岡地区	中川·富岡 地区	昭和地区	根形地区
	居宅介護	11	4	1	3	2	1
	重度訪問介護	9	3	0	3	2	1
訪問系 サービス	同行援護	6	2	0	2	1	1
, _,	行動援護	3	1	0	1	1	0
	重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0
	生活介護	17	10	2	3	0	2
	自立訓練(機能訓練)	0	0	0	0	0	0
	自立訓練(生活訓練)	2	1	0	1	0	0
日中活動系	就労移行支援	1	0	0	1	0	0
サービス	就労継続支援(A型)	2	1	0	0	0	1
	就労継続支援(B型)	11	6	0	1	2	2
	療養介護	0	0	0	0	0	0
	短期入所	12	6	1	3	0	2
居住系	施設入所支援	8	5	1	0	0	2
サービス	共同生活援助	11	8	1	2	0	0
	計画相談支援	6	4	1	0	0	1
相談支援	地域移行支援	5	3	1	0	0	1
	地域定着支援	5	3	1	0	0	1
	児童発達支援	3	1	0	0	0	2
B+ (A) (B	放課後等デイサービス	5	2	0	0	2	1
障がい児 支援事業	保育所等訪問支援	0	0	0	0	0	0
<b>义</b> 版	医療型児童発達支援	0	0	0	0	0	0
	障がい児相談支援	5	3	1	0	0	1
	移動支援事業	5	2	0	2	0	1
地域生活 支援事業	日中一時支援	12	5	1	3	0	3
人汲ず木	地域活動支援センター	1	1	0	0	0	0



#### 6 袖ケ浦市内の障がい福祉サービスの提供状況の分布

市内の昭和、長浦、根形、平岡、中川・富岡の各地区における障がい福祉サービスの提供状況は次の図のようになっています。

事業所の数は年々増加しています。各地区に満遍なく設置されており、障がい福祉サービスの提供をしています。



#### <参考>

〇障害児入所施設 2 (長浦1、根形1) <出典>障がい者支援課調べ令和2年10月抽出

※共同生活援助については、「法人数 (GH数)」として表記



# 【あ行】

#### 医療的ケア

……医師の指導の下に、保護者や看護師が日常的・応急的に行っている経管栄養、 たんの吸引等の医療行為のこと。

## インクルーシブ教育システム

……障害者権利条約第24条に規定され、障がいのある児童・生徒と障がいのない 児童・生徒が共に学ぶ仕組みのこと。

#### N P O

……「Nonprofit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略で、 非営利団体、又は非営利での社会貢献活動や慈善活動を行う市民団体のこと。保 健や医療活動のほか、福祉、社会教育、環境保全、災害救助、国際協力などの活 動を行う。

# オストメイト

……病気や事故等により、お腹に排泄のためのストーマ(人工肛門・人工膀胱)を 造設した人のこと。

# 音声コード

……高齢者や視覚障がいのある人向けに開発された二次元コードで、専用リーダー を使用すると文字情報を読み上げることができる。



# 【か行】

# 介護保険サービス

……加齢に伴う疾病等により要介護状態等となり、入浴、排泄、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を必要とする人等について、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な介護サービス等を提供するもの。

## 学習障害 (LD)

……全般的な知的発達に遅れがないものの、「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算・推論する」能力に困難が生じる発達障がいのこと。

#### 基幹相談支援センター

……地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的・専門的な相談支援(身体障害、知的障害、精神障害)、地域の相談支援体制の強化の取組、地域移行・地域定着の促進の取組及び権利擁護・虐待防止を総合的に行う施設。

# ケアマネジメント

……障がい者の地域における生活を支援するために、福祉・保健・医療・教育・就 労などの幅広いニーズと、様々な地域の社会資源の間に立って、複数のサービス を適切に結びつけて調整を図るとともに、総合的かつ継続的なサービスの供給を 確保し、更には社会資源の改善及び開発を推進する援助方法。

## 健康福祉センター

……地域保健・医療・福祉の総合的窓口として、精神保健、難病対策、エイズ対策 等保健サービスや、食品衛生、生活環境、医事、薬事等に関する監視及び指導、 検査業務、生活保護、児童、母子・父子・寡婦、高齢者、障がい者等の福祉に関 することなどを行う県の機関。



#### 言語聴覚士

……音声機能、言語機能又は聴覚に障がいのある人の機能の維持向上を図るため、 言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助を行う専 門医療従事者(国家資格)。

#### 権利擁護

……自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障がいのある人などに代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うこと。

## 高機能自閉症(HFA)

……高機能自閉症とは、3歳位までにあらわれ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障がいである自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。

## 高次脳機能障がい

……病気(脳血管障がい、脳症等)や事故(脳外傷)によって脳が損傷されたために言語・思考・記憶・学習等の面で起こる障がいのこと。

## 合理的配慮

……行政機関等及び事業者が、その事務・事業を行うに当たり、個々の場面において、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合に、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないもの。



# 【さ行】

#### サービス等利用計画

……障がいのある人の心身の状況、置かれている環境、本人及びその家族の意向等 を勘案して、利用する障がい福祉サービス等の種類及び内容等を定める計画。

## 災害時要援護者(要配慮者)

……要介護高齢者等や障がいのある人のうち、身体の障がい等の理由により、災害時に自力で自宅外へ避難することが困難な方や、自ら救出を求めることが困難な方のこと。

## 作業療法士

……医師の指示の下に、身体又は精神障がいのある人に、手芸工芸、その他の作業 を行わせ、主としてその作業能力や社会適応能力の回復を図ることを業務内容と する専門医療従事者(国家資格)。

#### 児童発達支援センター

……児童福祉法に基づき、障がいのある児童が通所し、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行う施設のこと。

# 社会福祉協議会

……社会福祉法に基づきすべての都道府県・市区町村に設置され、地域住民や社会 福祉関係者の参加により、地域の福祉推進の中核としての役割を担い、地域福祉 活動推進のための様々な活動を行っている非営利の民間組織のこと。

# 社会福祉士

……専門的な知識や技術を用いて、身体上若しくは精神上の障がいがあること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある人の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助を行う社会福祉の専門職(国家資格)。

#### 障害支援区分

……障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の 度合を総合的に示すもので、市町村が障がい福祉サービスの種類や量を決定する 際に参考にしている。市町村が、必要とされる度合いが最も低い「非該当」から 順に「区分6」までの各区分に認定する。

#### 障がい児福祉計画

……児童福祉法に基づき、障がい児支援の提供体制の確保と円滑な実施を図るための計画のこと。

## 障害者基本法

……障がい者施策を推進する基本原則とともに、施策全般について基本的事項を定めた法律。国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障がいのある人に関わる施策の基本となる事項を定め、障がいのある人の自立と社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動への参加の促進を規定し、「完全参加と平等」を目指すことを目的としている。

# 障害者虐待防止法

……障がいのある人の権利・利益の擁護や障害のある人への虐待の防止を目的とした法律。障がいのある人への虐待を「養護者による虐待」「施設従事者等による虐待」「使用者による虐待」の3つの類型に分別し、国民に通報義務を課し、その対応体制を市町村・都道府県・労働関係行政の責務として明確に示している。

## 障害者雇用促進法

……障がい者の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置、職業リハビリテーションの措置等を通じて、障がい者の職業の安定を図ることを目的とした法律。

# 障害者差別解消法

……「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の通称。障害者基本法の基本理念に沿って、障がいを理由とする差別を解消するための措置について定めた法律。



#### 障害者総合支援法

……平成25年4月1日から、「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」とされ、障がいのある人の定義への難病等を追加や、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などが実施された。

#### 障害者の権利に関する条約

……障がいのある人の人権及び基本的自由の享有を確保し、固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がいのある人の権利の実現のための措置等について 定める条約。我が国は平成26年1月に同条約を批准した。

## 障がい者福祉基本計画

……障害者基本法に基づき、障がい者施策の総合的かつ計画的な推進を図るための 計画のこと。

#### 障がい福祉計画

……障害者総合支援法に基づき、障がい福祉サービス等の提供体制の確保に関する 数値目標や、サービスごとの必要な見込量などを定める計画のこと。

# 障害福祉サービス

……国が障害者総合支援法により定める障害のある人に提供される行政サービスの こと。

## 情報アクセシビリティ

……年齢や障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどりつけ、 利用できること。

## ジョブコーチ

……障がいのある人が職場に適応することを容易にするため、職場内外の支援環境 を整えるなど、きめ細かな支援を行う者をいう。



#### 身体障がい

……身体機能に何らかの障がいがあり、日常生活に制約がある状態をいう。身体障害者福祉法では、①視覚障がい、②聴覚・平衡機能障がい、③音声・言語・そしゃく機能の障がい、④肢体不自由、⑤内部機能の障がいの五つに分類されている。

#### スクールカウンセラー

……教育機関において心理相談業務に従事する心理職専門家。児童・生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じるとともに、教師や保護者に対して指導・助言を行う。

#### 生活習慣病

……生活習慣が発症原因に深く関与していると考えられている高血圧、脂質異常症、 糖尿病などの疾患の総称。

#### 生活ホーム

……地域の中で生活を望む知的障害のある人に対して、日常生活における必要な援助等を行うことにより、その社会的自立を支援する生活の場。

## 精神障がい

……精神保健及び精神障害者福祉に関する法律では、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障がい、精神病質その他の精神疾患を有する者と定義される。

# 成年後見制度

……民法に規定されている制度で、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力の不十分な方が、財産管理や身上監護についての契約などの法律行為について自己決定を行う際に一定の支援を必要とする場合に、その人らしく暮らしていくことができるよう保護し支援する制度。

# 相談支援専門員

……計画相談支援及び地域相談支援等を行う事業所において配置が義務付けられる職員。相談支援専門員として業務に従事するためには、法令に定める研修の履修及び実務経験が必要となる。

# 【た行】

#### 第三者評価

……サービスの質について、公正かつ中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価すること。

## 地域生活支援拠点

……障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能 をもつ場所や体制のこと。

## 地域包括ケアシステム

……地域住民に対し、保健サービス、医療サービス及び在宅ケア、リハビリテーション等の福祉サービスを、関係者が連携協力して、一体的に提供する仕組み。

## 知的障がい

……知的機能の障がいが発達期(おおむね18歳まで)にあらわれ、継続的に日常 生活や社会生活に支障がある状態のこと。

# 注意欠陥多動性障害(ADHD)

……不注意、多動性、衝動性の3つの症状がみられる発達障がいのこと。周りに理解されづらく、仕事や学業、日常のコミュニケーションに支障をきたすことがある。

# 特別支援教育

……障がいのある児童・生徒の自立と社会参加を支援するため、日常生活や学習上の困難を改善又は克服するよう、適切な指導や必要な支援を行う教育。



# 【な行】

## 内部障がい

……疾患などによって内臓の機能が制限される状態で、心臓機能、呼吸器機能、腎臓機能、膀胱・直腸機能、小腸機能、肝臓機能、免疫機能などに障がいのあること。

#### 難病

……厚生労働省の難病対策で取り上げられている疾患。原因不明、治療方法未確立であり、かつ、後遺症を残すおそれが少なくない疾病。平成 25 年4月から障害者総合支援法に定める障がい者(児)の対象に、難病等が加わり、障がい福祉サービス、相談支援等の対象となった。

# ノーマライゼーション

……障がいのある人や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動する社会こそが本来のあるべき姿という考え方のこと。

# 【は行】

## 発達障がい

……乳児期から幼児期にかけて発達の遅れや機能獲得の困難さが生じる心身の障がいで、通常、自閉症、アスペルガー症候群などの広汎性発達障がい、学習障害、 注意欠陥多動性障害その他これらに類する脳機能の障がいのこと。

# バリアフリー

……公共の建築物や道路、個人の住宅等において、高齢者や障がいのある人の利用 にも配慮した設計のこと。車いすで通行可能な道路や廊下の幅の確保、段差の解 消、手すり、点字の案内板など。



## ピアサポート

……障害のある人自身が、自らの体験に基づいて、他の障害のある人の相談相手となったり、同じ仲間として社会参加や地域での交流、問題の解決等を支援したりする活動。また、この活動をする人を「ピアサポーター」という。相談に力点を置く「ピアカウンセリング」も類似の概念。

#### **PDCA**

 $\cdots$  Plan (計画)  $\rightarrow$  Do (実行)  $\rightarrow$  Check (評価)  $\rightarrow$  Action (見直し) という過程によって業務を継続的に改善していく政策サイクルのこと。

## ファミリー・サポート・センター

……地域において育児や介護の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、育児 や介護について助け合う会員組織のこと。

#### 福祉避難所

……市町村が必要に応じて保健福祉センターや民間の福祉施設などに開設する二次 的な避難所。障がいのある人や高齢者、妊産婦や乳幼児、病弱な人とその家族ら のうち、一般の避難所生活が困難な人が対象となる。

# ペアレントトレーニング

……親は自分の子どもに対して最良の治療者になることができるという考えに基づき、親に子どもの養育技術を身につけてもらうトレーニング。

## ペアレントプログラム

……子どもや自分自身について「行動」で把握することで、保護者の認知的な枠組 みを修正していくことを目的にした簡易的なプログラム。

## ペアレントメンター

……発達障害のある子どもを育てた経験を持つ親で、その経験を活かし、子どもが 発達障害の診断を受けて間もない親などの相談・助言を行う。



# 【や行】

#### ユニバーサルデザイン

……年齢、性別、国籍、能力等にかかわらず、できるだけ多くの人が利用しやすい 施設、製品、環境等のデザインに配慮した生活環境とする考え方。

# 【ら行】

## ライフサポートファイル

……発達の気になる子どもや障がいのある子どもについて、ライフステージごとに 支援の担い手が変わりやすい移行期においても一貫した支援が継続されるよう、 家族や関係機関が共に関わることのできる情報伝達ツールのこと。

#### ライフステージ

……人間の一生を、乳幼児期、学童期、青年期、壮年期、高齢期などそれぞれの過程における生活史上の段階に沿って分けたもの。

# 理学療法士

……身体に障害のある人に対し、その基本的動作能力の回復を図るため、体操、電気的な刺激、マッサージ、温熱等の物理的刺激を加えるリハビリテーションを行う専門医療従事者。

# リハビリテーション

……心身に障がいのある人の全人間的復権を理念として、障がいのある人の能力を 最大限に発揮させ、その自立を促すために行われる専門的技術のこと。

## 療育

……発達障がいなど、様々な障がいを持つ子どもが社会的に自立することを目的と して行われる医療と保育。



	障がい者に関するマーク
5	国際シンボルマーク 障がいのある人々が利用できる建物や施設であることを表す世界共通のマークです。車いすを利用する方だけでなく、障がいの種類や程度にかかわらず、障がいのあるすべての人のためのマークです。
	身体障害者マーク(四つ葉マーク) 政令で定める程度の肢体不自由であることを理由に運転免許証に条件を付され ている方が車に表示するマークです。やむを得ない場合を除き、このマークを付 けた車に幅寄せや割り込みを行った場合、道路交通法違反となります。
8	聴覚障害者標識 聴覚障がいであることを理由に免許に条件を付されている人が車に表示する マークです。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に 幅寄せや割り込みを行った場合は、道路交通法違反となります。
	盲人のための国際シンボルマーク 視覚に障がいのある人の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられている世界共通のマークです。
1	耳マーク 聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。コミュニケーション方法に配慮を求める場合などに使用され、また、自治体、病院、銀行などが聴覚に障がいのある人に援助をすることを示すマークとしても使用されています。
Welcome! /・・\ ほじょ犬	ほじょ犬マーク 身体障害者補助犬法で定められた補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)同伴の啓 発のためのマークです。「身体障害者補助犬法」の施行後、公共施設や交通機 関はもちろん、デパートやレストランにも補助犬が同伴できます。
÷	オストメイトマーク 人工肛門・人工膀胱を造設している人(オストメイト)のための設備があることを 表しています。オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されてい ます。
	ハート・プラスマーク 「体の内部に障がいのある人」を表すマークです。心臓や呼吸機能など内部障がいは、外見からはわかりにくいため、様々な誤解を受けることがあります。そのような人の存在を視覚的に示し、理解と協力を広げるために作られたマークです。
1000円支付しています。	障害者雇用支援マーク 公益財団法人ソーシャルサービス協会が障害のある人の在宅障害者就労支援 並びに障害者就労支援を認めた企業、団体に対して付与する認証マークです。
SOS	「白杖SOSシグナル」普及啓発シンボルマーク 白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障害のある 人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の 普及啓発シンボルマークです。



#### 障がい者に関するマーク



#### ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している人、内部障がいや難病の人、又は妊娠初期の 人など、援助や配慮を必要としていることが外見からはわからない人が、周囲の 方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるように作成 されたマークです。





耳が聞こえない人が手話でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗など、手話による対応ができるところが掲示できます。また、イベント時のネームプレートや災害時に支援者が身に着けるビブスなどに掲示することもできます。

耳が聞こえない人等がこのマークを掲示した場合は「手話で対応をお願いします」の意味、窓口等が掲示している場合は「手話で対応します」等の意味になります。

#### 筆談マーク



耳が聞こえない人、音声言語障害者、知的障害者や外国人などが筆談でのコミュニケーションの配慮を求めるときに掲示したり、役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗など、筆談による対応ができるところが掲示できます。また、イベント時のネームプレートや災害時に支援者が身に着けるビブスなどに掲示することもできます。

耳が聞こえない人等がこのマークを掲示した場合は「筆談で対応をお願いします」の意味、窓口等が掲示している場合は「筆談で対応します」等の意味になります。



# そでがうら・ふれあいプラン

袖ケ浦市障がい者福祉基本計画(第3期) 袖ケ浦市障がい福祉計画(第6期) 袖ケ浦市障がい児福祉計画(第2期)

発行:袖ケ浦市 福祉部 障がい者支援課 令和3年 3月





